

# 総務財政委員会 案件一覧

(令和6年7月12日開催分)

○所管事務報告 9件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者(所管課長名等)
各部	2	令和6年度 企画経営部事業概要	1	臼井 企画課長
		令和6年度 総務部事業概要	1	鈴木 総務課長
		令和6年度 区民部事業概要	1	吉澤 戸籍住民課長
企画経営部	3	令和6年度 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査の実施について	2	臼井 企画課長
	1	令和6年10月1日付け組織改正について	3	田中 経営改革担当課長
総務部	4	令和6年度第1回大田区総合教育会議の開催について	2	鈴木 総務課長
	5	大田区を離職した管理職員の再就職状況について	3	堀江 人事課長
	6	工事請負契約の報告について ・道路舗装改良工事(美原通り) ・大田区大森本町一、二丁目付近管路耐震化工事 ・大田区中央一丁目、羽田四丁目付近管路耐震化工事 ・大田区立高畑小学校給食室改修工事 ・中富小学校ほか12校及び大森第一中学校ほか8校 便所洋式化工事 ・六郷小学校ほか10校及び六郷中学校ほか6校 便所洋式化工事 ・本庁舎地下4階消火用始動盤更新工事 ・大森第四中学校給食室全面改修その他機械設備工事 ・東調布第一小学校ほか9校及び田園調布中学校ほか3校 便所洋式化工事 ・大田区立東調布第三小学校校舎(棟番号①-4ほか) 取壊し工事 ・大森第一中学校校舎棟外壁改修その他工事(I期)	4	武藤 経理管財課長
区民部	7	令和5年度収納状況報告	2	丹野 納税課長 牧井 国保年金課長

# 令和6年度 企画経営部 事務事業概要

## I 部の目標及び重点項目・課題

### 1 令和6年度 部の目標

<p align="center"><b>羅針盤に立脚した「持続可能な自治体経営」の実践と遂行</b></p> <p>区は、令和6年3月に16年ぶりとなる新たな「基本構想」を策定した。 また、内閣府認定のSDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業にダブル選定され、SDGsの理念である「持続可能」な取組みを進めることが重要命題となった。 これを受け、令和6年度予算編成では「SDGs未来都市としての挑戦」を掲げ、精査を重ね、施策を磨き上げながら、各種事業を鋭意打ち立てたところである。 企画経営部はこのことを踏まえ、「基本構想」という羅針盤に立脚の上、あらゆる場面で全庁を牽引し、「持続可能な自治体経営」を実践しながら、その遂行を目指した職務を全うする。</p>
--

### 2 令和6年度 重点項目・課題

<p>(1) 総合調整機能の発揮</p> <p>新型コロナウイルス感染症の5類への移行や社会情勢の変化等により、区政運営が大きな転換期を迎える中においても効果的・効率的に施策を推進していくためには、これまで以上に部局間連携を進めていく必要がある。 このため、企画経営部は各部との緊密な連携体制を深めるとともに、区民生活や区内経済活動等を支援する取組や、多様化・複雑化する地域課題の解決に向けた取組を様々な角度から企画、展開できるよう各部局を支援する。</p>
<p>(2) 新たな大田区基本計画・実施計画の策定</p> <p>新たな大田区基本構想で掲げた将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち大田区」の実現に向け、令和7年度を初年度とする大田区基本計画・実施計画を策定する。基本計画では、将来像の実現に向けた施策体系及び施策ごとの目標等を定め、実施計画では、さらに具体的な主要事業等を整理する。 策定にあたっては、学識経験者、団体代表者、公募区民、区議会議員等で構成する大田区基本計画懇談会を設置し、分野ごとの専門部会も開催しながら、具体的内容を検討する。また、より幅広い区民に参画いただくため、区民ワークショップや区民意識調査を実施する。</p>
<p>(3) 「SDGs未来都市」としての取組の推進</p> <p>区は、令和4年3月に「大田区におけるSDGs推進のための基本方針」を策定、同年4月には大田区SDGs推進会議を設置し、SDGs達成に向けた取組を強力に推進してきた。その結果、令和5年5月に内閣府から2023年度の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定され、ダブル選定都市となった。今後は、令和5年12月に策定した「大田区SDGs未来都市計画」における2030年の大田区のあるべき姿として掲げた「新産業と匠の技が融合するイノベーションモデル都市」の実現に向けて着実に取組を推進するとともに、オールおおたでSDGsを達成するための機運醸成と区に関係するあらゆる方々の行動変容を図り、全17ゴール達成に向けた取組を加速させ、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりを目指す。</p>

<p>(4) 「大田区公民連携SDGsプラットフォーム」の運用・推進</p> <p>複雑化・多様化する地域課題に対応し、区民（地域）、民間企業等、区のそれぞれにメリットが生じる「三方良し」を実現する公民連携事業を推進している。</p> <p>民間企業や大学等の多様な主体と、地域課題の解決に向けたアイデアや行動を議論するための開かれた場として、令和4年12月、「大田区公民連携SDGsプラットフォーム」を設置した。</p> <p>区内に対して公民連携手法の活用について積極的に周知し、民間活用の気運を醸成するとともに、民間企業等から様々な地域課題の解決に向けた提案がなされるよう「大田区公民連携SDGsプラットフォーム」の活性化を図る。</p>
<p>(5) 水素エネルギー利活用の推進</p> <p>2050年脱炭素社会の実現に向けて、区は「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しており、その達成のために、水素を重要な次世代エネルギーの1つとして位置付け、その利活用拡大に向けて取り組む必要がある。</p> <p>設立に関わったコンソーシアムでの活動などを通じて関連する企業・自治体とも連携して、供給体制の構築や需要の喚起など、利活用拡大に向けた取り組みを進めるとともに、区民や区内事業者に対する普及啓発を図る。</p>
<p>(6) 持続可能な自治体経営の推進</p> <p>今年度策定する新たな基本計画及び実施計画の着実な推進に向け、区の持続可能性を確保するため、「持続可能な自治体経営に向けた取組方針（令和3年7月）」に基づき、経営資源の最適化及び生産性の向上に向けた具体的な取組を整理し、「持続可能な自治体経営実践戦略」を策定する。</p>
<p>(7) 持続可能な自治体経営を支える財政運営の推進</p> <p>社会経済が不透明な状況にあっても、区が直面する課題に時機を逸することなく迅速かつ的確に対応する必要がある。</p> <p>未来志向の戦略的な投資を着実に進め、施策の新陳代謝や執行努力による財政対応力の確保など、強靱で弾力的な財政基盤を堅持する取り組みを推し進めるとともに、選ばれるまちとして都市力を磨く自治体経営を推進する。</p> <p>また、基本構想で定めた将来像を実現するため、今後策定する基本計画に基づく実施計画において、取り組みの財源を裏付ける財政計画を策定する。</p>

<p>(8) 広聴及び広報活動の推進</p> <p>持続可能なまちの実現のため、区民のニーズをとらえ、区民へ施策や地域資源の発信を行い、区へのご意見を聴き、相談に応じる上で各所管課と連携し、広聴広報の専門所管として支援をすることで、区民満足度の向上に貢献する。</p> <p>広聴担当においてはさらに、行政の取組や福祉サービスの提供等についてのご意見ご要望及び相談に丁寧に対応することを通じて、区民参画を促し、住民の福祉の向上を図る。</p> <p>また、大田区シティプロモーション戦略を大田区基本構想及び今後策定される大田区基本計画と整合性を持たせ、国内外から「選ばれる自治体」となるための方針を示すことを目的として新たに策定するとともに、具体的な取組を示すアクションプランを策定する。</p>
<p>(9) DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進</p> <p>今年度が最終年度である「大田区情報化推進計画」の着実な推進と合わせ、次年度以降の区における自治体DXの方向性を示す新たな計画の策定を進める。</p> <p>特に、「わかりやすい、使いやすい、優しい大田」実現を目指し、さらなる区民サービスの利便性向上を図る「行政手続きのオンライン化」と「窓口DX」、区の自治体DXに資する「デジタル人材の育成」については重点的に取り組んでいく。</p> <p>なお、全庁的な推進体制については、DX推進本部及び各種検討部会でのディスカッション、情報共有、各部局における課題解決に資する「DXよろず相談」を活用し、さらなる機運醸成を図る。</p>
<p>(10) 次世代へつなぐ情報システムの整備と維持管理</p> <p>区民情報系システム基盤更改に伴い、区民情報を取り扱う全業務システムが安定して動作するシステム環境（新たなシステム基盤）を構築し、令和7年1月に各業務システムが円滑にシステム移行できるよう支援する。既存環境における機器更改についても、セキュリティを確保しつつ最新の技術動向等を踏まえて実施し、職員の働きやすい環境を整備し区民サービスの向上を目指す。</p> <p>また、文書管理システム・財務会計システムの更改を契機とした業務改善を実施することにより、職員の生産性向上、コスト削減、ペーパーレスにつなげ、経営資源を生み出していく。</p>
<p>(11) 将来を見据えた持続可能な公共施設整備と計画的修繕の推進</p> <p>(施設整備課)</p> <p>大田区公共施設等総合管理計画に基づき、具体的な施設整備構想や計画を推進するとともに、取りまく環境や社会経済状況の変化等に適宜・適切に対応していく。</p> <p>公共施設整備については、庁内における総合調整として取りまとめを行うとともに、区内全域の公共施設の配置状況等を俯瞰しながら、将来を見据えた施設整備計画について検討を進める。</p> <p>これらの計画の推進に当たっては、SDGsの理念を念頭に置きつつ、効率的・効果的な施設マネジメントを推進することで、持続可能な自治体経営の実現を目指す。</p> <p>(施設保全課)</p> <p>「大田区公共施設等総合管理計画」等に基づき、技術的な見地と総合的な判断のもと、安全で円滑な工事を実施する。</p> <p>また、近年の社会情勢の変化や公共施設に対する多様なニーズに対し着実に対応していくため、技術職員の人材育成や業務におけるDXの推進、及び民間事業者の活用を含めた効果的・効率的な業務の実施について、引き続き試行や検証を進める。</p>

## II 組織及び職員数（令和6年7月1日現在・再任用職員含む）

<b>企画経営部長／鉄道・都市づくり部参事(特命担当)兼務</b> 齋藤 浩一 (190)	<b>企画課</b> 企画課長 白井 正一 企画調整担当課長 須田 友樹 経営改革担当課長 田中 佑典 SDGs未来都市推進担当課長／副参事(ふるさと納税担当)兼務 佐藤 達生 (28)	<b>政策・企画担当係長</b>   22
		(行政実務派遣研修)   2
<b>企画経営部施設整備担当部長／教育総務部参事(教育施設担当)兼務</b> 河原田 光 (1)		
<b>環境清掃部長／企画経営部参事(特命担当)兼務</b> 山田 良司 (1)	<b>財政課</b> 参事(計画調整担当)(財政課長(統括課長)事務取扱) 田村 彰一郎 (15)	<b>財政担当係長</b>   12
		(特別区長会事務局派遣)   1 (行政実務派遣研修)   1
	<b>広聴広報課</b> 広聴広報課長／総務部副参事(審理担当)兼務 伊藤 明江 (23)	<b>広聴担当係長</b>   7
		<b>福祉オンブズマン担当係長</b>   3
		<b>広報・シティプロモーション担当係長</b>   12
	<b>情報政策課</b> 情報政策課長 間 亮 (41)	<b>情報政策担当係長</b>   39
		(行政実務派遣研修)   1
	<b>施設整備課</b> 施設整備課長 宮本 知明 (15)	<b>施設計画担当係長</b>   14
	<b>施設保全課</b> 施設保全課長 浅野 潤 施設調整担当課長／教育総務部副参事(教育施設調整担当)兼務 小池 武道 (63)	<b>施設保全担当係長</b>   61
	<b>副参事(システム担当)</b> 清水 隆司 <b>副参事(業務改善担当)</b> 稲葉 和弘 (2)	

### Ⅲ 各課の事務分掌及び主な事務事業

#### 1 企画課

##### (1)事務分掌

###### 【政策・企画担当】

- ・部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関すること。
- ・部の事務事業の改善に関すること。
- ・行政組織及び職員定数に関する部の総括に関すること。
- ・部の事業に係る調査研究に関すること。
- ・議会に関する他部及び部内他課との連絡調整に関すること。
- ・部の庶務に関すること。
- ・予算及び決算に関する部の統括に関すること。
- ・他部及び部内他課との連絡調整に関すること。
- ・危機管理に関すること。
- ・議会に関する部の総括に関すること。
- ・行政計画に関すること。
- ・進行管理に関すること。
- ・区行財政の総合的な企画及び調整に関すること。
- ・公民連携の推進に係る調整に関すること。
- ・行政組織に関すること。
- ・職員の定数に関すること。
- ・事務の能率及び改善に関すること。
- ・社会経済情勢の情報収集・分析及び政策研究に関すること。
- ・自治体経営及び政策に係る調査研究に関すること。
- ・特命事項に関すること。
- ・部内他課に属しないこと。

(2) 主な事務事業と予算・執行済額 (単位:千円、予算額は令和6年7月1日現在)

	事務事業名/概要	6年度予算額	5年度執行済額
1	調査研究・企画機能の充実  政策・企画、立案等の必要な調査研究を行う。	8,359	7,612
2	基本構想・基本計画の策定  大田区総合計画としての基本計画、実施計画を策定する。	26,073	30,174
3	SDGs・公民連携の推進  持続可能な社会の実現に向けて、SDGsの気運醸成及び公民連携を推進する。 (SDGs推進に係る支援業務委託、学校法人東邦大学や東急(株)との連携事業等)	32,046	45,993

## 2 財 政 課

### (1)事務分掌

#### 【財政担当】

- ・ 予算の編成及び配当に関すること
- ・ 財政計画に関すること
- ・ 課の庶務に関すること

### (2)主な事務事業と予算・執行済額（単位:千円、予算額は令和6年7月1日現在）

	事務事業名/概要	6年度予算額	5年度執行済額
1	社会経済状況の的確な把握と財政見通しを踏まえた財政運営の推進  社会経済状況等の中長期的な視点に基づく財政見通しを踏まえた持続可能な財政運営を推進する。	0	0
2	令和6年度予算の執行管理  物価高騰等による、区民生活への影響を柔軟かつ的確に対応するとともに、予算に計上した施策の効果を最大限に発揮できるよう、部局と連携し執行を管理する。	0	0
3	令和7年度予算(案)の編成  事業評価等の結果を反映し、区政を取り巻く重点課題に優先的かつ積極的に取り組む予算編成を進める。	0	0
4	財務書類の活用  国や他自治体の動向・事例を分析し、区におけるマネジメントツールとしての活用策を検討する。	5,588	5,588



### 3 広聴広報課

#### (1)事務分掌

##### 【広聴担当】

- ・区政に関する情報の収集、分析等に関すること
- ・区政に対する提案受付に関すること
- ・法律相談その他の一般区民相談に関すること
- ・行政相談委員の推薦に関すること
- ・区政資料の収集、提供及び保管に関すること
- ・区政情報コーナーの管理運営に関すること
- ・区政参画制度に関すること
- ・その他広聴及び相談に関すること
- ・課の庶務に関すること
- ・課内他係に属しないこと

##### 【福祉オンブズマン担当】

- ・福祉オンブズマンに関すること

##### 【広報・シティプロモーション担当】

- ・広報活動の総合調整に関すること
- ・広報紙その他の広報に係る印刷物の編集及び発行に関すること
- ・ホームページの管理及び運営に関すること
- ・広報番組による区政情報の提供に関すること
- ・区政関連資料の収集、提供及び保管に関すること
- ・報道機関等への情報提供に関すること
- ・シティプロモーションの推進に関すること
- ・その他区政の普及に関すること

## (2) 主な事務事業と予算・執行済額 (単位:千円、予算額は令和6年7月1日現在)

	事務事業名/概要	6年度予算額	5年度執行済額
1	区政に関する世論調査  区の各行政分野における区民の関心・意向・要望・生活実態を大局的視点で継続的に把握し、今後の区政運営や政策立案の基礎資料とする。	0	5,280
2	区民相談  区民生活の安定に資するために、法律、登記、行政、税務、不動産取引、公証、社会保険労務等の各専門家による無料相談を実施する。	13,985	13,951
3	区政参画制度  区をもっと暮らしやすく住みやすいまちにするための区民からのアイデアを、区の施策の運営や業務の見直しに活用していく制度	7	6
4	福祉オンブズマン制度  区が行い、又は関与する福祉サービスへの苦情等を福祉オンブズマンが調査し、処理することにより、福祉サービスの一層の向上を図る。福祉オンブズマンは4人で、毎年、区長に運営状況を報告し、これを公表する。	6,334	6,267
5	区報の発行  毎月1日、11日、21日に発行している。1日号は、タブロイド版8頁約33万部を自治会・町会等が全戸配付、11日・21日号は、タブロイド版4頁約11万部を新聞折込で配付している。	203,769	179,842
6	区政PR刊行物の発行  大田区政ファイル(2,500部/年)、くらしのガイド(31,000部/年)、統合ポスター(1,210枚/月)を作成している。	9,142	9,837
7	大田区ホームページの提供  大田区ホームページの管理運営。年間延べ訪問数:約1,294万(令和5年実績)	17,078	18,845
8	シティプロモーション推進事業  大田区シティプロモーションサイトの管理運営、SNSでの発信等を行う。また、大田区シティプロモーション戦略及びアクションプランを新たに策定する。	37,447	14,804

## 4 情報政策課

### (1) 事務分掌

#### 【情報政策担当】

- ・ 情報化に関すること
- ・ 電子計算組織の企画及び調整に関すること
- ・ 電子計算組織に係る個人情報の保護に関すること
- ・ その他電子計算組織に関すること
- ・ 情報政策に関すること（他の主管に属するものを除く。）
- ・ 課の庶務に関すること

### (2) 主な事務事業と予算・決算額（単位：千円、予算額は令和6年7月1日現在）

	事務事業名/概要	6年度予算額	5年度執行済額
1	情報システムの運営  区の情報システムの安定運用維持を図る。また、システムの全体最適化、マイナンバー制度における情報連携対応等を推進する。	4,303,793	2,723,317
2	他自治体とのシステム共同運営  東京都内の地方公共団体が共同して電子自治体を実現することにより、行政サービスの向上及び行政運営の高度化を図る。	21,644	19,990
3	総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営  地方公共団体を相互に接続する行政専用の通信網である「総合行政ネットワーク」へ参加し、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による高度利用を図る。	33,195	75,940
4	情報政策の推進  デジタル技術の活用による、多様化・高度化する区民ニーズへの対応や行政手続の利便性向上、業務効率化と合わせたデジタル人材育成など、区におけるDXを推進する。 また、現行計画が令和6年度で期間終了を迎える情報化推進計画について、新たな計画を策定する。	104,660	98,857

## 5 施設整備課

### (1) 事務分掌

#### 【施設計画担当】

- ・ 公共施設マネジメントに関すること
- ・ 公共施設整備計画に関すること
- ・ 未利用地等の利活用に関すること
- ・ 建築基準法に基づく区有施設の建築物及び建築設備の定期点検に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。

### (2) 主な事務事業と予算・執行済額(単位:千円、予算額は令和6年7月1日現在)

	事務事業名・概要	6年度予算額	5年度執行済額
1	公共施設整備計画の推進  大田区公共施設等総合管理計画に基づき、着実に施設整備を進める。	12,434	9,238
2	建築物・設備の定期点検  区有施設の建築物と設備の定期点検を実施し、その劣化状況等を的確に把握し、緊急対策及び計画的な改修工事に反映させ区民・利用者に安全な施設を提供する。	43,001	40,275

## 6 施設保全課

### (1) 事務分掌

#### 【施設保全担当】

- ・ 区有施設に係る次の事務
  - 建築及び維持修繕に関すること。
  - 建築及び維持修繕に係る技術管理及び基準の整備に関すること。
  - 保全システムに関すること。
  - コストの管理に関すること。
  - バリアフリーに関すること。
  - アスベスト対策に関すること。
  - 執行委任工事のとりまとめに関すること。
  - 維持管理に係る相談及び助言に関すること。
- ・ 工事成績評定のとりまとめに関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。

### (2) 主な事務事業と予算・執行済額(単位:千円、予算額は令和6年7月1日現在)

	事務事業名・概要	6年度予算額	5年度執行済額
1	施設保全システムの運用管理 (令和6年度施設整備課から事業移管)  区有施設の長寿命化と維持管理費削減のため、システムを全庁的に活用して予防保全の充実を図る。	9,794	4,104
2	アスベスト対策 (令和6年度施設整備課から事業移管)  改修工事前にアスベスト飛散防止対策の必要性を確認するため、施設の外壁仕上塗材、床、及び天井部材等のアスベスト含有分析調査を行い、含有されていた場合には適正に除去等の処理を行うことで工事の安全性を確保する。	38,118	32,447

#### ※ 各部局からの執行委任事業

令和6年度予算額     :   36,872,735千円 (設計20件、工事232件を含む)

令和5年度執行済額   :   22,020,753千円 (設計27件、工事290件を含む)

# 令和6年度 総務部 事務事業概要

## I 部の事務事業概要

### 部目標

各部局が最大限の力を発揮できるよう下支えするとともに、時代の変化をいち早く捉え部局間連携を強めスピード感をもって取り組んでいく。  
併せて、あらゆるリスクに備え、各課が業務執行することで、区民や地域の安全・安心を確保する取り組みを一層強化する。

### 重点項目

#### 1 人材育成基本方針の改定について

区職員の育成指針である人材育成基本方針を改定することで、より効果的で実効性の高い人材育成・確保の体系を構築し、一層の職員能力の強化および組織力の向上を図る。

#### 2 働き方改革の推進について

職員が働きやすく働きがいのある環境づくりを行い、質の高い区民サービスの提供に繋げるため「大田区働き方改革取組計画」における各種施策を積極的に推進し、職員一人ひとりの意識を醸成する。

#### 3 内部統制の着実な推進について

「リスクコントロール表」等を活用し、これまでの実施内容を検証・反映した取組を進めるとともに、各所属課において課長、内部統制推進員（係長）、係員の各々が、主体的に手引・マニュアル更新等の環境整備、リスク管理体制の強化を図り、内部統制のレベルアップを目指す。

#### 4 ふるさと納税返礼品の拡充について

区の魅力ある取組や資源を活用した返礼品を段階的に拡充し寄附を募ることで、区の魅力を知ってもらい、ひいては地場産業の発展や交流人口の増加につなげていく。

#### 5 大田区における災害対策について

能登半島地震を踏まえた備えを進めるとともに、日頃からの普及啓発により、区民が正しい避難行動を取り、在宅避難に備えられるよう取り組んでいく。また、最大規模の被害想定に対応できる「新たな危機管理体制」を構築し、各関係機関や地域との連携を深め、災害対応力を強化する。

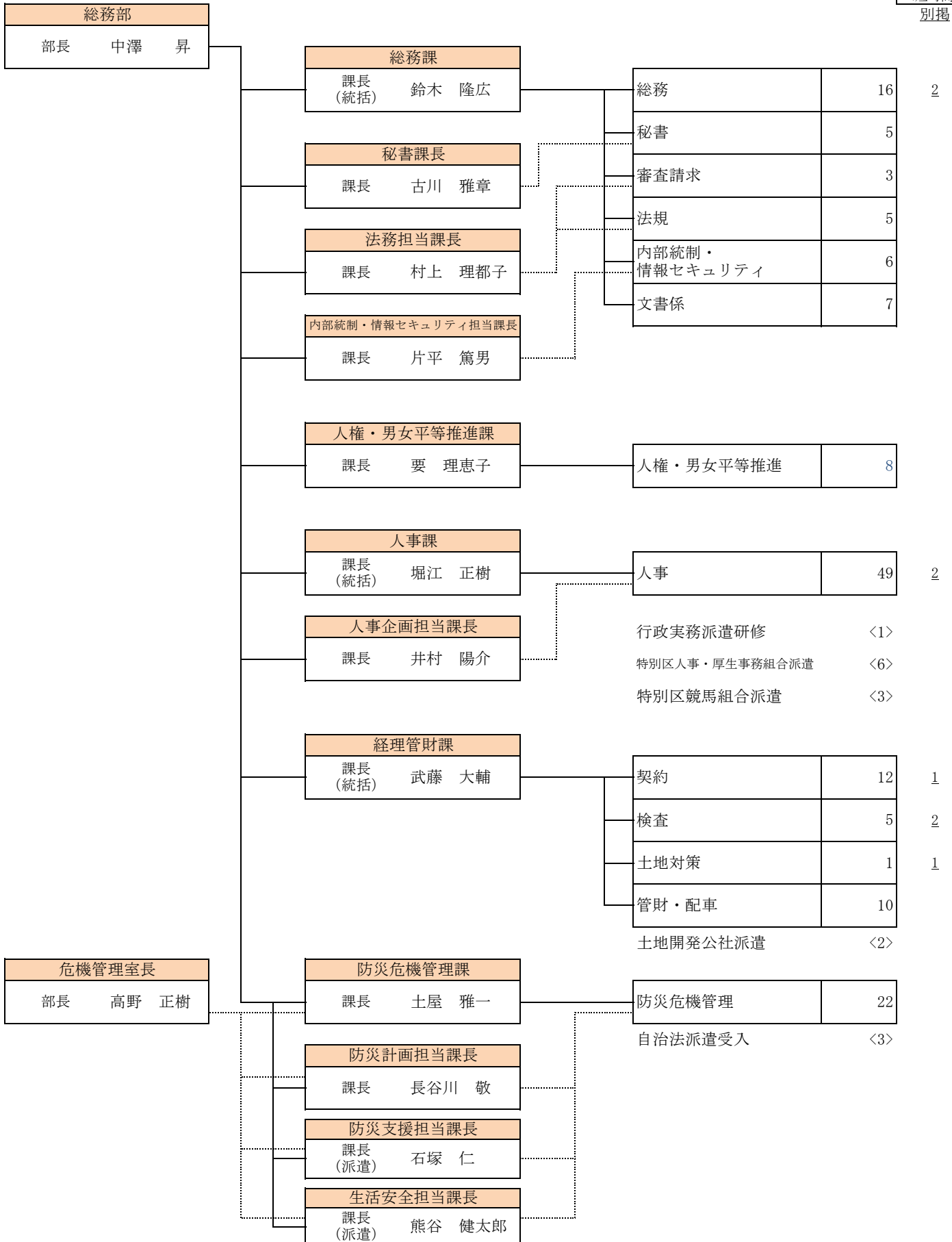
#### 6 大田区における防犯対策について

「特殊詐欺対策」、「自転車盗対策」、「子供を犯罪から守る」の3点に重点を置き、区各部局、警察や自治会・町会などとの連携をさらに強化した防犯施策を実施し、安全で安心なまちづくりを実現する。

## II 組織及び職員配置状況

### 1 組織及び職員数（令和6年5月1日現在）

再任用  
〈短時間〉  
別掲



2 職員配置状況（令和6年5月1日現在） ※（ ）は令和5年10月1日現在

		部長	課長	係長	その他の職員	合計	(別掲) 再任用 〈短時間〉
総務課	配置数	1 (1)	4 (4)	12 (12)	30 (27)	47 (44)	2 (2)
	定数	1 (1)	4 (4)	12 (12)	24 (23)	41 (40)	
人権・男女平等推進課	配置数	0 (0)	1 (1)	3 (3)	5 (4)	9 (8)	0 (0)
	定数	0 (0)	1 (1)	3 (3)	3 (3)	7 (7)	
人事課	配置数	0 (0)	2 (3)	8 (8)	41 (40)	51 (51)	2 (2)
	定数	0 (0)	2 (3)	8 (8)	33 (33)	43 (44)	
経理管財課	配置数	0 (0)	1 (1)	11 (12)	17 (17)	29 (30)	4 (4)
	定数	0 (0)	1 (1)	11 (11)	17 (17)	29 (29)	
防災危機管理課	配置数	1 (1)	2 (2)	5 (7)	18 (15)	26 (25)	0 (0)
	定数	1 (1)	2 (2)	5 (5)	15 (14)	23 (22)	
合計	配置数	2 (2)	10 (11)	39 (42)	111 (103)	162 (158)	8 (8)
	定数	2 (2)	10 (11)	39 (39)	92 (90)	143 (142)	

上記表において

- 配置数、定数に含めるもの … 再任用フルタイム
- 配置数に含めないもの … 会計年度任用職員（行政サービス支援員を含む）、派遣職員

定数算定管理職

令和6年度

- 総務課 … 総務部長、総務課長、秘書課長、法務担当課長、内部統制・情報セキュリティ担当課長
- 人権・男女平等推進課 … 人権・男女平等推進課長
- 人事課 … 人事課長、人事企画担当課長
- 経理管財課 … 経理管財課長
- 防災危機管理課 … 危機管理室長、防災危機管理課長、防災計画担当課長、防災支援担当課長（派遣）、生活安全担当課長（派遣）

令和5年度

- 総務課 … 総務部長、総務課長、秘書課長、法務担当課長、内部統制・情報セキュリティ担当課長
- 人権・男女平等推進課 … 人権・男女平等推進課長
- 人事課 … 人事課長、人事企画担当課長、副参事
- 経理管財課 … 経理管財課長
- 防災危機管理課 … 危機管理室長、防災危機管理課長、防災計画担当課長、防災支援担当課長（派遣）、生活安全担当課長（派遣）



### Ⅲ 各課の事務事業概要

#### 総務課

#### 1 主な課題

##### (1) 本庁舎の計画的な修繕について

長期修繕計画に基づき、財政負担を考慮した効率的な設備等の改修・維持修繕を行い予防保全により施設の長寿命化を図っていく。

##### (2) 情報セキュリティ体制の整備について

情報セキュリティ委員会において情報共有と全体統括を行うとともに、「セキュリティ事故対応マニュアル」に基づき事故対応の徹底を図る。また、事故事例や傾向、セルフチェック等の結果から、具体的で効果的な対策案を提示し、再発防止策を含めて、事故の削減と抑止を図る。

##### (3) 資源物処理にかかる電子マニフェスト導入について

区の施設から搬出される廃棄物のうち、令和5年度から全施設分で産業廃棄物の電子マニフェスト化を行った。さらに、令和6年度からは、資源物処理においても電子マニフェストを導入し、業務の適正化及び効率化を図るとともに、更なるペーパーレス化を推進しSDGsに取り組んでいく。

#### 2 主な事務事業と予算・執行済額

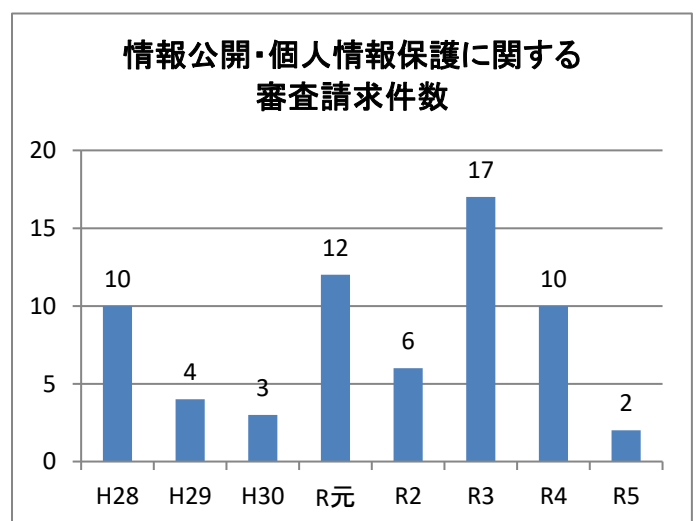
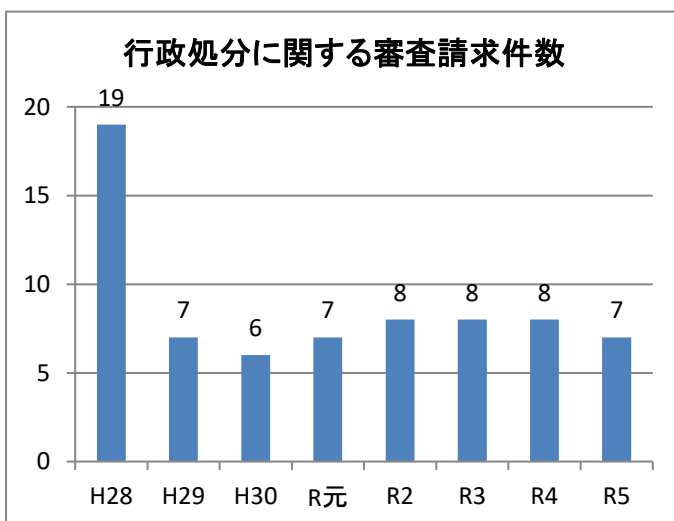
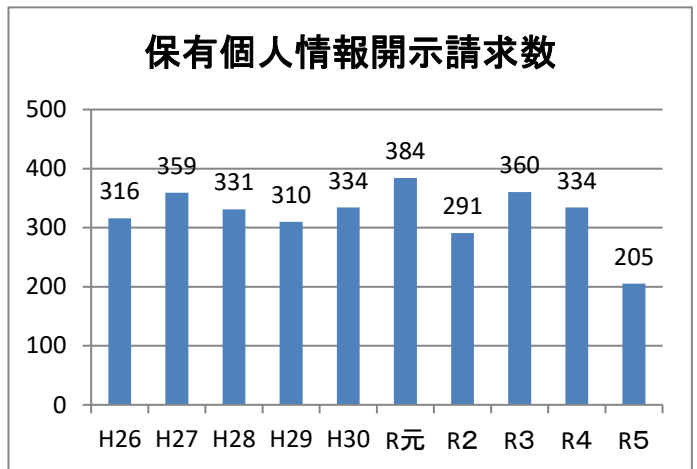
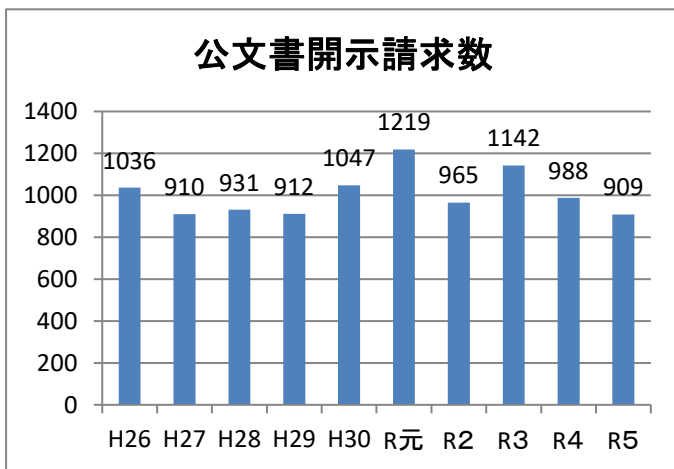
【新】6年度新規  
 【重】新おおた重点プログラム  
 【庁】庁議指定  
 【部】部局重要

	事務事業名・概要	6年度予算額 ＜単位：千円＞	5年度執行済額 ＜単位：千円＞
1	<b>本庁舎（分室等を含む）</b> <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 新おおた重点プログラム <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要	1,395,837	1,084,445
	本庁舎は、竣工より30年が経過しており、経常的な庁舎管理経費等のほか、工事請負費を増額して対応すると共に、庁舎機能回復を目的とした改修工事に向け関係各所と情報共有しながら工事内容の精査を行い対応する。		
2	<b>一般廃棄物等処理及び資源回収委託事業</b> <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 新おおた重点プログラム <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要	279,718	248,338
	区の施設から搬出される廃棄物の収集運搬・廃棄を委託により行っている。令和5年度から産業廃棄物において全施設分で電子マニフェストを導入している。今年度は、資源物処理においても電子マニフェストを導入し、業務の適正化や更なるペーパーレス化を推進していく。		

	事務事業名・概要	6年度予算額 ＜単位：千円＞	5年度執行済額 ＜単位：千円＞
3	<b>文書事務</b> <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 新おた重点プログラム <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要	105,781	96,349
	文書事務を適正に実施するため、文書物品交換業務委託・印刷室管理業務委託・公文書外部書庫委託・公文書廃棄処理業務委託・例規集システム等運用委託等を行う。また、議事録作成支援ソフトのライセンス数を増やしICTを活用した業務の効率化を推進する。		

### その他の事務事業

保護司会等、社会を明るくする運動経費、区政運営費、特別区長会事務局分担金等、  
 区政功労者表彰等、特別職報酬等審議会経費、  
 原付自転車及び自転車集中管理等、総務事務費、外部監査制度、  
 情報公開・情報セキュリティ対策事務、特定個人情報保護評価事務



# 人権・男女平等推進課

## 1 主な課題

### (1) 男女平等推進センターの移転及び運営について

大森北四丁目複合施設への円滑な移転、移転後も安定した男女共同参画推進事業の運営を図る。

### (2) 第9期男女共同参画推進プラン策定に向けた取り組みについて

令和7年度策定の「第9期男女共同参画推進プラン」に向け、昨今の社会情勢を踏まえた意識調査を実施し、区として取り組むべき課題を把握し、実効的な内容とすべく区民会議での意見交換等を行う。

### (3) 様々な人権問題に対する啓発

近年、多様化かつ深刻化している様々な人権問題に関して、関係機関と連携し区民や事業者、職員等を対象に、人権講演会をはじめとした様々な啓発を行い人権意識の向上を図る。

## 2 主な事務事業と予算・執行済額

【新】6年度新規  
 【重】新おおた重点プログラム  
 【庁】庁議指定  
 【部】部局重要

	事務事業名・概要	6年度予算額 ＜単位：千円＞	5年度執行済額 ＜単位：千円＞
1	<b>男女平等推進センター管理運営費</b> <b>【重】</b> <input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 新おおた重点プログラム <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要 大森北四丁目複合施設への移転に伴い、高齢者支援施設や子育て支援施設等、利用目的が異なる施設利用者に対して、継続的に男女共同参画の周知啓発を行っていくとともに、男女平等推進センターの効率的な事業運営を行う。	154,203	61,910
	<b>事業費</b> <b>【部】</b> <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 新おおた重点プログラム <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input checked="" type="checkbox"/> 部局重要 「第8期男女共同参画推進プラン」に基づき、男女共同参画推進区民会議やワーク・ライフ・バランス講演会の開催、女性のための相談事業、配偶者暴力相談支援センターの管理運営、男女共同参画に関する情報誌の発行などを行う。	25,708	15,932

	事務事業名・概要	6年度予算額 ＜単位：千円＞	5年度執行済額 ＜単位：千円＞
3	啓発事業  <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 新おおた重点プログラム <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要	13,934	15,707
	人権啓発事業として、人権啓発パネル展の実施、区報人権特集号の発行、人権啓発冊子の作成、人権講演会等を行う。		

## 主な実績 【令和5年度】

### ◇啓発事業

おおた区報、啓発冊子等の作成・配布	
●区報	
男女共同参画特集号	6月発行（132,600部）
人権特集号	12月発行（133,000部）
1日号啓発記事	年間5回掲載
●啓発冊子等	
・男女共同参画のための情報誌「パステル」	年2回（各7,000部）発行
・人権全般の啓発冊子	2種（5,100部・5,500部）発行
パネル展	
男女共同参画、様々な人権啓発に関するパネル展示及び冊子等の配布	18回開催
人権啓発ポスター作成・配布	
2月	
児童・生徒による人権啓発作品（ポスター、標語）を用いてポスターを作成・配布	880枚作成 143か所配布
ワーク・ライフ・バランス普及事業	
ワーク・ライフ・バランスセミナー	参加者数：14事業者

### ◇相談事業

・女性のためのたんぼぼ相談	702件
・DV相談ダイヤル	255件
・男性相談ダイヤル	55件

### ◇エセナおおた事業実績

エセナフォーラム	10月（3日間）
講演会・展示・ワークショップ等を実施	参加者数：218人
エセナフェスタ	2月（3日間）
利用団体による発表・交流等	参加者数：933人
男女共同参画に関する意識啓発事業	
・男女共同参画に関する講座 ・男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスに関するパネル展	・18講座（参加者：延1320人） ・5回

# 人事課

## 1 主な課題

### (1) 人材マネジメントの総合的な推進（項目）

人材育成基本方針の改定にあたっては、「人材確保」・「人材育成」・「人事管理」・「職場環境の整備」の各取組を有機的に連動させるとともに、能力開発の推進体制を整備し、人材マネジメントを総合的に推進する。

### (2) 働き方改革の推進

柔軟で多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた人事制度の検討及びオフィス環境の改善ロードマップに基づくオフィス環境の整備等を通じ、職員が働きやすい職場環境づくりを推進する。

### (3) 人材確保にむけたPR活動の強化

公務員志望者に対する採用説明会等の実施に加え、インターンシップ等の充実や民間主催の採用イベントへの参加、関係機関への情報発信強化等を通じて、大田区で働くことの魅力や働きがいをより広い層にPRすることでさらなる人材確保につなげる。

## 2 主な事務事業と予算・執行済額

【新】 6年度新規  
 【重】 新おおた重点プログラム  
 【庁】 庁議指定  
 【部】 部局重要

	事務事業名・概要	6年度予算額 ＜単位：千円＞	5年度執行済額 ＜単位：千円＞
1	<p>オフィス・サポーターの任用</p> <p><input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 新おおた重点プログラム <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要</p> <p>障がいのある会計年度任用職員（オフィス・サポーター）が、障がい者支援員から仕事の段取り等、指導・助言を受けながら、各所属から依頼された業務を行う。 障がいのある職員と共に働くことにより、区職員の共生社会の意識の醸成及び障がいのある職員の活躍を推進する。</p>	52,251	38,132
2	<p>働き方改革の推進 <span style="float: right;">【新】【部】</span></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 新おおた重点プログラム <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input checked="" type="checkbox"/> 部局重要</p> <p>職員が働きやすく働きがいのある環境づくりを行い、質の高い区民サービスの提供に繋げるため「大田区働き方改革取組計画」に基づき、人事制度の検討や計画的なオフィス環境の整備等を通じ、職員が働きやすい職場環境づくりを推進する。</p>	21,230	0

	事務事業名・概要	6年度予算額 ＜単位：千円＞	5年度執行済額 ＜単位：千円＞
3	<p style="text-align: right;"><b>【重】【部】</b></p> <p><b>職場外研修</b></p> <p><input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 新おおた重点プログラム <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input checked="" type="checkbox"/> 部局重要</p> <p>人材育成基本方針の改定、区政を取り巻く環境変化を踏まえた職層研修や時代の潮流を捉えた職務研修を効果的に実施することにより、職員自らが考え、行動しようとする意欲を最大限に引き出し、一層の職員能力の強化および組織力の向上を図る。</p>	14,026	9,544

### その他の事務事業

給与事務、一般健康員談、特殊健康診断、その他の健康診断、公務災害事務、福利厚生事業、職員被服、職員住宅の維持管理、職員システムの運営管理、自己啓発支援

**Vol.5**  
R6.5.31

オフィス・サポート・センターは今年で**開設4年目**を迎えました！  
現在、オフィス・サポーター12名と障がい者支援員5名が勤務しています。

**オフィス・サポーターへ業務に対する思いをインタビュー！！**

業務については、**丁寧に確実さを意識**して作業することを心がけています。仕事を進めていく中で、各所属の仕事内容について学ぶ機会も多いです。今後は、これまでの経験を活かして、新しいオフィス・サポーターにも積極的に業務を教えていきたいと思ひます。

オフィス・サポーター  
(4年目)

正確さを重視しながら、自分に合ったペースで仕事をすることができています。依頼業務の中には、**区民の方の手に渡るもの**もあるため、細かいミスなどがないように確認を徹底しています。

オフィス・サポーター  
(3年目)

一度経験したことのある業務でも、「基本」を逸脱しないよう心がけています。また、日々の業務を通して、自分の知らない所で色々な業務に携わっている職員がいることを実感しています。今後はさらに**色々な業務に挑戦**していきたいと思ひます。

オフィス・サポーター  
(2年目)

**障がい者支援員より**

全員で作業手順を確認しながら、**ダブルチェック**を行うなど「正確さ第一」を心掛けています。各所属のご協力もあり、これまで正規職員が行ってきた業務であっても、オフィス・サポーターが担うことができます。

**オフィス・サポート・センターとは？**

障がいのある職員の活躍の場を拡大するとともに、職員の障がいに対する意識醸成・共生社会の実現を目的として、令和3年4月に開設されました。オフィス・サポーター（障がいのある会計年度任用職員）が障がい者支援員の指導の下、主に各所属から依頼される業務を行っています。

総務部 人事課 人事担当（庶務） 5744-1157（内線2283）  
 オフィス・サポート・センター 5744-1755（内線2288）

# 経理管財課

## 1 主な課題

### (1) 入札不調防止対策

J V要綱や指名基準、総合評価方式による評価基準等を適切に運用するほか、工事の発注時期の分散化・平準化に努めるなど、技術者不足等公共工事を取り巻く環境も考慮した入札を実施することで、入札不調防止を図る。

### (2) 未利用地の管理

普通財産としての未利用地を適切に管理するとともに、企画経営部及び所管部局における利活用の方針が定まった際には、これに沿った所要の措置を講じる。

### (3) 計画的な用地取得

行政需要に応じ、公共用地の計画的な取得を目指す。その際、財産価格審議会を通じた適正な価格評価に基づくとともに、対象地の土壌汚染調査、対策を徹底するなどし、瑕疵のない状態での取得に努める。

## 2 主な事務事業と予算・執行済額

【新】 6年度新規  
 【重】 新おおた重点プログラム  
 【庁】 庁議指定  
 【部】 部局重要

	事務事業名・概要	6年度予算額 ＜単位：千円＞	5年度執行済額 ＜単位：千円＞
1	<b>庁有車維持管理</b> <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 新おおた重点プログラム <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要	55,946	41,072
	庁有車の運行業務に当たり、安全運転の徹底を図るとともに適切な配車を行う。		
2	<b>公有財産の管理経費</b> <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 新おおた重点プログラム <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要	31,207	20,377
	区の公有財産について、財産台帳の必要な資料を整理整備し、適正な管理を行う。		



	事務事業名・概要	6年度予算額 ＜単位：千円＞	5年度執行済額 ＜単位：千円＞
3	<b>用地買取に伴う事務費</b> <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 新おおた重点プログラム <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要	9,889	3,479
	不動産鑑定評価及び財産価格審議会で適正な価格評価を受け、公共用地の取得を行う。		

### その他の事務事業

契約事務費 検査事務費 普通財産撤去工事  
 土地開発公社関係費 借地料〔総務費(池上会館)、教育費(池上小学校)]  
 積立基金〔公共施設整備資金積立基金、福祉事業積立基金、自転車等駐車場整備資金積立基金、新空港線整備及びまちづくり資金積立基金、羽田空港対策積立基金、地域力応援基金、勝海舟基金、防災対策基金、文化振興基金、子ども生活応援基金、大学等進学応援基金]

### 令和6年度 普通財産(土地)リスト

(経理管財課所管：令和6年4月1日現在)

No.	土地名称	地番	登記地積(㎡)	取得年月日
1	(旧) 研修施設用地	那須塩原市板室字白湯山1173-774 外5筆	11,567.00	昭和49年9月27日
2	旧中央二丁目自転車駐車場	中央二丁目510-2 外1筆	197.83	昭和59年3月7日
3	(旧) 本庁舎第二分室	中央二丁目573-1 外1筆	203.03	昭和63年8月4日
4	(旧) 大田区教職員仲池上住宅	仲池上二丁目500	772.01	昭和36年11月15日
5	(旧) 伊豆高原学園(旧伊豆高原荘)	伊東市八幡野1151-36	11,788.42	昭和41年3月29日
6	(旧) 産学連携研究開発支援施設	中央八丁目112 外1筆	390.48	昭和35年2月1日

### 令和6年度 普通財産(建物)リスト

(経理管財課所管：令和6年4月1日現在)

No.	建物名称	住居表示	構造	階層	延床面積(㎡)	経過年数
1	(旧) 大田区教職員仲池上住宅	仲池上二丁目5-6	鉄筋コンクリート造	地上3階	923.73	54
2	(旧) 伊豆高原荘(宿舎棟)	静岡県伊東市八幡野1151-36	鉄筋コンクリート造	地上2階地下1階	3017.79	56
3	(旧) 産学連携研究開発支援施設	中央八丁目28-12	鉄筋コンクリート造	地上3階	471.04	37



# 防災危機管理課

## 1 主な課題

### (1) 新たな危機管理体制の構築

首都直下（都心南部直下）地震発生時の被害想定に求められる対応と現在の災害対策を比較することで課題の洗い出しを行い、その差異の解消に向けて検討及び検証を重ね、実効性があり災害の特性・規模に柔軟に応じることのできる新たな危機管理体制の構築を目指す。

### (2) 正しい避難行動と備えの啓発

能登半島地震を受け、災害発生時の行動や日頃の備えの重要性が再認識された。この機会を捉え、総合防災訓練や市民消防隊等合同訓練の開催、啓発物の発行、各種給付事業等を通じ、正しい避難行動や備えができるよう防災意識の向上を促す。

### (3) 特殊詐欺対策の強化

区では令和5年に151件、総額約5億1500万円の特殊詐欺の被害が発生しており、23区中で2番目に多い。自動通話録音機の無料貸与や啓発・広報活動を通じ、特殊詐欺被害の撲滅をめざす。

## 2 主な事務事業と予算・執行済額

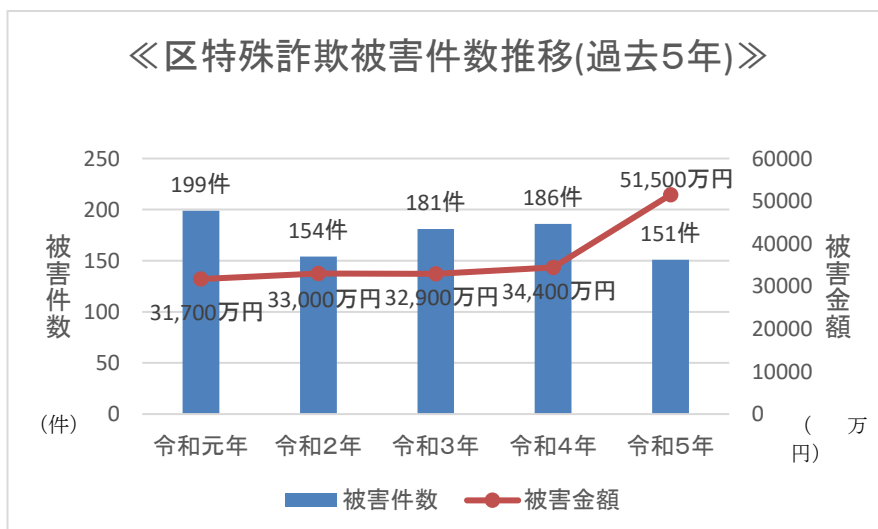
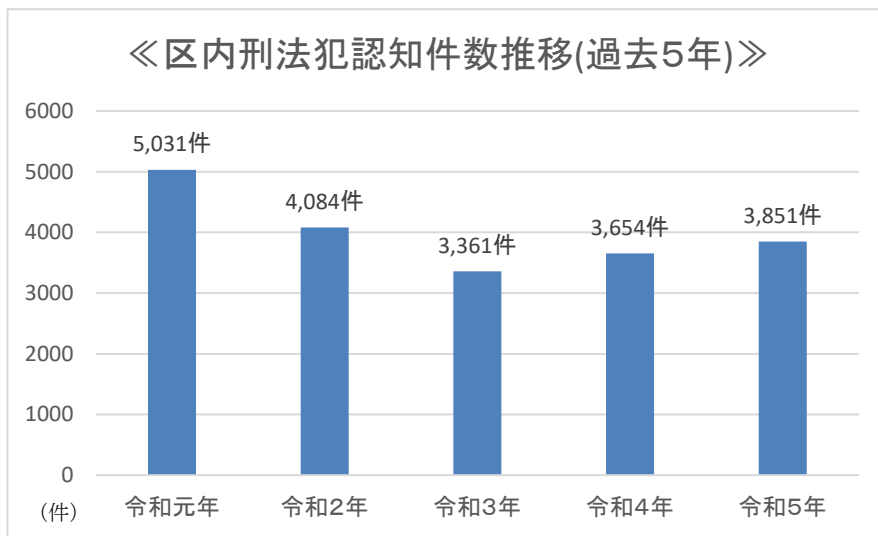
【新】6年度新規  
 【重】新おおた重点プログラム  
 【庁】庁議指定  
 【部】部局重要

	事務事業名・概要	6年度予算額 ＜単位：千円＞	5年度執行済額 ＜単位：千円＞
1	<b>本部体制</b> <span style="float: right;">【重】【部】</span> <input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 新おおた重点プログラム <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input checked="" type="checkbox"/> 部局重要	167,474	99,107
	関係機関との高度な連携訓練により指揮・統制能力の向上を図る。また、活動の下支えとして、「被災者生活再建システム」リプレースを機に、被災者支援の一層の効率化、迅速化を促進するとともに、防災被服の全面リニューアルにより、職員が活動しやすい環境を構築する。		
2	<b>防災意識の高揚及び防災行動力の向上</b> <span style="float: right;">【重】【部】</span> <input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 新おおた重点プログラム <input type="checkbox"/> 庁議指定 <input checked="" type="checkbox"/> 部局重要	25,099	27,376
	マイ・タイムライン講習会の開催、各種防災パンフレットの配布、地域訓練への防災資機材の貸出及び防災講話等を通じ、正しい避難行動や日頃からの備えの重要性について啓発を行い、防災意識の向上を促す。		

	事務事業名・概要	6年度予算額 ＜単位：千円＞	5年度執行済額 ＜単位：千円＞
3	<b>生活安全関係事務</b> <input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 新おおた重点プログラム <input checked="" type="checkbox"/> 庁議指定 <input type="checkbox"/> 部局重要	122,101	88,024
	高齢者の特殊詐欺被害や自転車盗難等の防止、こどもの安全・安心の確保のため、警察等の関係機関と連携し、防犯啓発活動を行い、犯罪を未然に防ぐ。		

### その他の事務事業

総合防災訓練、防災意識の高揚及び防災行動力の向上、防災市民組織・消火隊の充実、消防団に対する助成、災害時要援護者対策の推進、防災会議、災害情報伝達手段の維持管理、備蓄倉庫管理、備蓄物品の維持管理、消火設備の設置及び井戸水の運用、防犯カメラ・地域安全安心パトロール活動等に対する助成、青色回転灯パトロールカーによるパトロール、客引き・客待ち防止等指導員によるパトロール、区民安全・安心メール、木造住宅密集地域への出火防止対策強化



総務財政委員会
令和6年7月12日
区民部 資料1番
所管 戸籍住民課

区民部

2024  
(令和6年度)

事業概要



©大田区

令和6年7月発行



# 目 次

1	区民部組織図	1
2	区民部の事務分掌	2
3	令和6年度 区民部の取組について	7
4	令和6年度 当初予算額	12
5	令和5年度 重要事業の取組成果	13
6	各課の事務事業	22
(1)	戸籍住民課	22
I	戸籍関係事務	22
II	住民基本台帳、印鑑証明等関係事務	22
III	住居表示関係事務	28
IV	郵送請求関係事務	28
V	外国人住民関係事務	29
VI	おくやみコーナー	30
VII	参考資料	31
(2)	課税課	38
I	特別区民税・都民税（住民税）事務	38
II	軽自動車税（環境性能割）事務	39
III	軽自動車税（種別割）事務	40
IV	特別区たばこ税事務	42
V	入湯税事務	42
VI	税証明発行事務	43
VII	減免に関する事務(特別区民税・都民税ならびに軽自動車税（種別割）	44
VIII	その他の事務	45
IX	参 考	46
(3)	納税課	49
I	収納事務	49
II	納税意識の啓発	50
III	特別区民税の収納状況	51
(4)	国保年金課	52
I	管理事務	52
II	国保保健事業担当事務	53
III	国保資格事務	54
IV	国保給付事務	55
V	国保料収納事務	57
VI	後期高齢者医療資格事務	58
VII	後期高齢者医療給付事務	59
VIII	後期高齢者医療収納事務	61
IX	国民年金事務	62
7	区民部におけるマイナンバー法への対応	63
*トピックス	・戸籍住民課におけるDX推進への取組	35
	・申請書作成システム（Caora）の運用を開始、定額減税（個人住民税）及び定額減税を補足する給付（調整給付）を実施	47
	・国民年金手続きの電子申請（LoGoフォーム）を開始	62



# 1 区民部組織図

令和6年6月1日現在

部 名	課 名	係名・担当係長名 及び	職員配置数	
区民部 346人 (再任短時間・行政サービス支援員含む総計) 375人	戸籍住民課 99人	経営計画担当係長	2人	
		戸籍住民担当係長	88人 (10人)	
		管理係	7人	
		課務担当係長	1人	
	課税課 75人	課税担当係長	74人 (5人)	
	納税課 80人	収納推進担当係長	79人 (8人)	
	国保年金課 91人	国保料収納担当係長	16人	
		国保年金システム担当係長	2人 (1人)	
		国保保健事業担当係長	4人	
		後期高齢者医療担当課長 1人	後期高齢者医療担当係長	21人 (1人)
		管理係	6人	
		国保資格係	12人 (1人)	
		国保給付係	13人 (2人)	
		国民年金係	16人 (1人)	
				(29人)

※部名、課名の数字については、部課長を含む。

※( )内の人数は、再任用短時間、行政サービス支援員の人数で外数。

## 2 区民部の事務分掌

### 戸籍住民課

#### 経営計画担当係長

- (1) 部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関すること。
- (2) 部の事務事業の改善に関すること。
- (3) 行政組織及び職員定数に関する部の総括に関すること。
- (4) 部の事業に係る調査・研究に関すること。
- (5) 議会に関する他部及び部内他課との連絡調整に関すること。

#### 戸籍住民担当係長

- (1) 戸籍及びその他付帯事務の調整及び専門的指導に関すること。
- (2) 戸籍の届出に関すること。
- (3) 埋火葬許可及びその総括に関すること。
- (4) 人口動態統計に関すること。
- (5) 身分登録等の記録に関すること。
- (6) 戸籍の附票に関すること。
- (7) 戸籍の記録事項証明等の交付に関すること。
- (8) 住民基本台帳、印鑑及びその付帯事務の調整及び専門的指導に関すること。
- (9) 住民基本台帳の届出の処理及び住民票の写し等の交付に関すること。
- (10) 印鑑の登録及び証明に関すること。
- (11) 身分証明その他の証明に関すること。
- (12) 税証明に関すること。
- (13) 郵送請求による戸籍、住民基本台帳等の証明に関すること。
- (14) 住民異動に伴う児童生徒の就学に関すること。
- (15) 住民異動に伴う国民健康保険被保険者の資格及び被保険者証に関すること。
- (16) 住民異動に伴う後期高齢者医療保険被保険者の届け書の受付に関すること。
- (17) 住民異動に伴う国民年金被保険者の届け書の受付に関すること。
- (18) 住民異動に伴う介護保険被保険者の届け書の受付に関すること。
- (19) 平日夜間、日曜日及び土曜日の窓口業務に関すること。
- (20) 区民部保有の区民情報系システム更改及び部の情報化推進に関すること。
- (21) 戸籍住民課保有システム全般の運営及び保守に関すること。
- (22) 住民基本台帳ネットワークに関すること。
- (23) 通知カード及び個人番号カードに関すること。
- (24) 公的個人認証に関すること。
- (25) 大田区マイナンバーカードセンターの管理運営に関すること。
- (26) 住居表示に関すること。
- (27) 新たに生じた土地の確認並びに町区域・街区の新設及び変更に関すること。
- (28) 特別永住許可及び特別永住者証明書に関すること。



- (29) 在留カードに関すること。
- (30) 外国人住民に係る事務の調整及び指導に関すること（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に関する事務に限る。）。
- (31) 外国人住民に係る法務省との情報連携に関すること。

#### 管理係

- (1) 部の庶務に関すること。
- (2) 予算及び決算に関する部の総括に関すること。
- (3) 他部及び部内他課との連絡調整に関すること（他係に属するものを除く。）。
- (4) 危機管理に関すること。
- (5) 議会に関する部の総括に関すること。
- (6) 部内他課及び課内他係に属しないこと。

#### 課税課

##### 課税担当係長

- (1) 特別区民税・都民税（個人）に係る次の事務
  - ア 課税に関すること。
  - イ 検税に関すること。
  - ウ 再調査に関すること。
  - エ 更正に関すること。
- (2) 区税の財源調査及び統計に関すること。
- (3) 特別区民税・都民税（個人）及び軽自動車税の減免に関すること。
- (4) 都民税（個人）徴収取扱費に関すること。
- (5) 原動機付自転車等の登録及び廃車に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (7) 税証明に関すること。
- (8) 手数料収納（弁償金を含む。）に関すること。
- (9) 当初賦課に関連する事務に関すること。
- (10) 軽自動車税の賦課に関すること。
- (11) 特別区たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課徴収に関すること。
- (12) 税制に関すること。
- (13) 税務システムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (14) 税務情報に係る連絡調整に関すること。
- (15) 課税事務の企画及び調整に関すること。
- (16) 当初賦課事務に係る計画調整に関すること。
- (17) その他課税事務全般に関すること。
- (18) 課の庶務に関すること。

## 納税課

### 収納推進担当係長

- (1) 収納事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 納付案内センターに関すること。
- (3) 税務システム及び収納支援システムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 税務情報に係る連絡調整に関すること。
- (5) 課の統計事務に関すること。
- (6) 納税貯蓄組合に関すること。
- (7) 徴収金の検収及び払込みに関すること。
- (8) 受託証券管理に関すること。
- (9) 郵送分収受に関すること。
- (10) 窓口収納に関すること（国保料に関することを含む。）。
- (11) 納税証明に関すること。
- (12) 手数料収納に関すること。
- (13) 徴収嘱託及び受託に関すること。
- (14) 欠損処分に関すること。
- (15) 特別区民税・都民税（個人）及び軽自動車税に係る次の事務
  - ア 収納及び消込みに関すること。
  - イ 特別徴収分の過不足調査に関すること。
  - ウ 口座振替に関すること。
  - エ 督促及び催告に関すること。
  - オ 過誤納金の充当及び還付に関すること。
  - カ 特別徴収から普通徴収への異動に関すること。
  - キ 特別徴収分の納期の特例に関すること。
  - ク 退職分離課税分の徴収に関すること。
  - ケ 滞納処分に関すること。
  - コ 徴収の猶予に関すること。
  - サ 執行停止に関すること。
- (16) 現年度収納対策に関すること。
- (17) 国民健康保険料、後期高齢者医療の保険料、介護保険料及び保育料に係る特別滞納整理業務に関すること（他部課に属するものを除く。）。
- (18) 差押財産の公売に関すること。
- (19) 交付要求（更生会社及び破産会社を含む。）に関すること。
- (20) 課の庶務に関すること。

## 国保年金課

### 国保料収納担当係長

- (1) 国民健康保険料に係る次の事務
  - ア 収納及び消込みに関すること。
  - イ 口座振替に関すること。
  - ウ 督促及び催告に関すること。
  - エ 過誤納金の充当及び還付に関すること。
  - オ 徴収猶予に関すること。
  - カ 執行停止に関すること。
  - キ 財産の差押え及び差押財産の公売に関すること。
  - ク 交付要求に関すること。
  - ケ 欠損処分に関すること。
  - コ 徴収嘱託及び受託に関すること。
- (2) その他徴収金に関すること。

### 国保年金システム担当係長

- (1) 国民健康保険・国民年金システムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。

### 国保保健事業担当係長

- (1) 特定健康診査及び特定保健指導並びにその他国民健康保険の保健事業に関すること。

### 後期高齢者医療担当係長

- (1) 後期高齢者医療の被保険者の資格に係る届出の受付に関すること。
- (2) 後期高齢者医療の被保険者証の交付に関すること。
- (3) 後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証の交付に関すること。
- (4) 後期高齢者医療被保険者の短期証及び資格証明書の交付に関すること。
- (5) 後期高齢者医療被保険者の一部負担金の減免及び徴収猶予に係る申請の受付並びに一部負担金減免等証明書の引渡しに関すること。
- (6) 後期高齢者医療の保険給付に係る申請の受付に関すること。
- (7) 後期高齢者医療の葬祭費に関すること。
- (8) 後期高齢者医療の保健事業に関すること。
- (9) 後期高齢者医療の健康診査に関すること。
- (10) 後期高齢者医療の保険料の賦課及び減免に係る届出及び申請の受付に関すること。
- (11) 後期高齢者医療保険料の収納に関すること。
- (12) 後期高齢者医療保険料の督促及び催告に関すること。
- (13) 後期高齢者医療保険料の過誤納金の充当及び還付に関すること。
- (14) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予の申請の受付に関すること。
- (15) 後期高齢者医療保険料の執行停止に関すること。
- (16) 後期高齢者医療保険料に係る財産の差押え及び差押財産の公売に関すること。

- (17) 後期高齢者医療保険料の交付要求に関する事。
- (18) 後期高齢者医療システムに関する事。
- (19) 後期高齢者医療の収入(保険料の徴収に関する事務を除く。)及び支出に関する事。
- (20) 後期高齢者医療担当事務の庶務に関する事。

#### 管理係

- (1) 国民健康保険の企画及び統計に関する事。
- (2) 国民健康保険事業に係る収入及び支出に関する事。
- (3) 国民健康保険運営協議会に関する事。
- (4) 国民健康保険団体連合会に関する事。
- (5) 国民健康保険の証明に関する事。
- (6) 課内他係に属しない事。

#### 国保資格係

- (1) 国民健康保険の被保険者の資格に関する事。
- (2) 国民健康保険の被保険者証に関する事。
- (3) 国民健康保険の被保険者資格証明書に関する事。
- (4) 国民健康保険料に係る次の事務。
  - ア 賦課に関する事。
  - イ 減免に関する事。

#### 国保給付係

- (1) 国民健康保険の保険給付に関する事。
- (2) 国民健康保険の一部負担金の減免及び徴収猶予に関する事。
- (3) 国民健康保険高額療養費資金貸付基金に関する事。
- (4) 国民健康保険出産費資金貸付基金に関する事。

#### 国民年金係

- (1) 国民年金の資格、給付及び保険料に係る届出、請求、申請等の受理、審査及び報告に関する事。
- (2) 特別障害給付金の支給に係る届出、請求、申請等の受理、審査及び報告に関する事。
- (3) 年金生活者支援給付金の支給に係る届出、請求、申請等の受理、審査及び報告に関する事。

## 3 令和6年度 区民部の取組について

### 1 基本的考え方

- ★正確かつ公正な業務遂行を徹底する
- ★情報セキュリティには細心の注意を払い職務に当たる
- ★大田区情報化推進計画に基づくデジタル化への対応を推進する

以上により、安全・安心な区民生活を確保すると共に、一層の区民サービス向上に全力で取り組む。

### 2 重点項目

#### (1) 安定した窓口サービスの提供

- 迅速・正確・丁寧かつ公平・公正な事務処理
- 個人情報保護の徹底
- 誰にもやさしい窓口サービス

#### (2) わかりやすい事務執行

- 区民（主に当事者）に寄り添った丁寧な事務執行
- 区民（全区民）に誤解なき公平・公正・適正な事務執行

#### (3) 将来を見据えた制度の見直しへの不断の努力

- 前例や法律等を十分理解するとともに、それだけに捉われることなく、区民本位の制度見直しを検討
- 特別区、東京都、国への提言の検討
- 区民部が保有しているデータを活用し、根拠に基づく施策立案

### 3 基本姿勢

区民部は、区民生活の基盤となる戸籍、税務、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金といった重要な業務を担っている。そのため、常に区民から信頼され、安心して仕事を任せられる、まさに区民の付託に応えるプロフェッショナル集団としての自覚と誇りを持って業務に取り組んでいく。

## 4 重要事業

事業名	歳入確保の推進（庁議指定事務事業）
事業概要	<p><b>【特別区民税】</b></p> <p>1 取組方針</p> <p>特別区民税の歳入確保のため、これまで徹底した収納対策を行うことで、累積滞納繰越額の大幅な縮減を実現してきました。</p> <p>滞納者の生活状況に応じた滞納処分を進める中で、歳入確保の取組を進めてきましたが、令和6年度においても物価高騰等による生活状況の厳しさは続いており、納付が困難な方に対しては制度上様々な手法を活用しての細やかな対応が必要となることが予想されます。これらを踏まえ、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取組を進めます。</p> <p>2 方法・手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課の事務運営方針を定め、課全体で区税の収納率向上のための意識を共有するとともに、納税者の生活状況に応じた納付相談を目指す。</li> <li>・収納対策として、現年度分は、滞納整理のスキルを生かし、早期納付に向けた取組を行い、滞納繰越分は、財産調査の徹底と差押処分、搜索等、あらゆる滞納整理の知識や手法を駆使して滞納繰越額の縮減を図る。</li> <li>・納付機会の拡充と利便性向上のため、コード決済等キャッシュレス納付の利用を促進する。</li> </ul> <p><b>【国民健康保険料】</b></p> <p>1 取組方針</p> <p>国民健康保険料収納対策として、制度の安定的な運営及び被保険者間の負担の公平性を担保するため、現年度分及び滞納繰越分の収納率の目標達成を目指します。</p> <p>平成30年度の制度改革により法定外繰入を段階的に削減・縮小していくとされたため、東京都国保運営方針を踏まえ、目標値は毎年見直していきます。</p> <p>生活困窮のため納付が困難な方に対しては、様々な手法の活用を検討して、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取組を進めます。</p>

	<p>2 方法・手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納対策として、口座振替、コンビニ収納、金融機関、モバイルレジ、クレジット収納（モバイルレジ利用）、年金特徴等に加え、コード決済収納（PayPay、LINEPay 等利用）等様々な納付機会の周知、納付案内センターの電話による納付勧奨、口座振替の推進等により歳入確保に取り組む。</li> <li>・滞納繰越分については計画的な財産調査（預金、生命保険、給与等）を行い、滞納世帯の納付能力を的確に把握して、滞納整理を進める。</li> </ul> <p><b>【後期高齢者医療保険料】</b></p> <p>1 取組方針</p> <p>後期高齢者医療保険料収納対策として、制度の安定的な運営及び被保険者間の負担の公平性を担保するため、現年度分及び滞納繰越分の収納率の目標達成を目指します。特に、年金生活者の多くは、滞納に陥ると支払いの継続が困難になるため、早期に収納対策に取り組み、滞納を繰り越さないよう、現年度分の徴収を重点的に行います。</p> <p>生活困窮のため納付が困難な方に対しては、様々な手法の活用を検討して、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取組を進めます。</p> <p>国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行が大部分を占める 75 歳到達者へ、わかりやすい制度の周知を引き続き検討します。</p> <p>2 方法・手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納対策として、納付案内センターによる納付勧奨や口座振替の勧奨を推進する。また、モバイルレジを使用するネットバンキングやクレジット収納に加え、納付機会拡充のために令和 6 年 4 月より導入したコード決済（PayPay、LINEPay 等）の周知を進めていく。</li> <li>・滞納繰越分については、財産・収入状況の変化に応じて適切な分納計画を組んで計画的な納付を進め、また財産調査により滞納者の納付能力を把握し、滞納整理を進める。</li> </ul>
<p>今年度の 目標</p>	<p><b>【特別区民税】</b></p> <p>○特別区民税収納率 現年度分 98.88%、滞納繰越分 55.21%</p> <p><b>【国民健康保険料】</b></p> <p>○国民健康保険料の収納率 現年度分 89.31%、滞納繰越分 32.00%</p> <p><b>【後期高齢者医療保険料】</b></p> <p>○後期高齢者医療保険料の収納率 現年度分 99.00%、滞納繰越分 41.98%</p>

事業名	システム標準化等、区民部におけるDXの着実な推進 (部局重要事務事業)
事業概要	自治体DX推進計画及び大田区情報化推進計画等に基づき、区民部におけるシステム標準化を着実に推進する等、デジタル化の更なる推進に取り組めます。
今年度の目標	<p>1 システム標準化の着実な推進</p> <p>○区民部の戸籍・住民記録・保険・年金・税務といった各業務システムの標準化を着実に推進すると共に安定した業務運用に取り組む。</p> <p>2 窓口サービスの更なる向上</p> <p>○窓口業務のデジタル化を推進し、更なる窓口サービスの向上に取り組む。</p> <p>3 法改正を踏まえた対応</p> <p>○戸籍、住基フリガナ等法制化業務について、適時適切に対応する。</p>

事業名	国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業の推進 (部局重要事務事業)
事業概要	国民健康保険の保険者として、被保険者の健康を保持増進し、医療費の適正化につなげていくため、PDCAサイクルに沿った効果的な保健事業を実施します。実施の方向性として、計画に掲げる健康課題に沿って、特定健診受診率の向上や、生活習慣病の発症・重症化予防及び健康保持増進・健康意識の向上等に努めます。
今年度の目標	<p>1 データヘルス計画の推進</p> <p>①【特定健康診査（受診率向上への取組）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工知能を活用した受診勧奨の継続実施</li> <li>・医療機関との連携強化による勧奨事業</li> <li>・「白紙受診票」の配布</li> <li>・人間ドック受診助成（協定医療機関実施の開始） 1,100件</li> </ul> <p>②【特定保健指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり課との連携強化</li> <li>・特定健診受診医療機関で、早期の保健指導実施（3か所）</li> </ul> <p>③【早期介入保健事業（簡易血液検査キット送付事業）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査結果が異常値の者へ、医療専門職による助言を検討する</li> </ul> <p>④【糖尿病性腎症等重症化予防保健指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク対象者への保健指導</li> </ul> <p>⑤ 医療機関受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病治療中断者、健診異常値放置者への医療機関受診勧奨</li> </ul> <p>⑥【循環器病予防受診勧奨】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高血圧症に着目した受診勧奨により、循環器病の重症化を予防する</li> </ul>



	<p>⑦ 歯科受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病で歯周病未治療者等に歯科受診を勧奨し、改善につなげる</li> </ul> <p>⑧ 【後発医薬品利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差額通知により後発医薬品への切り替えを促進する</li> </ul> <p>⑨ 【適正服薬推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク対象者への服薬情報通知により、医師・薬剤師への相談を勧める</li> </ul> <p>⑩ 健康づくりの取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全区民対象の健康ポイント事業への支援（被保険者への事業周知）</li> </ul> <p>⑪ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアに係る取組について関係課と協議する</li> </ul> <p>2 第2期データヘルス計画最終評価</p> <p>令和5年度実績が確定した段階で、第3期データヘルス計画に掲載した仮評価を基に、最終評価を行う。</p>
--	--

事業名	東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療データヘルス計画に基づく保健事業の推進（部局重要事務事業）
事業概要	後期高齢者の健康を保持増進し、医療費の適正化につなげていくため、後期高齢者医療制度の保険者である東京都後期高齢者広域連合が策定するデータヘルス計画に基づき、健康診査受診率向上への取組のほか、長寿健診や健康保持推進事業等の保健事業を実施します。
今年度の目標	<p>1 東京都広域連合と連携したデータヘルス計画の推進</p> <p>① 【長寿健診】</p> <p>（1）区内実施医療機関での健康診査の実施、結果の通知</p> <p>（2）【健康診査受診率向上への取り組み】</p> <p>長寿健診未受診の被保険者に対する受診勧奨</p> <p>（ア）【はがきによる受診勧奨】</p> <p>（イ）【実施医療機関に「白紙受診票」を配布】</p> <p>（ウ）【区報、デジタルサイネージでの広報】</p> <p>② 【歯科検診】</p> <p>（1）成人歯科検診受診者から後期高齢者医療被保険者を抽出、計数</p> <p>（2）被保険者数に応じて案分した経費を都広域連合に補助金申請</p> <p>③ 【健康保持推進事業】</p> <p>健康への関心を持つ契機となる広報により申請率を向上</p>

## 4 令和6年度 当初予算額

＜一般会計歳入＞

単位：千円

款	6年度	5年度	増減
特別区税	81,856,585	78,437,446	3,419,139
特別区民税	76,251,922	73,406,635	2,845,287
軽自動車税	377,265	378,431	-1,166
特別区たばこ税	5,181,656	4,640,243	541,413
入湯税	45,742	12,137	33,605
使用料及び手数料	212,197	168,459	43,738
総務手数料	212,197	168,459	43,738
国庫支出金	1,277,161	1,402,671	-125,510
福祉費負担金	790,245	819,227	-28,982
総務費補助金	480,956	577,350	-96,394
総務費委託金	5,960	6,094	-134
都支出金	4,308,680	4,164,179	144,501
福祉費負担金	2,853,125	2,742,044	111,081
総務費委託金	1,455,555	1,422,135	33,420
繰入金	1	1	0
国民健康保険高額療養費資金貸付基金繰入金	0	0	0
国民健康保険出産費資金貸付基金繰入金	0	0	0
後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1	0
諸収入	49,657	60,598	-10,941
延滞金、加算金及び過料	34,695	48,829	-14,134
特別区預金利子	2	2	0
滞納処分費	1	1	0
弁償金	35	39	-4
納付金（保険料）	0	0	0
福祉費受託収入	14,075	10,780	3,295
雑入	849	947	-98
合 計	87,704,281	84,233,354	3,470,927

＜一般会計歳出＞

単位：千円

款	6年度	5年度	増減
総務費	2,558,504	2,305,986	252,518
総務管理費	2,810	3,351	-541
区民費	1,010,123	987,188	22,935
徴税費	1,545,571	1,315,447	230,124
福祉費	17,614,040	16,324,169	1,289,871
社会福祉費	8,373,937	7,512,433	861,504
高齢福祉費	9,240,103	8,811,736	428,367
合 計	20,172,544	18,630,155	1,542,389

※職員人件費・時間外勤務手当は含んでいない。

# 5 令和5年度 重要事業の取組成果

## 1 基本的考え方

- ★業務を、正確かつ着実、公平かつ公正に遂行する
- ★情報セキュリティには細心の注意を払い職務に当たる
- ★大田区情報化推進計画に基づくデジタル化への対応を推進する

## 2 重点項目

### (1) 窓口サービスの提供

- 迅速・正確・丁寧かつ公平・公正な事務処理
- 個人情報保護を徹底
- 区民に寄り添う窓口サービス
  - ・窓口での傾聴
  - ・良好な窓口環境の提供
  - ・デジタル技術の活用
  - ・縦割りの前例にとらわれない連携

### (2) 明快な事務執行

- 区民（主に当事者）への丁寧でわかりやすい事務執行
- 区民（全区民）に誤解なき公平・公正・適正な事務執行

### (3) 将来を見据えた制度の見直しへの努力

- 前例や法律等に拘泥せず、区民本位の制度見直しの検討
- 特別区、東京都、国への提言の検討
- 区民部が保有しているデータを活用し、証拠に基づく施策立案

## 3 基本姿勢

上記の基本的考え方と方針に基づき、区民部職員は、全区民と直接的接点を有する区役所で唯一の部署であるという責任と自覚と誇りをもって、区民部に関係する委託業者を含む全員が、「人間力」を発揮して誠実に職務を遂行する。

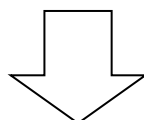
※「人間力」：人工知能と対比したときに際立つ、人間ならではの感情や直感、倫理的な判断力などの総合的な力

## 4 重要事業

### 庁議指定事務事業

事業名	歳入確保の推進
事業概要	<p><b>【特別区民税】</b></p> <p>1 取組方針</p> <p>特別区民税の歳入確保のため、これまで徹底した収納対策を行うことで、累積滞納繰越額の大幅な縮減を実現してきました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による経済的影響に配慮し、滞納者の生活状況に応じた滞納処分を進める中で、歳入確保の取組を進めてきましたが、令和5年度においても納付が困難な方に対しては、制度上様々な手法を活用しての細やかな対応が必要となることが予想されます。これらを踏まえ、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取組を進めます。</p> <p>2 方法・手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課の事務運営方針を定め、課全体で区税の収納率向上のための意識を共有するとともに、納税者の生活状況に応じた納付相談を目指す。</li> <li>・収納対策として、現年度分は、早期納付に向けた取組を滞納整理のスキルを生かし、滞納繰越分は、財産調査の徹底と差押処分、搜索など、あらゆる滞納整理の知識や手法を駆使して滞納繰越額の縮減を図る。</li> <li>・納付機会の拡充と利便性向上のため、コード決済などキャッシュレス納付の利用を促進する。</li> </ul> <p><b>【国民健康保険料】</b></p> <p>1 取組方針</p> <p>制度の安定的な運営及び負担の公平性を担保するため、収納率の目標達成を目指します。</p> <p>30年度の制度改革により法定外繰入を段階的に削減・縮小していくとされ、東京都国保運営方針を踏まえ、目標値は毎年見直していきます。</p> <p>新型コロナウイルスの影響を受け、令和5年度においても経済や雇用は引き続き厳しい状況にあり、納付が困難な方に対しては制度上様々な手法を活用しての細やかな対応が必要となることが予想されます。</p> <p>これらを踏まえ、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取組を進めます。</p> <p>2 方法・手段等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納対策として、口座振替、コンビニ収納、金融機関、モバイル</li> </ul>

	<p>レジ、クレジット収納（モバイルレジ利用）、年金特徴等に加え、コード決済収納（LINEPay、PayPay 等利用）など様々な納付機会の周知、納付案内センターの電話による納付勧奨、口座振替の推進などにより歳入確保に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納繰越分については計画的な財産調査（預金、生命保険、給与等）を行い、滞納世帯の納付能力を的確に把握して、滞納整理を進める。</li> </ul> <p><b>【後期高齢者医療保険料】</b></p> <p>1 取組方針</p> <p>後期高齢者医療保険料収納対策として、制度の安定的な運営及び被保険者間の負担の公平性を担保するため、現年度分及び滞納繰越分の収納率の目標達成を目指します。特に、年金生活者の多くは、滞納に陥ると支払いの継続が困難になるため、早期に収納対策に取り組み、滞納を繰り越さないよう、現年度分の徴収を重点的に行います。</p> <p>新型コロナウイルスの影響等により、生活困窮のため納付が困難な方に対しては、様々な手法の活用を検討して、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取組を進めます。</p> <p>国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行が大部分を占める 75 歳到達者へ、わかりやすい制度の周知を引き続き検討します。</p> <p>2 方法・手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納対策として、納付案内センターによる納付勧奨や、口座振替の勧奨を推進するとともに、納付機会拡充のために導入されたモバイルレジ・クレジット収納も円滑に進めていく。</li> <li>・滞納繰越分については、財産・収入状況の変化に応じて適切な分納計画を組んで計画的な納付を進め、また財産調査により滞納者の納付能力を把握し、滞納整理を進める。</li> </ul>
<p>5年度の 目標</p>	<p><b>【特別区民税】</b></p> <p>○特別区民税収納率 現年度分 98.80%、滞納繰越分 56.78%</p> <p><b>【国民健康保険料】</b></p> <p>○国民健康保険料の収納率 現年度分 88.76%、滞納繰越分 29.81%</p> <p><b>【後期高齢者医療保険料】</b></p> <p>○後期高齢者医療保険料の収納率 現年度分 98.92%、滞納繰越分 34.76%</p>

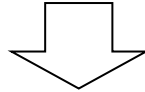


取組結果 (5年度実績)	現年分収納率		滞納繰越分収納率	
	特別区民税	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	
	99.27%	90.28%	99.30%	
	57.22%	29.48%	53.26%	
取組内容 (5年度実績)	区民税	国保料	後期保険料	
	○業務委託による納付勧奨			
・電話催告件数	54,892	49,349	10,406	
・訪問勧奨件数	629	-	-	
○口座振替登録				
・5年度新規登録件数	2,482	4,981	4,921	
○差押件数(以下主なもの)	5,029	390	42	
・預貯金	3,506	215	17	
・生命保険	180	145	6	
・給与	918	20	0	
○夜間窓口実施(17時～19時)				
・実施回数	25	22	-	
・納付相談件数	34	70	-	
・電話催告件数	997	(納付相談に含む)		
○休日実施事業				
・実施回数	6	3	-	
・臨戸実施件数	482	-	-	
・納付相談件数	20	25	-	
・電話催告件数	150	(納付相談に含む)		
○モバイルバンキング収納				
・利用件数	5,157	4,367	388	
○クレジット収納				
・利用件数	11,955	6,027	375	
○コード決済				
・利用件数	39,954	26,884	-	

### 部局重要事務事業

事業名	システム標準化等、区民部におけるDXの着実な推進
事業概要	自治体DX推進計画及び大田区情報化推進計画等に基づき、区民部におけるシステム標準化を着実に推進する等、デジタル化の更なる推進に取り組みます。

5年度の目標	<p>1 システム標準化の着実な推進</p> <p>○区民部の戸籍・住民記録・保険・年金・税務といった各業務システムの標準化を着実に推進すると共に安定した業務運用に取り組む。</p> <p>2 窓口サービスの更なる向上</p> <p>○窓口業務のデジタル化を推進し、更なる窓口サービスの向上に取り組む。</p> <p>3 法改正を踏まえた対応</p> <p>○戸籍、住基フリガナ法制化業務について、法案成立後適切に対応する。</p>
--------	--

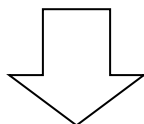


取組結果 (5年度実績)	<p>1 システム標準化の着実な推進</p> <p>○各業務システムの標準化を着実に推進するため、標準文字対応、フィット&amp;ギャップ等、事前準備に取り組んだ。</p> <p>2 窓口サービスの更なる向上</p> <p>○窓口業務のデジタル化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書作成システム（Caora）を導入した。（戸籍住民課、課税課、国保年金課）</li> <li>・オンライン申請されたデータ等をシステムに自動的に取り込むRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の稼働を開始した。（戸籍住民課、課税課、納税課）</li> </ul> <p>3 法改正を踏まえた対応</p> <p>○戸籍、住基フリガナ法制化業務の令和7年5月の法施行に向け、事業実施の方向性、システム改修、委託事業者の選定等について準備を進めた。</p>
-----------------	--

事業名	国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業の推進
事業概要	国民健康保険の保険者として、被保険者の健康を保持増進し、医療費の適正化につなげていくため、PDCAサイクルに沿った効果的な保健事業を実施します。実施の方向性として、計画に掲げる健康課題に沿って、特定健診受診率の向上や、生活習慣病の発症・重症化予防及び健康保持増進・健康意識の向上等に努めます。
5年度の目標	<p>1 データヘルス計画の推進</p> <p>①【特定健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工知能を活用した受診勧奨の実施</li> <li>・受診率向上に向けた啓発強化（啓発動画配信）</li> </ul>

- ・「白紙受診票」の配布
- ・人間ドック受診助成 1,000 件
- ・事業者健診のデータ活用事業の周知
- ② 特定保健指導
  - ・健康づくり課との連携強化
  - ・多様な実施方法として本格実施（特定健診受診医療機関での保健指導（3 か所））
- ③ 【早期介入保健事業（39 歳以下被保険者の健康診査等）】
  - ・検査利用後の医療機関受診状況等を検証し、効果的な事業を検討する
- ④ 【糖尿病性腎症等重症化予防】
  - ・医師会と連携し事業の拡充を図る。プログラム参加者 40 人
- ⑤ 医療機関受診勧奨等
  - ・糖尿病治療中断者、健診異常値放置者への医療機関受診勧奨
- ⑥ 歯科保健事業
  - ・歯周病未治療者等への受診勧奨
- ⑦ 【後発医薬品利用促進】
  - ・後発医薬品普及率目標 80%
  - ・乳幼児から義務教育世代への周知強化を継続する
- ⑧ 【適正な受診・服薬の促進】
  - ・適正服薬推進事業として拡大、再構築し改善者数を増やす（地域薬局・薬剤師会・医師会へ協力依頼）
- ⑨ 健康づくりの取組支援
  - ・全区民対象の健康ポイント事業への支援（被保険者への事業周知）
- ⑩ その他
  - ・広報を活用した情報発信について被保険者へのPRを推進する
  - ・禁煙への支援について周知方法を検討する
  - ・地域包括ケアに係る取組について関係課と協議する

2 第2期データヘルス計画最終評価(仮)及び第3期データヘルス計画の策定

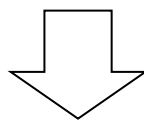




取組結果  
(5年度実績)

- 1 データヘルス計画の推進
  - ①【特定健康診査】
    - ・人工知能を活用した受診勧奨を実施（1回目発送 52,000 件、2回目発送 45,505 件）した。
    - ・受診率向上に向けた啓発強化（啓発動画配信）を実施（12月末までのアクセス数 248 件）した。
    - ・「白紙受診票」を医療機関に配布した。
    - ・人間ドック受診助成を実施（892 件）した。
    - ・事業者健診のデータ活用を周知した（提出 2 件）。
  - ② 特定保健指導
    - ・健康づくり課と随時打合せや情報共有を実施した。
    - ・一部医療機関での保健指導を試行（48 件）した。
  - ③【早期介入保健事業（39 歳以下被保険者の健康診査等）】
    - ・38.39 歳の被保険者に簡易血液検査キット送付事業を実施（申請者 214 件）した。
    - ・効果検証を実施（40 歳代の特定健診受診率 17.5%（令和 6 年 6 月 15 日時点 KDB システムより）、次年度の健診希望率 77.3%）した。
  - ④【糖尿病性腎症等重症化予防】
    - ・協力医療機関認定証を交付（20 か所）した。
    - ・管理栄養士等連絡会を実施（2 回）した。
    - ・参加申込者に保健指導を実施（19 人）した。
    - ・前年度参加者にフォローアップを実施（18 人）した。
  - ⑤ 医療機関受診勧奨等
    - ・糖尿病治療中断者、健診異常値放置者に医療機関受診勧奨を実施（231 人）した。
    - ・介護認定要支援者で健診未受診者（抽出 2 人）に対して電話によるアプローチを行った。
  - ⑥ 歯科保健事業
    - ・糖尿病罹患患者で歯周病の未治療者に受診勧奨を実施（483 人）した。
  - ⑦【後発医薬品利用促進】
    - ・15 歳以上に差額通知を送付（10,226 件）した。
    - ・15 歳未満に差額通知と周知リーフレットを送付（642 件）した。
    - ・普及率は 78.97%（前年度比 1.5%増）となった。
  - ⑧【適正な受診・服薬の促進】
    - ・重複・多剤等のリスク対象者（1,000 人）を抽出し、服薬情報通知により医師・薬剤師への相談を勧奨した。
    - ・薬局での服薬相談人数を把握（46 人）した。
    - ・服薬の改善者割合を検証（服薬相談者 45.7%、通知者 58.8%）した。
  - ⑨ 健康づくりの取組支援
    - ・全区民対象の健康ポイント事業への支援として、国保加入時に配布するチラシ「健診フローチャート」に事業 PR と健康ポイントが付与されるしくみを掲載した。
  - ⑩ その他
    - ・広報を活用した情報発信について。区報、HP の他「健診フローチャート」を配布し、各種事業の PR を実施した。
    - ・禁煙への支援について、研修受講や他事例等により研究をしている。
    - ・地域包括ケアに係る取組について関係課との検討を継続している。

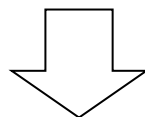
<b>事業名</b>	東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療データヘルス計画に基づく保健事業の推進
<b>事業概要</b>	後期高齢者の健康を保持増進し、医療費の適正化につなげていくため、後期高齢者医療制度の保険者である東京都後期高齢者広域連合が策定するデータヘルス計画に基づき、健康診査受診率向上への取組のほか、長寿健診や健康保持推進事業等の保健事業を実施します。
<b>5年度の目標</b>	1 東京都広域連合と連携したデータヘルス計画の推進 ①【長寿健診】 (1) 区内実施医療機関での健康診査の実施、結果の通知 (2) 【健康診査受診率向上への取組み】 長寿健診未受診の被保険者に対する受診勧奨 (ア) 【はがきによる受診勧奨】 (イ) 【実施医療機関に「白紙受診票」を配布】 (ウ) 【区報、デジタルサイネージでの広報】 ②【歯科検診】 (1) 成人歯科検診受診者から後期高齢者医療被保険者を抽出、計数 (2) 被保険者数に応じて案分した経費を都広域連合に補助金申請 ③【健康保持推進事業】 (1) 健康への関心を持つ契機となる広報により申請率を向上 (2) 委託事業者との連携による円滑な事業運営



<b>取組結果 (5年度実績)</b>	1 東京都広域連合と連携したデータヘルス計画の推進 ①【長寿健診】 (1) 区内実施医療機関での健康診査の実施、結果の通知を実施した。 (2) 【健康診査受診率向上への取組み】 ・長寿健診未受診の被保険者に対する受診勧奨を実施した。 (ア) 【はがきによる受診勧奨】 ・12月に発送(34,991件)した。 (イ) 【実施医療機関に「白紙受診票」を配布】 ・白紙受診票を医療機関に配布した。 (ウ) 【区報、デジタルサイネージでの広報】 ・区報等のほか、健康保持推進事業チラシに受診勧奨の文言を加え出張所等で配布した。また、新たに区設掲示板へ受診勧奨ポスター掲示を行った。
-------------------------	--

	<p>②【歯科検診】</p> <p>(1) 成人歯科検診受診者から後期高齢者医療被保険者を抽出、集計した。 (受診者数：1,093人、受診率：7.3%)</p> <p>(2) 被保険者数に応じて案分した経費を都広域連合に補助金申請(1,093件)を行った。</p> <p>③【健康保持推進事業】</p> <p>事業PRチラシ配布のほか、区設掲示板へのポスター掲示を実施、健康への関心を持つ契機となる広報を行った(申請者数対前年度比概ね同率)。</p>
--	---

事業名	駅前滞留者対策
事業概要	蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会を設置し、協議会の開催や訓練を実施するなど、帰宅困難者対策に取り組みます。
5年度の目標	<p>1 協議会の開催等</p> <p>○蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会の開催等 3回</p>



取組結果 (5年度実績)	<p>1 協議会の開催等</p> <p>○蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会の開催等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の開催 2回</li> <li>・個別訓練の実施 1回</li> </ul>
-----------------	--

## 6 各課の事務事業

6年度予算額は当初予算額で表しています。

### (1) 戸籍住民課

#### I 戸籍関係事務 (根拠法令…戸籍法)

- 概要**
- 戸籍に関する届出の受付及び各種証明書の発行事務を行う。
  - 諸帳簿の管理及び法令等の研究・連絡調整を行う。
  - 戸籍に関する統計、埋火葬許可等付帯事務を行う。
  - 平成19年1月から新戸籍システムを稼働させ、戸籍事務等を行っている。

#### ◆戸籍とは

戸籍とは親子、夫婦など個人の身分関係を登録・公証するもので、一組の夫婦とこれと氏を同じくする子が記載されている。この戸籍のある場所を本籍という。登録は戸籍に関する届出等により、公証は戸籍全部・個人事項証明書等の発行により行われる。戸籍全部・個人事項証明書等の発行は、本籍地の役所で発行することとなっているが、大田区に本籍のある大田区の住民は、平成30年2月からマイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストア等で取得できるようになった。令和3年10月からは、住所地が区内・区外に関わらず、大田区に本籍があれば、全国のコンビニエンスストア等で取得できるよう対象者の拡充を行った。令和6年3月1日より戸籍証明等の広域交付の運用が始まり、本籍地以外の市区町村においても請求できるようになった。大田区では、戸籍住民窓口で取り扱っている。

#### 戸籍の証明手数料

証明の種類	内容	手数料	請求者
戸籍全部・個人事項証明書(謄本・抄本)	戸籍記載者全員(一部)の写し	450円	戸籍に記載されている本人かその家族(父母、子、孫、祖父母)それ以外の方が請求する場合は問合せが必要
除籍全部・個人事項証明書(謄本・抄本)	除籍記載者全員(一部)の写し	750円	
改製原戸籍謄(抄)本	改製された戸籍の全部(一部)の写し	750円	
戸籍全部・個人事項証明書(コンビニ交付、現在戸籍のみ)	戸籍記載者全員(一部)の写し	400円	マイナンバーカードを所持し、大田区に本籍のある住民 ※大田区外の住民は、事前に「利用登録申請」が必要
戸籍届出書の受理証明書	戸籍が受理されたことの証明 *上質紙	350円 *1,400円	届出人
身分証明書		300円	本人 *本人以外の場合は承諾書か委任状が必要

#### II 住民基本台帳、印鑑証明等関係事務 (根拠法令…住民基本台帳法、大田区印鑑条例)

- 概要**
- 住民基本台帳、印鑑登録に関する申請等の受付、各種証明事務を行う。
    - ・住民異動届、印鑑登録申請等の受付
    - ・住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、住所異動に伴う国民健康保険証・就学通知書等の交付
  - 諸帳簿の管理及び法令等の研究・連絡調整、住民基本台帳に関する統計等付帯事務を行う。
  - 住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理を行う。
    - ・広域交付住民票の交付等

- マイナンバーカード関連事務を行う。
- 公的個人認証サービス事務を行う。
  - ・官公庁に対する電子申請（国税申告、社会保険関係等）を行うためのマイナンバーカードに付帯する電子署名の提供
- DV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー被害者等に対する支援措置事務を行う。
- 電子申請サービス事務を行う。
  - ・住民票の写し交付申請、住民票記載事項証明書交付申請、住居表示の変更証明申請
- 平日夜間、日曜日窓口を開設する。
  - ・月、木曜日午後5時から午後7時まで（祝日及び12月29日から1月3日（以下、「年末年始」という。）を除く）、日曜日午前9時から午後5時まで（年末年始を除く）開設
  - ・現在戸籍全部・個人事項証明書（謄抄本）、住民票の写し、印鑑登録証明書、税関係証明書の交付及び住民票記載事項証明の認証、住民異動届書及び印鑑登録申請書の受領

◆住民票（住民基本台帳）

小学校への入学、選挙、国民健康保険や国民年金への加入、子どもの予防接種やワクチン接種などは、住民基本台帳に記録されることが必要。

住民票関係の届出：住所の異動や世帯の内容が変わったときは、すみやかに届出が必要

届出の種類・期間	ケース	届出に必要なものなど	届出人
転入届(*1) 引越から14日以内	区外から大田区に住所を移した	前住所の区市町村が発行した 転出証明書、マイナンバーカード	本人または世帯主 (*2・3)
転出届(*1・4) 引越の14日前から	区外へ住所を移す	*国民健康保険証、介護保険証、乳幼児医療証、後期高齢者医療被保険者証などをお持ちの場合は返却する	
転居届 引越から14日以内	区内で住所を移した	マイナンバーカード	
世帯変更届 変更があつてから14日以内	世帯主が変わった 世帯を別にした 世帯を一緒にした		

(\*1) マイナンバーカード又は住基カードの所有者が転出届の際に、マイナポータルでの手続きもしくは「転入届の特例」を希望した場合、紙の転出証明書の発行を受けずに、カードを利用した転入届・転出届をすることができる。

(\*2) 届出の際には、届出人本人の確認ができるものが必要。

(\*3) 代理人本人による届出の場合は、「委任状」と代理人本人の確認ができる書類が必要。  
上記(\*2)、(\*3)ともに本人の確認ができるものは、マイナンバーカード、運転免許証、保険証、パスポートなど。

(\*4) マイナポータル及び郵送による届出も可能。

◆住民票の写し

就職、登記、運転免許証の申請などに使用する、住所に関する証明。

申請時に必要なもの	手数料	申請場所
申請人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証、保険証、パスポートなど）	1通 300円	戸籍住民窓口 各特別出張所

\*代理人による申請も可。「委任状」と代理人の本人確認書類が必要。

\*日曜日や夜間（月、木）の申請（戸籍住民窓口のみ）、郵便での請求も可。

◆広域交付住民票

住所地以外の区市町村が発行する住民票の写しのことで、本人及び同じ世帯の方の広域交付住民票を取ることができる。

申請に必要なもの	手数料	申請・受取窓口	備考
申請本人のマイナンバーカード、運転免許証、旅券など官公署が発行した顔写真付きの身分証明書	各区市町村により異なる（大田区は1通300円）	戸籍住民窓口、各特別出張所 ※月～金曜（祝日、年末年始除く）9時～17時	戸籍（本籍、筆頭者）、転出者などの消除者、転居（区内の住所変更）事項は記載されない。

◆印鑑登録

大田区で印鑑登録ができる方は、大田区に住民票がある方。ただし、15歳未満の方と成年被後見人は登録できない（注）。登録は1人1個に限る。印鑑登録証を紛失した場合は、「印鑑登録証亡失届」を提出し、改めて印鑑の登録が必要。

（注）成年被後見人が同行した場合は、登録できる。

印鑑登録の手続き

手続きする人	登録する印鑑のほかに必要なもの	登録日	申請窓口	備考
本人	次のいずれかの書類 ①官公署発行の免許証、許可証、身分証明書で写真を特殊加工したものや写真にプレスの割印のあるもの（有効期間内のマイナンバーカード・運転免許証、パスポートなど） ②外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書 ③区内で印鑑登録している方の保証書（印鑑登録申請書の保証人欄に署名、登録印の押印など）	即日（申請日）	戸籍住民窓口 各特別出張所	登録する印鑑には、大きさや印刻文字等に制限がある。  登録した方には、印鑑登録証を渡す。
	上記①②③のいずれの書類もない場合は、本人あてに郵便で回答書を送付。	回答書持参の日		
代理人	委任状*本人あてに郵便で回答書を送付。			手数料 100円

印鑑登録証明書

申請に必要なもの	手数料	申請、受取窓口
印鑑登録証	300円	戸籍住民窓口、特別出張所

\*代理人による申請も可。

\*日曜日や夜間（月、木）の申請可（戸籍住民窓口のみ）。



◆パソコン・スマートフォンから住民票の写し等の交付申請書の作成

区ホームページから、住民票の写し、印鑑登録証明書、住民異動届の申請書等をあらかじめ作成することができる。作成された申請書等情報は二次元コード化され、戸籍住民窓口で提示することにより申請ができる。特別出張所では取り扱っていない。

◆パソコン・スマートフォンから住民異動届の来庁予約

区ホームページから、住民異動届の手続きで戸籍住民窓口に来庁する日時を予約することができる。予約完了後に受付番号が送信されるので、戸籍住民窓口で受付番号を提示する。

予約は、転出届は2週間先まで、転入届、転居届は引っ越しが終わった後の日付でできる。夜間休日窓口及び特別出張所では取り扱っていない。

※住民異動届は、区ホームページから作成することができる。

◆マイナンバーカードによる証明書の交付

マイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しなど証明書を取得できる。利用する際には、有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードと暗証番号（数字4ケタ）が必要である。

注）マイナンバーカードに替えて移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたスマートフォンを用いることもできる。

交付できる証明書	利用対象者	証明書1通あたりの手数料	交付場所	利用可能時間 (システムメンテナンス日を除く)
戸籍証明書 全部事項証明書 個人事項証明書	大田区に本籍のある方*1	400円	コンビニエンスストア等*2 大田区役所本庁舎1階 大田区マイナンバーカードセンター	【平日月から金曜】(年末年始は除く。) 午前9時から午後5時まで
住民票の写し 印鑑登録証明書 税証明書 課税証明書 非課税証明書 納税証明書	大田区の住民 (印鑑登録証明書を取得するためには、事前に大田区の窓口で印鑑登録が必要)	250円	コンビニエンスストア等*2 大田区役所本庁舎1階 大田区マイナンバーカードセンター	【平日月から金曜及び土日祝日】 午前6時30分から午後11時まで 【平日月から金曜】 午前8時30分から午後5時まで 【平日夜間月曜・木曜】 午後5時から午後7時まで 【日曜】(年末年始は除く。) 午前9時から午後5時まで 【平日月から金曜】 午前9時から午後7時まで 【土曜・日曜】(第3土曜と翌日曜、祝日、年末年始は除く。) 午前9時から午後5時まで

\*1 大田区外の方は、事前に「利用登録申請」が必要。また、利用登録申請及び交付は、コンビニエンスストア等に設置の多機能端末機に限る。

\*2 多機能端末機を設置している店舗に限る。

◆個人番号通知書

出生・国外転入等によりマイナンバーが新規付番となった場合は、届出をした日から3週間程度で個人番号通知書が地方公共団体情報システム機構から世帯主宛てに簡易書留で発送される。

【参考】通知カード（紙製のカード）（令和2年5月25日廃止）

制度廃止後も通知カードに記載されている氏名、住所、性別、生年月日が住民票と一致している場合に限り、個人番号を証する書類として使用できる。

◆マイナンバーカード（顔写真付きのカード）

マイナンバーカードの申請は、郵送、パソコン、スマートフォン等で行う。

申請に必要な交付申請書は、戸籍住民課、特別出張所、大田区マイナンバーカードセンターに本人確認できるものを持参し、受け取ることができる（住所・氏名等に変更があった場合は、変更後の住所・氏名等が記載された交付申請書を使用する。）。

マイナンバーカードの交付準備が整い次第、戸籍住民課から住所地宛に交付通知書（通知書兼照会書）を送付する。

交付通知書の案内に沿って事前に交付場所及び日時を予約の上、予約日に必要書類を持参して受け取ることができる。申請から受取までは、通常1～2か月程度要する。

マイナンバーカードの有効期限は、発行から10回目の誕生日（未成年者は5回目の誕生日）まで。外国籍の住民で在留期間に定めのある場合は、在留期間の満了日まで。

※令和4年4月1日以前に20歳未満で申請した場合は5回目の誕生日まで。

◆マイナンバーカード申請補助事業

本庁舎（※）及び大田区マイナンバーカードセンターにて、マイナンバーカードの作成を希望する方を対象に、顔写真の撮影から申請までをお手伝いする申請補助事業（事前予約制）を実施している。平日及び土日（第3土曜と翌日の日曜を除く）の午前9時から午後4時30分（大田区マイナンバーカードセンターは、平日は午後6時30分）まで。 ※本庁舎は一時休止中

【予約先】大田区マイナンバーコールセンター

0570-03-3370（平日及び日曜日午前9時から午後5時まで ※年末年始を除く）

◆その他のマイナンバーカードの手続き

届 出	手続きに必要なもの	申請窓口	備 考
紛失 （一時停止）	右記に連絡	マイナンバーカード 総合フリーダイヤル （0120-95-0178）	自宅以外で紛失した場合は、警察へ 遺失届を行う。
発見 （一時停止解除）	発見したマイナンバーカード	戸籍住民窓口、大田区 マイナンバーカードセンター	
再交付	本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）	戸籍住民窓口、特別出張所、大田区マイナンバーカードセンター	新しいマイナンバーカードの交付時に再交付手数料1,000円かかる。
電子証明書の新規発行・更新	マイナンバーカード	戸籍住民窓口、特別出張所、大田区マイナンバーカードセンター	原則手続きできるのは本人のみ。代理人の場合は事前に問合せが必要。



暗証番号の再設定 (ロック解除) ※1	マイナンバーカード	戸籍住民窓口、特別出張所、大田区マイナンバーカードセンター	原則手続きできるのは本人のみ。代理人の場合は事前に問合せが必要。
有効期限の変更 (外国人住民)	マイナンバーカードと新しい在留カード	戸籍住民窓口、大田区マイナンバーカードセンター	マイナンバーカードの有効期限までに来庁が必要。

※1 住民基本台帳用、券面事項入力補助用及び利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4ケタ）は3回連続、署名用電子証明書の暗証番号（英数字6ケタ以上16ケタ以下）は5回連続で入力を誤った場合、ロックがかかる。

#### ◆公的個人認証サービス

インターネットを使って官公庁等に電子申請をする際の本人確認の手段となる電子証明書を提供するものである。電子証明書はマイナンバーカードのICチップに標準搭載され、有効期限は発行から5回目の誕生日まで。電子証明書に係る手続きができるのは、原則、本人のみ（代理人の場合は事前に問合せが必要）。

#### ◆大田区マイナンバーカードセンター

区民へのマイナンバーカードの普及啓発による交付拡大と、増加するマイナンバーカード関連事務へ迅速に対応することによる区民の利便性向上を目指し開設した。JR 大森駅から徒歩1分という好立地に加え、平日夜間や土日も窓口を開くことで、より多くの区民の方にマイナンバーカードを利用していただく環境を提供している。

- ・所在地：東京都大田区山王二丁目3番7号 大森まちづくり推進施設1階
- ・開庁時間：平日 午前9時から午後7時まで（受付は午後6時30分まで）  
土日 午前9時から午後5時まで（受付は午後4時30分まで）  
（第三土曜日とその翌日の日曜日、休日、年末年始を除く）

#### ・サービス内容：

- マイナンバーカードの交付等
- マイナンバーカード申請補助事業等
- その他のマイナンバーカードの手続き
- マイナンバーカード対応証明書交付機
- マイナポータル手順の支援

### Ⅲ 住居表示関係事務 (根拠法令…住居表示に関する法律)

- 概要** ○新築家屋の住居表示番号を付定し、住居番号表示板を交付する。  
 ○住居表示変更証明書を交付する。  
 ○街区符号表示板の整備を行う。  
 ○街区の変更、街区案内板の管理を行う。

#### 住居表示実施状況等 (令和6年4月1日現在)

全面積	61.86 k m <sup>2</sup>
公有水面	0.65 k m <sup>2</sup>
市街地面積	61.86 k m <sup>2</sup>
住居表示実施面積	60.90 k m <sup>2</sup>
住居表示未実施面積	0.96 k m <sup>2</sup> (※注)
総町丁目数	218 町丁目
総街区数	6,178 街区

(※注) 住居表示未実施地域  
 羽田空港三丁目 (D滑走路)

#### 街区案内板数 (令和6年4月1日現在)

街区案内板	6 基
-------	-----

#### 令和5年度街区案内板・街区符号表示板設置状況等

街区案内板の増設・撤去	0 基
新築家屋の住居表示番号付定	1,733 件
住居表示変更証明書の交付	128 件

### Ⅳ 郵送請求関係事務 (根拠法令…戸籍法、住民基本台帳法)

- 概要** ○郵送請求による戸籍謄抄本、住民票等の交付を行う。

\*請求先 〒144-8621 蒲田5-13-14

大田区役所戸籍住民課郵送担当 電話 5744-1233 (戸籍関係)

電話 5744-1676 (住民票関係)

\*請求方法 請求者の住所、氏名、続柄、日中の連絡先電話番号のほか、次の必要事項を明記の上、①手数料(定額小為替又は現金書留)と②返信用封筒(宛名を記入し切手を貼付したもの)③本人確認書類(免許証、保険証などの写し)を同封する。クレジットカードの使用を希望する場合は、申請書にメールアドレスを記載し、当課からの送信メールに記載された URL から期限内にオンライン決済を行う。

\*大田区の戸籍で続柄が確認できない時は、関係戸籍(写し)の添付が必要な場合がある。また、別世帯の家族又は第三者が請求する場合は、委任状(権利行使及び義務履行等の正当な利害関係のある場合は利害関係のわかる関係書類)の添付が必要となる。なお、返送先は請求者の住所が原則となる。

請求するもの	必要事項
戸籍全部・個人事項証明書 (謄本・抄本)	①本籍 ②筆頭者(戸籍の一番初めに記載されている方) ③全部・個人の別(個人の場合は必要な方の氏名) ④通数 ⑤使用目的等
住民票	①住所 ②世帯主 ③世帯全員または一部(必要な方の氏名) ④続柄、本籍地記載の有無 ⑤通数 ⑥使用目的等

## V 外国人住民関係事務 (根拠法令…住民基本台帳法、出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法)

**概要** ○特別永住者に関する特別永住許可事務を行う。

- ・特別永住許可の申請

○中長期在留者等に関する市区町村在留関連事務を行う。

- ・特別永住者証明書の有効期間更新、再交付申請等の受付
- ・特別永住者証明書の交付
- ・中長期在留者等の住居地届出の受付

○法務省との情報連携を行う。

- ・外国人住民の氏名、国籍等の変更や在留資格の変更等の住基法第30条の50通知の住民記録への反映
- ・外国人住民の住居地届出に係る市町村通知の送付

○法務省との連絡調整を行う。

○特別出張所窓口との連絡調整を行う。

### ◆住民票が作成される外国人

在留の区分	備考
(1) 中長期在留者	在留期間が3か月を超える者に在留カードが交付される(*注)。 一例: 永住者、技術・人文知識・国際業務等の就労資格、留学、日本人の配偶者等、定住者、特定活動 他  (*注)在留資格が短期滞在・外交・公用の者、3か月以下の在留期限が決定された者、仮放免者、在留資格の無い者は、中長期在留者に該当せず住民票の対象外となる。
(2) 特別永住者	終戦前から引き続き本邦に在留している者で、日本国との平和条約の発効により日本国籍を離脱した者及びその子孫として本邦で出生した者に対し、特別永住者証明書が交付される。
(3) 一時庇護対象者 又は仮滞在許可者	一時庇護許可書又は仮滞在許可書が交付される。
(4) 出生による経過滞在者 又は国籍喪失による経過滞在者	出生届・国籍喪失届出をした者は、その事由発生年月日から60日は在留資格を有することなく在留することができる。60日を超えて日本に在留する者は、事由発生年月日から30日以内に地方出入国在留管理局に在留資格の取得を申請しなければならない。

※外国人住民への住民基本台帳法の適用は、平成24年7月から

### ◆特別永住者証明書の更新

特別永住者証明書の有効期間が到来する特別永住者に対し、更新勧奨を行う。

年齢	申請期間	必要書類
16歳未満	16歳の誕生日の6か月前から	特別永住者証明書、パスポート(ない場合は不要)、写真(縦4cm×横3cm)
16歳以上	有効期間満了日の2か月前から	

\*従前の外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされるのは、16歳未満のみ。

\*特別永住者証明書の交付は、申請から概ね2週間を要する。

◆住居地届出に関する手続き

本邦に在留する中長期在留者及び特別永住者は、住居地を定めてから14日以内に、市区町村に住居地の届出を行うこととされている。(出入国管理及び難民認定法第19条の7、第19条の8、第19条の9及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第10条)

届出の種類	届出期間	必要書類
入国したとき	大田区に住居地を定めた日から14日以内	在留カード等、パスポート
新たに中長期在留資格を得たとき	資格変更許可日または大田区に住居地を定めた日から14日以内	在留カード、パスポート
大田区から転出するとき	引越の14日前から	在留カード等
大田区に転入するとき	引越から14日以内	転出証明書、在留カード等
大田区内の転居	引越から14日以内	在留カード等

## VI おくやみコーナー

**概要** 23区では初めてとなる「おくやみコーナー」を、令和2年10月1日から本庁舎1階戸籍住民窓口開設し、各種手続き窓口をご案内するほか、状況に応じたご相談をお受けすることで、ご遺族の負担の軽減につとめている。

身近な方が亡くなられたあとに必要な手続きは、多い方で30項目にもおよび、ご遺族の大きな負担となっている。ご遺族の方へ少しでもお役に立てることを願い、死亡届出後に必要な区役所での手続きの他、区役所以外も含めた各種手続き・窓口などの情報をまとめて、わかりやすくご案内する「ご遺族の方へ～おくやみ手続きガイド～」(冊子)を作成した。

「おくやみコーナー」では、このガイドブックを活用し、ご遺族の状況に応じた各種手続きについてのご相談をお受けしている。

○開設時間：午前9時から午後4時まで(土日祝、年末年始除く)

※事前予約制 おおむね30分程度

○予約受付：03-5744-1185(平日午前8時30分から午後5時まで)

○その他：ガイドブックは、死亡届出の際に、窓口でご遺族に配布する他、ホームページからダウンロードしてもご利用いただける。



## VII 参考資料

### 【戸籍住民窓口】

平日：午前8時30分～午後5時まで

平日夜間（月、木）：午後5時～午後7時まで

日曜：午前9時～午後5時まで

### 取扱窓口一覧

内 容	取扱い窓口など						料金
	戸籍住民窓口			本庁舎 宿直室 受付	特別出張所		
	通常	夜間 (月、木)	日曜		平日	郵送	
届出など	戸籍の届出 出生届、婚姻届、離婚届、離婚の 際の氏を称する届、死亡届（埋火 葬許可証の発行）転籍届など*1	○	*2○	*2○	*2○	○	
	住民登録の届出 転入届、*3転出届、転居届、世帯変更届など	○	*4○	*4○		○	
	印鑑登録	○	*5○	*5○		○	100円
	新築届*10	○					○
	特別永住者証明書交付申請など	○					
	外国人住民の住居地届出	○				○	
マイナンバーカードの手続き	○		*8○		*9○		
証明書など	戸籍全部・個人事項証明書（謄本・抄本）	○	*6○	*6○		○	450円
	除籍謄（抄）本	○				○	750円
	改製原戸籍謄（抄）本	○				○	750円
	戸籍届書の受理証明	○				○	350円
	身分証明書	○	○	○		○	300円
	戸籍の附票の写し	○	*6○	*6○		○	300円
	住民票の写し	○	*7○	*7○		○	300円
	住民票記載事項証明	○	*7○	*7○		○	300円
	不在籍・不現住証明書	○				○	300円
	印鑑登録証明書	○	○	○		○	300円
	納課税等証明	○	○	○		○	300円
	転出証明書	○				○	○

\*1 この他に、認知、養子縁組、養子離縁、氏・名の変更、入籍、分籍、死産などの届出がある。

\*2 届書のお預かりのみ。翌開庁日以降に届出内容の審査等を行う。

\*3 転出届については、マイナポータル、郵送でも取り扱う。

\*4 日本国籍の方の届出のお預かりのみ。マイナンバーカードの住所変更は、翌日以降の取扱いになる。

\*5 日本国籍の方の申請書のお預かりのみ。

\*6 本人、同一戸籍の方からの請求のみ取り扱う。

\*7 本人、同一世帯員（消除者を除く）からの請求のみ取り扱う。

\*8 毎月第三土曜の翌日曜は業務を休止する。

\*9 マイナンバーカードの交付は、月～金曜、大森西・入新井・馬込・池上・嶺町・久が原・雪谷・千束・羽田・六郷・矢口・蒲田東特別出張所で実施している。

\*10 電子申請でも取り扱う。

表1

## 令和5年度手数料

単位：円

種類	戸籍住民課	特別出張所	計	4年度計	3年度計	2年度計
戸籍証明	61,088,050	28,143,500	89,231,550	90,159,700	84,474,150	83,187,550
住民基本台帳証明・閲覧	49,213,500	42,528,000	91,741,500	103,500,900	111,451,400	119,090,400
印鑑証明	11,233,200	25,845,900	37,079,100	42,629,200	48,389,600	55,935,100
計	121,534,750	96,517,400	218,052,150	236,289,800	244,315,150	258,213,050

表2

## 令和5年度戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明等件数

種類	戸籍住民課			特別出張所			計			4年度	3年度	
	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計			
戸籍	謄抄本	55,182	22,824	78,006	38,628	6,476	45,104	93,810	29,300	123,110	123,218	120,245
	除籍謄抄本	45,899	26,489	72,388	13,457	2,289	15,746	59,356	28,778	88,134	88,794	86,413
	受理証明書	5,081	29	5,110	1,867	27	1,894	6,948	56	7,004	7,622	7,711
	小計	106,162	49,342	155,504	53,952	8,792	62,744	160,114	58,134	218,248	219,634	214,369
住民基本台帳	住民票等*	163,761	46,427	210,188	139,513	16,436	155,949	303,274	62,863	366,137	407,113	439,000
	広域交付住民票	284	0	284	217	0	217	501	0	501	437	537
	閲覧	0	0	0	203	630	833	203	630	833	982	801
	小計	164,045	46,427	210,472	139,933	17,066	156,999	303,978	63,493	367,471	408,532	440,338
印鑑	登録	11,751	14	11,765	13,791	56	13,847	25,542	70	25,612	25,057	25,749
	廃止届出等	0	1,695	1,695	0	2,883	2,883	0	4,578	4,578	4,832	5,354
	証明	33,527	39	33,566	81,556	173	81,729	115,083	212	115,295	134,137	153,471
	小計	45,278	1,748	47,026	95,347	3,112	98,459	140,625	4,860	145,485	164,026	184,574
計	315,485	97,517	413,002	289,232	28,970	318,202	604,717	126,487	731,204	792,192	839,281	

\*住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書等及び住居表示実施証明書等を含む

表3

## 本籍数、本籍人口数

	本籍数	本籍人口
令和6年4月1日	281,164	648,722
令和5年4月1日	281,388	650,643
令和4年4月1日	281,769	653,024

表4

## 令和5年度戸籍処理件数

種別	件数
新戸籍編製	5,201
戸籍全部消除	5,415
再製・補完	4
その他	74
人口動態調査*	17,134
計	27,828
4年度計	28,306
3年度計	28,234

\*出生、死亡、婚姻、離婚、死産

表5

## 令和5年度戸籍届出件数

種 類	受 理			送付	計
	本籍人	非本籍人	小計		
出生	2,189	2,129	4,318	2,116	6,434
死亡	4,804	2,664	7,468	3,508	10,976
婚姻	2,795	1,441	4,236	3,008	7,244
離婚	808	210	1,018	540	1,558
転籍	1,524	18	1,542	1,413	2,955
その他	2,093	312	2,405	1,052	3,457
計	14,213	6,774	20,987	11,637	32,624
4年度計	14,422	6,993	21,415	11,937	33,352
3年度計	14,545	6,994	21,539	11,882	33,421

表6

## 住民基本台帳世帯、人口、印鑑登録数（令和6年4月1日現在 外国人住民含む）

特別出張所	世帯数	人 口			印鑑登録数 (件)
		男	女	計 (人)	
大森東	10,778	10,259	9,192	19,451	10,696
大森西	36,541	30,949	29,726	60,675	31,806
入新井	24,416	21,280	20,647	41,927	22,071
馬込	31,565	28,019	29,054	57,073	29,928
池上	25,023	22,400	23,103	45,503	25,352
新井宿	12,004	10,958	11,100	22,058	12,294
嶺町	14,015	12,278	13,899	26,177	14,396
田園調布	10,699	10,004	11,612	21,616	12,926
鵜の木	15,092	12,608	14,077	26,685	14,529
久が原	13,976	14,145	15,021	29,166	16,814
雪谷	31,419	29,523	31,986	61,509	33,718
千束	13,980	11,629	13,122	24,751	13,221
糀谷	23,552	19,609	20,245	39,854	20,961
羽田	22,394	19,579	19,228	38,807	21,217
六郷	36,729	34,666	32,979	67,645	38,013
矢口	23,943	21,434	22,834	44,268	24,941
蒲田西	37,813	32,761	30,278	63,039	33,419
蒲田東	30,365	24,287	22,161	46,448	23,872
計	414,304	366,388	370,264	736,652	400,174
令和5年4月1日	406,752	363,688	368,386	732,074	400,894
令和4年4月1日	400,636	362,084	367,339	729,423	402,931

表7

## 令和5年度住民基本台帳届出、処理件数

窓 口	届 出					職 権 処 理					計
	転入	転居	世帯変更	転出	小計	記載	消除	修正	転入通知	小計	
戸籍住民課窓口	31,001	7,973	2,450	25,032	66,456	3,601	5,003	21,261	36,242	66,107	132,563
郵送	0	0	0	1,570	1,570	0	0	0	0	0	1,570
戸籍住民課小計	31,001	7,973	2,450	26,602	68,026	3,601	5,003	21,261	36,242	66,107	134,133
大森東	472	299	63	327	1,161	47	110	132	2	291	1,452
大森西	1,803	718	153	956	3,630	89	69	238	6	402	4,032
入新井	1,778	785	226	1,388	4,177	134	554	396	5	1,089	5,266
馬込	2,302	674	201	1,534	4,711	234	383	330	9	956	5,667
池上	782	512	131	445	1,870	62	152	212	9	435	2,305
新井宿	516	347	93	472	1,428	109	20	169	2	300	1,728
嶺町	843	435	115	666	2,059	98	229	183	2	512	2,571
田園調布	724	148	61	513	1,446	71	35	112	2	220	1,666
鵜の木	598	249	58	329	1,234	55	15	76	2	148	1,382
久が原	542	288	90	419	1,339	77	15	121	1	214	1,553
雪谷	1,037	454	128	758	2,377	127	261	156	4	548	2,925
千束	1,119	312	105	957	2,493	104	44	168	4	320	2,813
糝谷	1,231	524	117	656	2,528	71	101	136	4	312	2,840
羽田	1,132	525	103	755	2,515	71	80	109	2	262	2,777
六郷	1,237	778	175	945	3,135	133	30	291	15	469	3,604
矢口	583	353	84	378	1,398	62	111	137	1	311	1,709
蒲田西	464	313	84	277	1,138	25	195	142	11	373	1,511
蒲田東	860	548	60	510	1,978	32	379	116	11	538	2,516
特別出張所小計	18,023	8,262	2,047	12,285	40,617	1,601	2,783	3,224	92	7,700	48,317
計	49,024	16,235	4,497	38,887	108,643	5,202	7,786	24,485	36,334	73,807	182,450
4年度計	46,720	17,162	4,502	38,674	107,058	5,545	7,929	22,953	32,770	69,197	176,255

表8

## 令和5年度税証明取扱件数

戸籍住民課窓口			4年度
有料	無料	計	計
15,527	1,048	16,575	18,528

\*有料：1件300円

\*無料：生活保護受給者、障害者非課税の方及び年金の申請、児童育成手当申請、職業安定所への提出等の場合

\*課税課、納税課、特別出張所、コンビニ交付分は課税課の頁を参照



表9

## 令和5年度本庁舎戸籍住民課窓口 夜間休日取扱件数

種 類	5年度	4年度	3年度
住民票発行	15,527	17,808	21,176
印鑑証明発行	4,682	5,652	6,805
戸籍届出の受付*	3,597	3,452	3,356
税証明書	2,401	3,108	3,500
現在戸籍証明	4,428	3,540	3,475
住民異動届 (受領のみ)	5,461	5,723	5,037
印鑑登録 (受領のみ)	1,386	1,313	1,261
計	37,482	40,596	44,610

\*宿直室で受けた届出含む。

## トピックス

## 戸籍住民課におけるDX推進への取組

## ○郵送請求のキャッシュレス化（メールリンク型決済）（令和5年9月）

戸籍や住民票の証明書の郵送請求にオンライン決済を始めました。申請者側は定額小為替の購入の負担が無くなると共に、海外居住者の方も利用しやすくなる等、大幅に利便性が向上しました。

## ○申請書作成システム（Caora）の運用を開始（令和6年2月）

住民票の写しなどの取得に必要な申請書類の作成時に、マイナンバーカード等から住所や氏名などの基本情報を読み取って自動転記する申請書作成システムを導入しました。申請書作成時の負担軽減が図られ、特に高齢者や外国人の方に好評です。

## ○オンライン申請された転出異動申請処理にRPA（※）を導入（令和6年3月）

マイナポータルからオンライン申請された転出異動申請を住記システムに自動入力するRPAを導入しました。その結果、1件当たりの処理時間が大幅に短縮することができました。

※RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）

…業務処理自動化ツール。人間がコンピュータを操作して手作業で行っている事務処理を自動的に行うソフトウェア

表10

## 令和5年度戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明等件数

窓 口	戸 籍				住民基本台帳				印 鑑 登 録				計
	謄抄本	除籍謄抄本	受理証明等	小計	住民票等※1	広域交付	閲覧	小計	登録	廃止届出等	証明	小計	
戸籍住民課窓口	41,047	21,208	4,973	67,228	122,563	284	0	122,847	11,765	1,695	33,566	47,026	237,101
郵送請求	36,959	51,180	137	88,276	87,625	0	0	87,625	0	0	0	0	175,901
戸籍住民課小計	78,006	72,388	5,110	155,504	210,188	284	0	210,472	11,765	1,695	33,566	47,026	413,002
大森東	1,519	470	45	2,034	5,356	23	29	5,408	460	128	3,239	3,827	11,269
大森西	2,144	667	175	2,986	10,625	17	80	10,722	895	150	4,163	5,208	18,916
入新井	4,758	1,629	268	6,655	15,824	37	38	15,899	1,436	280	7,604	9,320	31,874
馬込	3,329	1,041	296	4,666	13,467	10	136	13,613	1,517	249	7,126	8,892	27,171
池上	2,493	914	85	3,492	8,143	4	39	8,186	719	161	4,853	5,733	17,411
新井宿	1,875	581	61	2,517	6,318	5	31	6,354	517	108	3,511	4,136	13,007
嶺町	2,882	954	107	3,943	8,819	9	9	8,837	814	161	5,589	6,564	19,344
田園調布	3,405	1,067	75	4,547	6,006	0	13	6,019	642	115	4,268	5,025	15,591
鶯の木	1,759	609	39	2,407	6,250	31	21	6,302	482	104	3,437	4,023	12,732
久が原	1,669	528	51	2,248	5,944	1	20	5,965	616	105	3,922	4,643	12,856
雪谷	3,023	670	81	3,774	10,020	19	48	10,087	981	225	6,436	7,642	21,503
千束	2,255	787	83	3,125	6,942	7	23	6,972	835	137	4,015	4,987	15,084
靴谷	2,116	631	92	2,839	8,375	10	41	8,426	679	151	4,213	5,043	16,308
羽田	1,930	932	98	2,960	7,580	10	38	7,628	693	167	3,538	4,398	14,986
六郷	3,850	1,108	145	5,103	12,907	14	67	12,988	1,069	273	6,887	8,229	26,320
矢口	1,886	561	76	2,523	6,248	2	49	6,299	573	152	3,561	4,286	13,108
蒲田西	1,918	1,345	66	3,329	9,452	2	88	9,542	461	133	3,277	3,871	16,742
蒲田東	2,293	1,252	51	3,596	7,673	16	63	7,752	458	84	2,090	2,632	13,980
特別出張所小計	45,104	15,746	1,894	62,744	155,949	217	833	156,999	13,847	2,883	81,729	98,459	318,202
計	123,110	88,134	7,004	218,248	366,137	501	833	367,471	25,612	4,578	115,295	145,485	731,204
コンビニ ※2	24,904	-	-	24,904	120,717	-	-	120,717	-	-	56,880	56,880	202,501
令和5年度計	148,014	88,134	7,004	243,152	486,854	501	833	488,188	25,612	4,578	172,175	202,365	933,705
令和4年度計	137,785	88,794	7,622	234,201	492,008	437	982	493,427	25,057	4,832	175,344	205,233	932,861
令和3年度計	126,850	86,413	7,711	220,974	501,510	537	801	502,848	25,749	5,354	183,843	214,946	938,768

\*1 住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書等及び住居表示実施証明書等を含む。

\*2 マイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストアなどから証明書の取得をした件数。

表11

## マイナンバーカード交付

内 容	5年度	4年度	3年度	2年度	累計	交付率
本庁舎	45,068	64,213	64,504	55,045	331,011	-
マイナンバーカードセンター	10,474	17,468	17,006	19,581	70,522	-
特別出張所	30,486	49,414	38,965	5,662	162,639	-
合計	86,028	131,095	120,475	80,288	564,172	76.59%

\*特別出張所での交付は、大森西・入新井・馬込・池上・嶺町・久が原・雪谷・千束・羽田・六郷・矢口・蒲田東特別出張所で実施（令和6年3月31日現在）

\*累計は、マイナンバーカード交付の開始（平成28年1月1日）からの交付枚数である。

\*交付率は、令和6年4月1日現在の人口（736,652人）に対する交付枚数率である。

表12

## 令和5年度郵送請求による戸籍謄抄本、住民票等発行件数

種 類	5年度			4年度	3年度
	有料	無料	計	計	計
戸籍謄抄本	18,029	18,930	36,959	37,458	40,124
除・改籍謄抄本	25,593	25,587	51,180	50,852	52,837
受理証明等	129	8	137	150	135
住民票等*	48,116	39,509	87,625	84,410	82,661
転出証明書	-	1,570	1,570	2,954	3,156
計	71,867	85,604	177,471	175,824	178,913

\* 住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書及び住居表示実施証明書等を含む。

表13

## 国籍、年齢別外国人住民人員

国 籍		令和6年4月1日	令和5年4月1日	令和4年4月1日
1	中国	10,476	9,437	8,766
2	韓国	3,460	3,276	3,138
3	ネパール	3,227	2,605	2,192
4	フィリピン	2,898	2,696	2,479
5	ベトナム	2,602	2,056	1,767
6	ミャンマー	815	478	321
7	米国	712	675	600
8	インドネシア	626	474	321
9	タイ	486	456	419
10	インド	456	422	279
11	バングラデシュ	250	218	199
12	ブラジル	223	228	199
13	英国	223	219	181
14	モンゴル	222	132	110
15	朝鮮	218	218	222
16	ドイツ	211	202	163
17	フランス	195	172	142
18	マレーシア	168	151	118
19	スリランカ	168	111	85
20	ロシア	141	124	107
21	その他の国及び無国籍(*1)	1,425	1,390	1,223
計	16歳未満(*2)	2,494	2,345	2,127
	16歳以上	26,708	23,395	20,904
	計	29,202	25,740	23,031

\*1 無国籍とは、法的にいずれの国の国籍を持っていない者を言う。

\*2 入管法等により16歳を境に、制度上の分けがある。例として、16歳未満は在留カード等へ顔写真が掲載されないことや、在留カードの常時携帯義務がないことなど。

表14

## おくやみコーナー利用実績

年度	利用件数
令和5年度	250件
令和4年度	227件
令和3年度	259件

## (2) 課税課

◆令和6年度特別区税当初歳入予算額 81,856,585 千円 (区一般会計の24.0%)  
(区一般会計歳入予算額 341,209,981 千円)

### I 特別区民税・都民税(住民税)事務

#### 特別区民税・都民税(住民税)とは

一般に市町村民税(東京23区においては特別区民税)と都道府県民税(東京都においては都民税)を合わせて「住民税」と呼ばれている。

特別区民税・都民税には、所得額に応じて課税する「所得割」と、すべての納税者に課税する「均等割」がある。なお、大田区内に住所がなくても、大田区内に事務所や事業所(店や工場)または家屋敷がある方には、均等割のみが課税される。

特別区民税・都民税は、区民税・都民税の申告書、所得税の確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書などの各種資料に基づいて課税される賦課方式により決定する。納税義務者に対し、その納めなければならない税額を決定し通知する。

◆令和6年度特別区民税歳入予算 76,251,922 千円

#### ◆徴収方法

徴収方法は以下のとおり。なお、人数・件数については令和6年度当初数を記載している。

[特別徴収] 給与等の支払者が従業員等の給与等から差し引いて納入するもの(会社員の方)  
・納税義務者数 319,983 人 ・特別徴収義務者数 68,565 件  
5月14日税額通知書発送  
(令和5年度当初310,769人、69,708件)

[普通徴収] 納税者本人が納付するもの(自営業の方など)  
・納税義務者数 115,458 人  
6月10日納税通知書発送  
(令和5年度当初113,434人)

[年金特徴] 年金保険者が公的年金から差し引いて納入するもの  
・納税義務者数 46,073 人 ・特別徴収義務者数 7 件  
6月10日納税通知書発送  
(令和5年度当初44,893人、8件)

#### ◆課税事務の一年間の流れ

[特別徴収]	1月下旬~4月中旬	給与支払報告書に基づく賦課事務(特徴合算事務を含む)
	5月中旬	税額通知書発送
[普通徴収]	1月下旬~5月下旬	申告書(確定申告を含む)に基づく当初課税
	6月上旬	納税通知書発送
	6月~3月	各種調査、未申告対応等で各納期に合わせて行う賦課事務 各月初旬に納税通知書発送(納期は6、8、10、1及び3月)
[年金特徴]	1月下旬~5月中旬	公的年金等支払報告書に基づく賦課事務
	6月上旬	納税通知書発送
	7月中旬	年金保険者へ税額通知書発送

<令和5年度特別区民税調定実績>

(単位：千円)

区分	均等割	所得割	計	うち退職分離分
現年度 普通徴収	365,942	18,268,186	18,634,128	
特別徴収 現年度課税分	881,274	46,096,365	46,977,639	748,375
前年度課税分	162,246	8,484,454	8,646,700	
特別徴収 合計	1,043,520	54,580,819	55,624,339	748,375
年金特徴 現年度課税分	112,747	1,341,596	1,454,343	
現年度合計	1,522,209	74,190,601	75,712,810	748,375
過年度	4,396	365,528	369,924	
合計	1,526,605	74,556,129	76,082,734	748,375

令和6年5月末現在

(譲渡所得、事業・雑所得に係る分離課税現年度所得割内訳)

(単位：千円)

区分	普通徴収	特別徴収	計
長期譲渡所得	1,943,930	135,917	2,079,847
短期譲渡所得	30,938	5,644	36,582
株式等に係る譲渡所得等	1,725,782	148,338	1,874,120
商品先物取引に係る雑所得等	46,633	15,974	62,607
上場株式等に係る配当所得	112,269	28,421	140,690
合計	3,859,552	334,294	4,193,846

令和6年5月末現在

## II 軽自動車税（環境性能割）事務

### 軽自動車税（環境性能割）とは

三輪以上の軽自動車（特殊自動車を除く。）を取得したときに課税される特別区税である。

令和元年10月1日より、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化した新たな軽自動車税のひとつとして、軽自動車税環境性能割（以下、環境性能割）が創設された。

### ◆令和6年度軽自動車税（環境性能割）予算額 19,760千円

### ◆賦課事務 当分の間、東京都が賦課徴収を行う。

納税義務者 : 三輪以上（特殊自動車を除く。）の軽自動車を取得した方（個人・法人）

賦課日 : 軽自動車を取得したとき

納税方法 : 軽自動車の新規検査や使用、移転等の届出の際に、軽自動車検査協会の構内にある全国軽自動車協会に納める。

### <令和5年度環境性能割調定実績>

調定額： 25,593,900円 件数： 1,145件

### Ⅲ 軽自動車税（種別割）事務

#### 軽自動車税（種別割）とは

毎年4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）を所有する方にかかる税。税率は軽自動車等の種別、用途、総排気量、定格出力等の区分により、1台当たりの年税額で決められている。

※自動車税（種別割）と異なり、税額の月割はしていない。

#### ◆令和6年度軽自動車税（種別割）予算額 357,505千円

- ◆業務 ○軽自動車税（種別割）の賦課に関する事務を行う。  
（125cc超のオートバイ、三輪及び四輪の軽自動車の台帳作成を含む）  
○排気量125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車の登録・廃車等に関する事務を行う。  
○東京運輸支局、軽自動車検査協会へ登録・廃車等の調査確認を行う。

#### ◆登録・廃車事務

- ・排気量125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車の登録・廃車・変更事務を行う。
- ・排気量125ccを超えるオートバイは、東京運輸支局へ登録・廃車等の調査確認を行う。
- ・排気量660cc以下の軽四輪は、軽自動車検査情報区市町村提供システムを使用して登録・廃車等の調査確認を行う。

[申請受付窓口]

- ・登録 課税課
- ・廃車 課税課、特別出張所

[郵送]

- ・廃車のみ 課税課

#### ◆賦課事務

納税義務者 : 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者  
賦課期日 : 4月1日  
当初納税通知書発送 : 5月中旬  
当初納付期限 : 5月31日

<令和6年度当初 課税台数>

賦課期日4月1日現在	課税台数
原動機付自転車	24,558件
小型特殊自動車	3,473件
軽自動車	43,724件
計	71,666件

<令和5年度原動機付自転車、小型特殊自動車受付実績>

登録	4,239 件	
変更	140 件	
廃車	3,720 件	(うち特別出張所 651 件)
合計	8,099 件	

<令和5年度車種別調定実績> 令和6年5月末現在

種類	調定額：円	件数
原動機付自転車	54,611,200	24,561
小型特殊自動車	20,509,600	3,494
軽自動車	276,048,300	42,494
合計	351,169,100	70,549

◆ご当地ナンバープレート

大田区では平成28年度から原動機付自転車のご当地ナンバープレートの交付をスタートさせている。現在従来型のナンバープレートを交付されている方も、希望する場合はご当地ナンバープレートへの交換ができる。

[対象車種]

①原動機付自転車第一種  
排気量 50cc 以下  
(白色ナンバー)

②原動機付自転車第二種乙  
排気量 90cc 以下  
(薄黄色ナンバー)

③原動機付自転車第二種甲  
排気量 125cc 以下  
(薄桃色ナンバー)



[手数料] 無料

ただし、ご当地ナンバープレートへの交換を希望する方で、現在交付を受けている従来型プレートの返却が出来ない場合は、弁償金として200円がかかる。

## IV 特別区たばこ税事務

### たばこ税とは

たばこには、特別区たばこ税、都たばこ税、国たばこ税等がかかけられている。これらの税金は、すべてたばこの定価に含まれているので、たばこの購入者は、同時に税金も払っていることになる。特別区たばこ税は、区内のたばこ小売店の売り上げ本数によって税収が決まる。

◆令和6年度特別区たばこ税予算額 5,181,654千円（現年売渡見込 790,850千本）

- ◆業務
- 特別区たばこ税に関する申告の受付及び徴収事務を行う。
  - 特別区たばこ税に関する統計、たばこ組合との連携・調整を行う。
  - たばこ販売促進事業との一環として、促進販売物品の作成を行う。

### ◆税率等

課税標準	売渡本数	
税率	従量割	
税額	1,000本につき	6,552円（令和3年10月分から）

### <令和5年度実績>

課税標準（売渡本数）	令和6年5月末現在
本数：本	調定額：円
791,567,237	5,186,519,655

※課税標準は本法課税分の本数であり手持品課税は含まない。調定額には手持品課税分を含む。

※令和元年10月分から旧3級品と旧3級品以外の税率が同税率になった。

## V 入湯税事務

### 入湯税とは

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に活用される。

◆令和6年度入湯税予算額 45,742千円

- ◆業務
- 入湯税に関する申告の受付及び徴収事務を行う。

### ◆納税義務者

鉱泉浴場を利用する入湯客。

入湯税の納付方法は、区が指定する特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）が入湯客から税金を徴収し、毎月、大田区に申告した上で納めている。



◆税率等

課税標準 : 入湯客数  
税率 : 1日1人あたり150円  
税額 : 入湯客数×税率

◆課税免除

次に該当する場合は、入湯税が免除されます。

- ・年齢12歳未満の者
- ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- ・専ら日帰り客の利用に供される施設に規則で定める利用料金以下で入湯する者  
(規則で定める利用料金 1,200円)

<令和5年度調定実績> 令和6年5月末現在

調定金額(円)	入湯客(人)
48,943,950	326,293

<大田区の入湯税該当施設> (令和6年4月1日現在)  
3施設

## VI 税証明発行事務

◆令和6年度予算額 9,600千円

- ◆業務
- 窓口での証明書の発行に関すること
  - 郵送による証明書発行に関すること

◆証明可能年度

請求する日の属する年度の前5年度分まで

<例 令和6年7月に発行 ⇒ 令和6年度～令和元年度まで証明可能>

※コンビニ交付機等については、直近3年度分

◆新年度証明発行開始時期

- ・特別徴収 5月14日頃 <税額通知書発送日>
- ・普通徴収 6月10日頃 <納税通知書発送日>
- ・軽自動車税 5月13日頃 <納税通知書発送日>

※コンビニ交付機等については、納税証明書及び被扶養者の課税(非課税)証明は、普通徴収の開始時期と同日となる。

◆発行窓口

大田区役所 1階 戸籍住民窓口  
〃 4階 課税課  
〃 4階 納税課(納税証明のみ)  
特別出張所 区内18か所

[区内在住でマイナンバーカードをお持ちの方のみ]

コンビニ交付機

本庁舎1階交付機、蒲田西特別出張所を除く、区内17か所の特別出張所交付機、大田区マイナンバーカードセンター交付機

※いずれも、軽自動車税の納税証明書は発行不可

◆証明手数料

- ・窓口発行 1 件 300 円
- ・本庁舎 1 階交付機、  
区内 17 か所の特別出張所交付機、  
大田区マイナンバーカードセンター交付機 1 件 250 円  
(コンビニ交付機等での発行) 分

◆手数料の減免 (コンビニ交付機等を除く)

- ・国、地方公共団体からの申請
- ・生活保護法により保護を受けるもの
- ・事務手数料納付の資力がないと認められる
- ・軽自動車税の継続検査用納税証明書
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、官公署等の貸付等の各種申請等の手続に使用するもの

◆郵送請求

郵便請求による課税 (非課税) 証明書等の交付を行う

請求先 〒144-8621 東京都蒲田 5-13-14 大田区役所課税課

<令和 5 年度実績> 有料件数

窓口交付分 課税課分	19,140 件 ( 5,742,000 円)
納税課分	745 件 ( 223,500 円)
戸籍住民課・出張所分	48,765 件 (14,629,500 円)
コンビニ交付機等	26,073 件 ( 6,518,250 円)

## Ⅶ 減免に関する事務 (特別区民税・都民税ならびに軽自動車税(種別割))

天災その他特別の事情がある場合において、減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別な事情がある者に限り、納期限前の税額について減免されることがある。

◆特別区民税・都民税の減免

<令和 5 年度実績>	減免 (特別区民税・都民税)
	件数 123 件
	減免金額 7,426,800 円

◆軽自動車税 (種別割) の減免

<令和 5 年度実績>	減免 (軽自動車税(種別割))
	件数 380 件
	減免金額 3,049,900 円

## VIII その他の事務

### ■税制及び統計に関する事務（条例改正、課税状況等の調等）

### ■歳入（区税収入）、歳出予算および決算に関する事務

### ■臨時運行許可事務（仮ナンバー）

#### 臨時運行許可制度とは

自動車を道路で運行するためには、自動車の登録・検査を受けていることが必要である。しかし、車検切れの車両や登録されていない車両を継続検査、新規登録するために運輸支局へ運行するなど、道路運送車両法第35条に定められた目的に限って自動車の一時的な運行許可を与えるのが臨時運行許可制度である。

◆業務 許可証の交付と番号標（仮ナンバー）の貸与

◆令和6年度予算額 2,175千円（手数料750円/件）

<令和5年度実績>

2,444件（1,833,000円）

### ■標識弁償に係る事務

#### 弁償金とは

交付済の標識をき損、亡失等した場合は、弁償金を徴収する。

◆令和6年度予算額 35千円

（原動機付自転車標識弁償金	200円/件）
（臨時運行標識弁償金（四輪車）	1,600円/件）
（臨時運行標識弁償金（二輪車）	1,500円/件）

#### ◆金額

・原動機付自転車標識弁償金	200円
・臨時運行標識弁償金	（四輪車）1,600円 ※2枚1組
	（二輪車）1,500円

<令和5年度実績>

161件（原動機付自転車	32,200円）
0件（臨時運行標識弁償金	0円）

## ■ 「税に関する絵はがきコンクール」「税の標語」への区長賞授与

税務関係団体における租税教育を推進する事業として、例年、小学生を対象に、法人会では「税に関する絵はがきコンクール」、間税会では「税の標語」の募集を実施している。区内のこれらの団体（大森法人会、雪谷法人会、蒲田法人会、大森間税会、雪谷間税会、蒲田間税会）より、多くの子どもたちが意欲的に応募いただけるよう、区長賞創設の要望があり、区長賞を例年授与している。受賞者には各団体を通して、表彰状を渡している。



©大田区

## IX 参 考

特別区民税・都民税（住民税）の主な改正点

### 令和6年度の主な改正点

<p>定額減税について</p>	<p>令和6年度税制改正大綱及び令和6年4月1日付け施行の改正地方税法に基づき、令和6年度分の個人住民税について定額減税を実施しました。</p> <p>個人住民税の定額減税は、前年の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合は、給与収入2,000万円以下）の個人住民税の所得割の納税義務者を対象に、納税義務者本人、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を納税義務者本人の個人住民税の所得割から減税するものです。</p> <p>なお、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者については、令和6年度に国から発出されているガイドライン等に基づき、令和7年度分の個人住民税において、納税義務者本人の個人住民税の所得割から1万円が減税される予定です。</p>
<p>上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る課税方式の見直し</p>	<p>「上場株式等の配当所得等」及び「特定口座内（源泉徴収あり）の上場株式等の譲渡所得等」について、所得税と住民税で課税方式を一致させることとなりました。そのため、「所得税は申告、個人住民税は申告不要」といった異なる課税方式を選択することができなくなりました。</p>

<p>国外居住親族に係る扶養控除の見直し</p>	<p>扶養控除の対象となる国外居住親族の範囲が見直しされ、留学生、障がい者又は送金関係書類で38万円以上の送金等が確認できる方を除く30歳以上70歳未満の方は、適用されないことになりました。</p> <p>扶養控除が適用される国外居住親族は、扶養親族（居住者の方の親族のうち、合計所得金額が48万円以下である方をいいます。）のうち、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する方に限られます。</p> <p>（1）年齢16歳以上30歳未満の方  （2）年齢70歳以上の方  （3）年齢30歳以上70歳未満の方のうち、次の①から③までのいずれかに該当する方</p> <p>①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方  ②障がい者の方  ③居住者の方から前年において生活費又は教育費として支払いを38万円以上受けている方</p>
<p>森林環境税（国税）について</p>	<p>森林環境税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために国税として創設されました。令和6年度から個人住民税の均等割と併せて、年額1,000円を納めていただきます。</p>
<p>特定非常災害に係る損失の繰越控除制度の見直し</p>	<p>特定非常災害による損失に係る雑損失及び純損失の繰越期間について、損失の程度等に応じて、例外的に3年から5年までに延長されました。</p>

## トピックス

### ○申請書作成システム（Caora）の運用を開始（令和6年3月）

- ・区民の利便性向上及び職員の業務負担軽減を目的とし、課税証明書などの取得に必要な申請書の作成時に、マイナンバーカード等から住所や氏名などの基本情報を読み取り、申請書へ自動転記する申請書作成システムを導入、運用を開始しました。

### ○定額減税（個人住民税）及び定額減税を補足する給付（調整給付）を実施（令和6年6月～令和6年12月）

- ・令和6年度税制改正大綱及び令和6年4月1日付け施行の改正地方税法に基づき、個人住民税の定額減税及び定額減税を補足する給付（調整給付）を実施しました。個人住民税の定額減税及び調整給付に関する各種問合せへの対応として、定額減税・調整給付金コールセンターを開設したほか、定額減税及び調整給付金に関するリーフレットを作成、配布し、区ホームページ、デジタルサイネージ、X等で随時配信する等、区民に寄り添った丁寧な案内周知を行いました。

特別区民税（現年度分） 予算・調定・収入歩合・納税義務者数推移

（平成19年度～令和4年度）

		19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)
予算額 (千円)	普通徴収	21,367,847	21,414,523	21,433,108	19,353,856	17,199,278	16,226,089	15,903,411	17,850,760
	特別徴収	42,463,480	43,544,100	43,290,169	40,285,356	41,221,254	42,162,951	42,927,927	44,388,466
	計	63,831,327	64,958,623	64,723,277	59,639,212	58,420,532	58,389,040	58,831,338	62,239,226
	(増減率)	5.21%	1.77%	△ 0.36%	△ 7.86%	△ 2.04%	△ 0.05%	0.76%	5.79%
調定額 (千円)	普通徴収	23,084,759	23,714,914	23,162,149	20,020,250	18,707,509	17,647,897	17,863,027	19,600,626
	特別徴収	42,946,720	44,369,750	44,676,938	41,805,657	41,339,769	43,180,889	43,624,829	44,607,274
	計	66,031,479	68,084,664	67,839,087	61,825,907	60,047,278	60,828,786	61,487,856	64,207,900
	(増減率)	6.14%	3.11%	△ 0.36%	△ 8.86%	△ 2.88%	1.30%	1.08%	4.42%
収入額 (千円)	普通徴収	21,710,931	21,802,518	21,301,174	18,438,690	17,283,227	16,461,728	16,866,384	18,738,278
	特別徴収	42,434,664	44,177,911	44,492,283	41,639,976	41,219,837	43,090,804	43,398,589	44,549,128
	計	64,145,595	65,980,429	65,793,457	60,078,666	58,503,064	59,552,532	60,264,973	63,287,406
	(増減率)	5.44%	2.86%	△ 0.28%	△ 8.69%	△ 2.62%	1.79%	1.20%	5.02%
収入歩合 (%)	普通徴収	94.05%	91.94%	91.97%	92.10%	92.39%	93.28%	94.42%	95.60%
	特別徴収	98.81%	99.57%	99.59%	99.60%	99.71%	99.79%	99.48%	99.87%
	計	97.14%	96.91%	96.98%	97.17%	97.43%	97.90%	98.01%	98.57%
	(増減率)	△ 0.64%	△ 0.23%	0.08%	0.19%	0.25%	0.47%	0.11%	0.56%
納税義務者 (人)	普通徴収	150,066	151,699	152,866	149,161	108,375	108,090	108,241	107,476
	特別徴収	215,979	221,331	224,482	223,814	260,875	262,202	266,293	273,370
	計	366,045	373,030	377,348	372,975	369,250	370,292	374,534	380,846
	(増減率)	2.23%	1.91%	1.16%	△ 1.16%	△ 1.00%	0.28%	1.15%	1.69%
納税義務者一人当たり負担額		175	177	174	161	158	161	161	166
		27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)
予算額 (千円)	普通徴収	17,380,177	17,226,486	16,728,859	16,847,580	17,573,699	16,926,493	17,463,756	17,752,116
	特別徴収	45,489,039	46,984,183	50,034,433	51,716,859	53,636,706	55,167,088	54,419,262	54,830,950
	計	62,869,216	64,210,669	66,763,292	68,564,439	71,210,405	72,093,581	71,883,018	72,583,066
	(増減率)	1.01%	2.13%	3.98%	2.70%	3.86%	1.24%	△ 0.29%	0.97%
調定額 (千円)	普通徴収	18,714,796	18,844,928	17,781,955	17,678,965	18,533,064	17,906,216	18,125,239	18,545,663
	特別徴収	46,491,252	47,998,455	50,231,484	52,011,286	53,617,884	55,402,023	54,705,373	55,220,583
	計	65,206,048	66,843,383	68,013,439	69,690,251	72,150,948	73,308,239	72,830,612	73,766,246
	(増減率)	1.55%	2.51%	1.75%	2.47%	3.53%	1.60%	△ 0.65%	1.28%
収入額 (千円)	普通徴収	18,020,773	18,275,954	17,308,573	17,160,708	17,975,114	17,411,207	17,727,321	18,116,938
	特別徴収	46,446,787	47,960,928	50,192,012	51,973,405	53,562,110	55,341,839	54,665,806	55,174,788
	計	64,467,560	66,236,882	67,500,585	69,134,113	71,537,224	72,753,046	72,393,127	73,291,726
	(増減率)	1.86%	2.74%	1.91%	2.42%	3.48%	1.70%	△ 0.49%	1.24%
収入歩合 (%)	普通徴収	96.29%	96.98%	97.34%	97.07%	96.99%	97.24%	97.80%	97.69%
	特別徴収	99.90%	99.92%	99.92%	99.93%	99.90%	99.89%	99.93%	99.92%
	計	98.87%	99.09%	99.25%	99.20%	99.15%	99.24%	99.40%	99.36%
	(増減率)	0.30%	0.23%	0.15%	△ 0.05%	△ 0.05%	0.09%	0.16%	△ 0.04%
納税義務者 (人)	普通徴収	102,325	96,658	85,061	85,314	84,617	83,780	80,692	80,544
	特別徴収	285,103	298,879	318,531	327,810	337,296	345,550	349,659	349,589
	計	387,428	395,537	403,592	413,124	421,913	429,330	430,351	430,133
	(増減率)	1.73%	2.09%	2.04%	2.36%	2.13%	1.76%	0.24%	△ 0.05%
納税義務者一人当たり負担額		166	167	167	167	170	169	168	170
<p>※納税義務者数は毎年総務省が行っている「課税状況等の調」に拠る7月1日現在の人数です。</p> <p>調定額、収入額は決算額です。</p> <p>※普通徴収の納税義務者は、便宜的に、全体から特別徴収の納税義務者数を差し引いたものとしています。</p> <p>※平成23年度以降の特別徴収には、年金特徴分も含まれます。</p>									

## (3) 納税課

### I 収納事務

#### ◆納付機会の拡充・利便性向上

##### (1) キャッシュレス納付の促進

スマートフォン等を利用したネットバンキングやクレジットカードによる納付が可能である。

	クレジットカード	スマートフォン決済	
	モバイルレジ	au PAY (請求書支払い) d払い 請求書払い FamiPay 請求書支払い J-Coin 請求書払い LINE Pay 請求書支払い PayB PayPay 請求書払い 楽天銀行コンビニ支払サービス 楽天ペイ (請求書払い)	共通納税
納付方法	モバイルレジアプリ サイトで決済	各アプリで決済	お支払いサイトへアクセスし、納付書に記載のQRコードを読み取るまたは納付書に記載の番号を入力
決済手数料	あり	なし	なし
領収書	なし	なし	なし

##### (2) 口座振替制度の促進

- ・納付交渉時や納付案内センターによる納付勧奨におけるご案内、納税通知に口座振替依頼書を同封するなど、機会を捉えて口座振替納付を勧奨する。
- ・モバイルレジ口座振替受付サービスについても区報等によりPRを進める。
- ・税週間や納付期限に合わせた懸垂幕・横断幕の掲出（本庁舎等）、区設掲示板へのポスター掲出など、計画的かつ積極的な広報活動を推進する。

##### 口座振替登録状況（普通徴収）

	利用率（5年度）	登録者数（6年3月末）	登録者数（5年3月末）
特別区民税	46.48%	52,719人	64,718人
軽自動車税	3.48%	1,842人	2,369人

#### ◆納付相談

- ・納期限までに納税できない方に対して、徴収猶予や分割納付などの納税方法や生活支援機関についてご案内するなど、納税者の生活状況を丁寧に聴取し、細やかな納付相談を行う。
- ・納付案内センターによる納付勧奨（電話・訪問）を実施する。
- ・夜間の時間帯及び休日に窓口を開設し、納付相談体制の充実を図る。

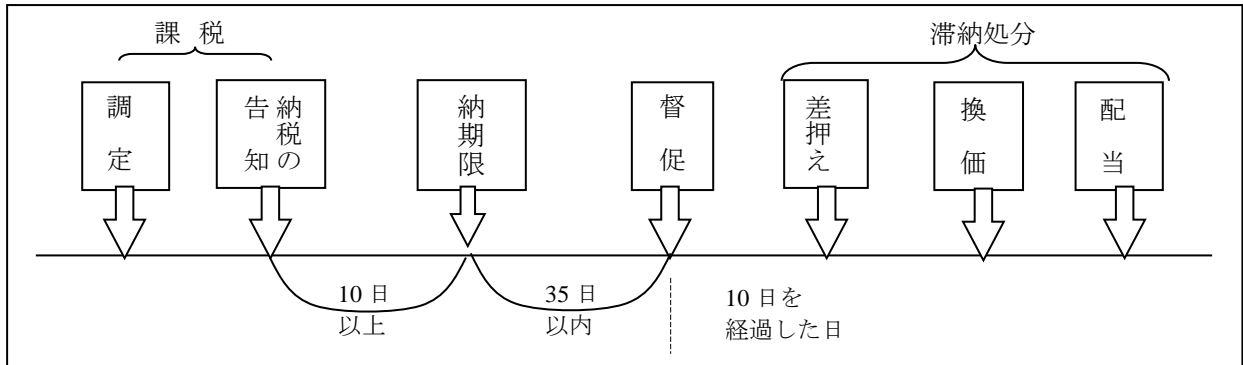
＜夜間、休日の納付相談窓口＞

夜間納付相談窓口：原則、毎月第2・第4木曜日（6月期は第3木曜日も実施）／25回（年）  
休日納付相談窓口：10月期～3月期の第3日曜日 / 6回（年）

## ◆滞納対策

- ・滞納している方の納付資力の判定や滞納処分執行のため、財産調査を実施する。調査等により生活状況や納付資力を判断し、納付困難者については執行停止を行う。財産判明した場合で、完納見込みの無い案件、納付の意思が確認できない案件については、差押等の滞納処分を実施する。

<滞納処分概略図>



## II 納税意識の啓発

### (1) 税務団体との連携

- ・11月の「税を考える週間」に合わせて、大森・雪谷・蒲田納税貯蓄組合連合会が作成した懸垂幕及び横断幕「区民税・都民税納期内完納推進宣言・納付は口座振替で」を本庁舎、地域庁舎、特別出張所等へ掲示
  - ・大森・雪谷・蒲田納税貯蓄組合連合会、都税事務所と連携し、キャッシュレス納付、口座振替推進の街頭活動(チラシ等配布)を実施
  - ・大森・雪谷・蒲田納税貯蓄組合連合会が各税務署、都税事務所、区と協力して作成した税の広報ポスターを区設掲示板等へ掲示
- ※納税貯蓄組合とは、納税貯蓄組合法に基づき税の円滑な納付を目的として組織された団体。全国規模で連合会が組織され、区内では税務署(大森・雪谷・蒲田)管内に各納税貯蓄組合連合会がある。税の期限内納付に向けた取組み・啓発活動の他、租税教育の推進を行っている。

### (2) 税のパネル展の開催

国税庁の「税を考える週間」(11月11日～17日)に合わせて、税のパネル展を開催する。中学生の「税についての作文」優秀作品や税を分かりやすく説明するパネルの掲示、税情報コーナーの設置等を実施する。

- ※「税についての作文」とは、納税貯蓄組合連合会及び税務署が、中学生の租税教育の一環として、区内中学校を対象に「税についての作文」を募集し、優秀作品を表彰する事業。大田区においては、区長賞を選定・表彰している。



### Ⅲ 特別区民税の収納状況

#### ◆令和6年度 特別区民税予算

区分	調定額：千円	収入額：千円	収納率%
現年課税分	76,624,850	75,766,337	98.88
滞納繰越分	879,561	485,585	55.21
合計	77,504,411	76,251,922	98.38

#### ◆特別区民税調定・収納の推移（収納実績）

年度	区分	調定額：千円	収入額：千円	収納率%
元	現年課税分	72,404,479	71,761,109	99.11
	滞納繰越分	933,868	532,169	56.99
	合計	73,338,347	72,293,279	98.58
2	現年課税分	73,600,386	73,001,922	99.19
	滞納繰越分	878,481	546,943	62.26
	合計	74,478,867	73,548,865	98.75
3	現年課税分	73,083,136	72,598,260	99.34
	滞納繰越分	854,228	523,457	61.28
	合計	73,937,365	73,121,717	98.90
4	現年課税分	74,134,990	73,609,953	99.29
	滞納繰越分	749,915	453,674	60.50
	合計	74,884,905	74,063,628	98.90
5	現年課税分	76,082,733	75,530,393	99.27
	滞納繰越分	766,631	438,681	57.22
	合計	76,849,364	75,969,074	98.85

※令和6年5月末現在

## (4) 国保年金課

### I 管理事務

#### ◆国民健康保険運営協議会

令和6年度予算額：807千円 令和5年度支出額：685千円

国民健康保険の運営に関する重要事項に関して、区市町村長の諮問に対して審議する付属機関である。

<内容>

- 委員の構成  
被保険者代表 7 (7) 人  
保険医・保険薬剤師代表 7 (7) 人  
公益代表 7 (7) 人  
被用者保険等保険者代表 3 (3) 人 計24 (24) 人、( ) 内は定数
- 委員の任期 3年
- 委員の報酬 1回出席につき 15,000円

<令和5年度実績>

2回開催 (令和5年9月28日～10月20日(書面)、令和6年2月17日)

#### ◆趣旨普及活動

令和6年度予算額：5,030千円 令和5年度支出額：5,143千円

国民健康保険制度の仕組み・内容・届出等の周知を図り、被保険者の認識を高める。

<内容>

- おおたの国保(制度全般の解説) 納入通知発送時及び加入時に被保険者証に同封
- みんなの国保(各種手続きに関する説明等) 証一斉更新時に同封(隔年)
- 外国人向ガイドブック(英語・中国語・ハンゲル)

<令和5年度実績>

- おおたの国保(制度全般の解説) 134,000部
- みんなの国保(各種手続きに関する説明等) 100,000枚 証一斉更新時に同封(隔年)
- 外国人向ガイドブック(英語・中国語・ハンゲル) 2,800部

#### ◆国民健康保険事業費納付金

令和6年度予算額：22,376,170千円 令和5年度支出額：22,737,399千円

国保制度改革により東京都が国保財政運営の責任主体となったことに伴い、保険給付に必要な費用は全額東京都が負担することとなった。東京都は、このために必要な費用に充てるため、区市町村の医療費水準や所得水準に応じた国民健康保険事業費納付金を算定し、区はこれを納付する。

<内容>

- 医療分納付金額(一般被保険者) 15,922,232,000円
- 医療分納付金額(退職被保険者) 192,000円
- 後期高齢者支援金等分納付金額(一般被保険者) 4,751,242,000円
- 後期高齢者支援金等分納付金額(退職被保険者) 96,000円
- 介護納付金分納付金額 1,702,408,000円

## II 国保保健事業担当事務

### ◆保健推進事業

令和6年度予算額：60,451千円 令和5年度支出額：48,481千円

被保険者の健康・医療情報から抽出した健康課題の解決に向けて、PDCAサイクルに沿って効果的な保健事業を実施していくための事業計画「データヘルス計画」を策定し、運用している。

令和5年度は、令和2年度に行った中間評価に基づき各保健事業を実施する一方、第2期データヘルス計画（平成30年度～令和5年度）の最終年度として計画を仮評価し、振り返りや考察を行うとともに、改めて抽出した被保険者の健康課題を基に、令和6年度から11年度の6年間の第3期とするデータヘルス計画を策定した。

※夏季施設（区営プール）利用引換券の配布事業については、令和5年度をもって終了した。

<対象>大田区国民健康保険の被保険者

<令和5年度実績>

- 医療費通知関連委託 102,134通
- 夏季施設（区営プール） 3,794件  
（本庁舎及び特別出張所で配布）
- はり、きゅう、マッサージ割引券 865件
- データヘルス計画の推進
  - （1）糖尿病性腎症重症化予防（フォローアップ含む）37人（医師会及び事業所委託）
  - （2）医療機関受診勧奨 231人
    - ・糖尿病等生活習慣病治療中断者 32人
    - ・健診異常値放置者 199人
  - （3）歯科保健事業（歯科受診勧奨） 483人
  - （4）後発（ジェネリック）医薬品利用促進
    - ・後発医薬品差額通知 10,868件（15歳未満642件、15歳以上10,226件）
  - （5）適正な受診・服薬の促進
    - ・重複服薬・多剤服薬者に対する保健指導勧奨（服薬情報通知）1,000人
    - ・薬局での服薬相談 46人
    - ・早期介入保健事業（スマホドック）申込者 214人、検査者 181人（対象者 3,606人）
- 柔整適正化被保険者アンケート発送数 1,090件、回収数 661件

### ◆特定健康診査等事業

令和6年度予算額：475,419千円 令和5年度支出額：423,417千円

生活習慣病の根源となるメタボリックシンドロームとその予備群を早期発見するために、40歳以上の被保険者を対象に各医療保険者が実施する。（健康政策部健康づくり課に執行委任）

<負担割合>国1/3、都1/3、区（保険料）1/3

<対象>大田区国民健康保険の被保険者のうち、40歳以上の者

<令和5年度実績>※速報値

- 特定健康診査対象者数 85,963人
- 特定健康診査受診者数 32,007人（受診率37.23%）
  - うち人間ドック受診助成対象者 892人（受診率 1.04%）
- 特定保健指導対象者数 1,648人
- 特定保健指導実施者数（令和6年3月実施分まで） 129人（実施率 7.83%）

### III 国保資格事務

#### ◆被保険者の資格管理及び保険証交付事務

国民健康保険被保険者の疾病・負傷・出産及び死亡等における国保事業の適正円滑な運営のために、資格取得・喪失、被保険者証の交付等各種届出を受け、処理し、国民健康保険被保険者の資格の管理を行う。併せて国民健康保険事業の基礎資料のため各種統計を作成している。

＜対象＞区内に住所を有する者は、国保法第6条の適用除外（社保加入等）に該当しない限り本人の意思に関わりなく被保険者となる。（強制適用）

＜内容＞

- 一般被保険者証と退職被保険者証、高齢受給者証を交付する。
- 保険料滞納者には、納付相談の機会を増やすこと等を目的として、通常より有効期限が短い被保険者証（短期証）を交付している。それでもなお納付がない場合には国保法第9条第3項及び第6項に基づく被保険者資格証明書を交付する。

＜資格取得＞ 転入・出生・社保離脱・生活保護廃止・その他（職権回復等）

＜資格喪失＞ 転出・死亡・社保加入・生活保護開始・その他（職権消除等）

＜令和5年度実績＞

- 資格取得 32,352人      資格喪失 37,421人
- 世帯数・被保険者数等（令和5年度平均）  
世帯数 88,020世帯  
被保険者数117,994人（一般被保険者数117,994人、退職被保険者数0人）
- 保険料の均等割軽減者数（令和5年5月26日現在）  
7割軽減・・・ 25,773人  
5割軽減・・・ 12,489人  
2割軽減・・・ 10,696人  
未就学児5割軽減・・・ 2,083人

#### ◆国民健康保険料の賦課

平成30年度の制度改革により、東京都が、都内すべての医療費等を賄い、それに充てるための納付金を区市町村ごとに請求するとともに、区市町村がこの納付金を納めるために必要な水準である標準保険料率を示すことになった。区では、標準保険料率を参考に保険料率を決定する。

＜内容＞

令和6年度国民健康保険料 =  $\underbrace{\text{医療分} + \text{後期高齢者支援金分}}_{\text{(すべての世帯)}} + \text{介護分}$  (40歳～64歳の加入者がいる世帯)

区分毎の額	=	所得割額	+	均等割額
医療分 (限度額65万円)	=	世帯の国保加入者全員分 (加入者の5年中所得額－43万円) ×8.69%	+	世帯の国保加入者数 ×49,100円
後期高齢者 支援金分 (限度額24万円)	=	世帯の国保加入者全員分 (加入者の5年中所得額－43万円) ×2.80%	+	世帯の国保加入者数 ×16,500円
介護分 (限度額17万円)	=	世帯の40～64歳の国保加入者分 (加入者の5年中所得額－43万円) ×2.36%	+	世帯の国保加入者数 ×16,500円

## IV 国保給付事務

### ◆療養の給付等

令和6年度予算額：37,283,743千円 令和5年度支出額：36,747,839千円

被保険者に係る疾病及び負傷に対し、国民健康保険法に基づく療養の給付を行う。

<負担割合>都10/10（保険給付費等交付金）

<対象>大田区国民健康保険の被保険者

<内容>

- 療養給付費 被保険者が疾病・負傷で治療したとき、医療機関で一部負担金を支払い、残りは現物給付を行う。
- 療養費 保険証不携帯等のやむを得ない理由で療養給付費の現物給付が受けられなかったときや、コルセット・接骨等に係る費用などについて、請求に基づき現金給付を行う。
- 審査支払手数料 診療報酬明細書の審査及び医療機関への支払等に係る処理について、東京都国民健康保険団体連合会に委託し行う。

<令和5年度実績>

- |           |            |                 |
|-----------|------------|-----------------|
| ○ 療養給付費   | 2,184,042件 | 36,049,561,453円 |
| ○ 療養費     | 70,184件    | 546,362,247円    |
| ○ 審査支払手数料 | 2,260,828件 | 151,915,772円    |

### ◆高額療養費

令和6年度予算額：5,654,960千円 令和5年度支出額：5,502,811千円

被保険者が医療機関等にかかり、1か月の自己負担金の額が1人につき一定額を超えるときなどは、その超えた分を高額療養費として支給する。

<負担割合>都10/10（保険給付費等交付金）

<対象>大田区国民健康保険の被保険者

<内容>同じ人が同じ医療機関で、1か月に支払った自己負担金が限度額を超えた場合、その超過分を支給する。

[多数該当] 同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合は、限度額が変わる。

[特定疾病] 血友病、HIV感染症、人工透析で治療を受けた場合、1か月の自己負担額は1万円又は2万円になる。

[合算対象基準額] 同じ世帯で、同じ月内に1医療機関で自己負担額が21,000円を超える場合が複数あるときは、これらを合算し、世帯の限度額を超えたとき支給する。

<令和5年度実績>

- |        |          |                |
|--------|----------|----------------|
| ○ 支給件数 | 100,152件 | 5,502,811,085円 |
|--------|----------|----------------|

## ◆高額介護合算療養費

令和6年度予算額：6,282千円 令和5年度支出額：11,223千円

国民健康保険加入世帯で、自己負担が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護保険の両方の自己負担を合算し、その年額の限度額を超えた場合に超えた分について「高額介護合算療養費」を支給する。

＜負担割合＞都10/10（保険給付費等交付金）

＜対象＞大田区国民健康保険加入世帯で、自己負担が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合

＜内容＞国民健康保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、その年額の限度額を超えた場合、超過分を支給する。

＜令和5年度実績＞

○ 支給件数 339件 11,223,247円

## ◆その他の保険給付

令和6年度予算額：267,439千円 令和5年度支出額：258,683千円

移送費

＜負担割合＞都10/10（保険給付費等交付金）

＜対象＞大田区国民健康保険の被保険者

結核・精神医療給付費付加給付

＜負担割合＞都10/10（保険給付費等交付金）

＜対象＞大田区国民健康保険の被保険者で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条の適用を受ける者のうち非課税者又は非課税世帯

結核・精神医療該当者 2,879人（令和6年3月末現在）

出産育児一時金

＜負担割合＞保険料、区

＜対象＞大田区国民健康保険の被保険者が出産した場合、世帯主に支給（妊娠85日以上）

一件あたりの支給額 500,000円

葬祭費

＜負担割合＞保険料

＜対象＞被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に支給 70,000円

＜令和5年度実績＞

○ 移送費	1件	257,000円
○ 結核・精神医療給付費付加給付	46,527件	55,681,191円
○ 出産育児一時金	305件	147,865,746円
○ 葬祭費	784件	54,880,000円

## V 国保料収納事務

### ◆令和6年度国民健康保険料予算

区分	調定額：千円	収入見込額：千円	収納率%
現年分	15,843,673	14,149,512	89.31
滞納繰越分	3,087,410	988,060	32.00
合計	18,931,083	15,137,572	79.96

### ◆国民健康保険料調定・収納の推移

年度	区分	調定額：千円	収入額：千円	収納率%
元	現年分	17,594,703	15,627,410	88.82
	滞納繰越分	3,891,506	1,289,969	33.15
	合計	21,486,210	16,917,379	78.74
2	現年分	16,848,584	15,123,916	89.76
	滞納繰越分	3,460,124	1,079,216	31.19
	合計	20,308,709	16,203,132	79.78
3	現年分	16,669,706	14,814,383	88.87
	滞納繰越分	3,450,832	1,152,881	33.41
	合計	20,120,538	15,967,265	79.36
4	現年分	16,573,994	14,888,189	89.83
	滞納繰越分	3,093,204	911,158	29.46
	合計	19,667,199	15,799,348	80.33
5	現年分	15,888,188	14,343,949	90.28
	滞納繰越分	3,066,476	903,866	29.48
	合計	18,954,665	15,247,815	80.44

### ◆収納対策

収納率向上のため、被保険者に対して多様な納付機会を提供し、期限内納付の強化を図る。また、1回の納め忘れを連続滞納とさせないために早期納付勧奨を積極的に進めるとともに、納付率の高い口座振替の促進を図る。

滞納者に対しては丁寧な納付相談を行い、滞納整理を進める。支払い能力がありながら支払いのない滞納者に対しては、財産調査を徹底し、適正に差押えを実施する等、組織的に対応していく。

#### (1) 期限内納付の促進

- ①マルチペイメントネットワークシステムを利用した口座振替登録の広報を強化する。また、委託事業者を活用し、口座振替勧奨を実施し納期内納付の強化を図る。口座振替全期前納払いを向上させる。
- ②口座振替勧奨強化月間を設定して、原則口座振替制を推進する。
- ③区役所、特別出張所、金融機関、コンビニエンスストア、MMK設置店等の納付窓口や口座振替、年金特別徴収またはスマートフォンを利用したモバイルレジ、クレジット収納、キャッシュレス決済等、多様な納付機会を提供する。

#### (2) 滞納整理の強化

- ①月次計画を策定し、財産調査や差押処分を進捗を把握し結果を分析しながら、滞納整理の進行管理を徹底する。
- ②納付案内センターによる納付勧奨・調査等においては平日の他に夜間勧奨・休日勧奨（月4回）を実施し、現年度分の早期納付勧奨を強化する。
- ③納付相談の機会を増やすため、夜間（月2回）・休日窓口（年3回）を開設する。

- ④保険料滞納世帯に対して、財産調査を速やかに実施する。
- ⑤外国人区民に対しても、通訳タブレットの利用等により納付相談の向上を図る。
- (3) 納付案内センターを活用して居住確認を実施し、資格の適正化を図る。
- (4) 遠隔地等状況調査業務委託を令和5年度から実施し、職員が訪問できない遠隔地の滞納者宅を訪問し、納付勧奨及び居住確認を行う。

## VI 後期高齢者医療資格事務

### ◆後期高齢者医療制度

令和6年度予算額：163,048千円	令和5年度支出額：120,078千円
--------------------	--------------------

○ 後期高齢者医療被保険者数（大田区 89,570人 令和6年3月31日現在）

- (1) 75歳以上被保険者数 89,373人
- (2) 障害認定被保険者数 197人
  - (再掲) 1割負担被保険者数 56,372人
  - 2割負担被保険者数 19,545人
  - 3割負担被保険者数 13,651人

負担区分が未判定の被保険者については、負担区分割別の人数に集計されません。  
後期高齢者医療保険料は、広域連合で決定する。  
徴収方法は区が決定し、被保険者へ通知する。

○ 保険料の均等割軽減者数（令和5年7月1日現在）

- 7割軽減・・・ 33,274人
- 5割軽減・・・ 9,074人
- 2割軽減・・・ 9,481人

徴収方法は区が決定し、被保険者へ通知する。

- 普通徴収被保険者数 24,777人（令和5年7月1日現在）
- 特別徴収被保険者数 63,821人（令和5年7月1日現在）

被保険者の希望により、保険料の納め方を、年金から保険料が差し引かれる特別徴収から、普通徴収（口座振替）に変更している。

- 4月からの特別徴収から口座振替への切替者数 4人
- 6月からの特別徴収から口座振替への切替者数 10人
- 8月からの特別徴収から口座振替への切替者数 5人
- 10月からの特別徴収から口座振替への切替者数 247人
- 12月からの特別徴収から口座振替への切替者数 14人
- 2月からの特別徴収から口座振替への切替者数 24人

### ◆後期高齢者制度の広報

令和6年度予算額：1,232千円	令和5年度支出額：1,144千円
------------------	------------------

<内容>

後期高齢者医療制度の仕組み・内容等の周知を図り、被保険者の認識を高める。

<令和5年度実績>

- 後期高齢者医療制度かんたんガイド（制度全般の解説） 8,000部



## Ⅶ 後期高齢者医療給付事務

### □ 療養の給付

<内容>

- 療養費 医師の指示によるコルセット等の作製費用、はり・きゅう、あんま、接骨に係る費用、保険証の不携帯等での実費返還などについて、申請に基づき支給する。

※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う。

### □ 高額療養費の支給

<内容> 1か月に支払った医療費の自己負担金が予め設定された限度額を越えた場合、その超過分を高額療養費として支給する。

[自己負担限度額] (平成30年8月診療分から)

- 一般(1割)非課税世帯 区分Ⅰ 外来のみ8,000円、入院した月15,000円 (外来+入院)

- 一般(1割)非課税世帯 区分Ⅱ 外来のみ8,000円、入院した月24,600円 (外来+入院)

- 一般(1割) 外来のみ18,000円、入院した月57,600円 (外来+入院)

\*毎年8月1日～翌年7月31日の計算期間のうち、外来の自己負担額を合算し、144,000円を超える場合に、その超える分を高額療養費(外来年間合算)として支給する。

\*入院時同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合、4回目以降の限度額は44,400円となる。

- 2割負担者(令和4年10月1日から)

外来のみ18,000円または(6,000円+(10割分の医療費-30,000円)×10%の低い方を適用(令和4年10月1日から3年間)入院した月57,600円(外来+入院)

\*毎年8月1日～翌年7月31日の計算期間のうち、外来の自己負担額を合算し、

144,000円を超える場合に、その超える分を高額療養費(外来年間合算)として支給する。

\*入院時同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合、

4回目以降の限度額は44,400円となる。

- 3割負担者

現役Ⅲ 252,600円(外来+入院)

\*入院+外来の医療費が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算する。

また、入院時同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合、

4回目以降の限度額は140,100円となる。

現役Ⅱ 167,400円(外来+入院)

\*入院+外来の医療費が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算する。

また、入院時同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合、

4回目以降の限度額は93,000円となる。

現役Ⅰ 80,100円(外来+入院)

\*入院+外来の医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算する。

また、入院時同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合、

4回目以降の限度額は44,400円となる。

※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う。

□ 医療費負担が軽減される制度（限度額適用認定証等）

<内容>

- 限度額適用・標準負担額減額認定証 発行件数 21,777件  
区分Ⅰ、区分Ⅱの被保険者の自己負担額及び入院した場合の食事代が減額適用になる。
- 限度額適用認定証 発行件数 6,610件  
現役Ⅰ、現役Ⅱの被保険者の自己負担額が減額適用になる。
- 特定疾病療養受療証 発行件数 205件  
厚生労働大臣が指定する特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症）で治療を受けた場合、医療機関ごとに1か月の自己負担額が10,000円までになる。  
※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う。

□ 高額介護合算療養費の支給

<内容>医療保険（後期高齢者医療制度）と介護保険の両方の自己負担額の合計額が1年間（8月1日～翌年7月31日）に著しく高額になった場合、医療保険上の世帯単位において医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が基準額を超えた場合、その超えた額を支給する。

[合算する場合の基準額]

- 3割負担者
  - 現役Ⅲ 2,120,000円
  - 現役Ⅱ 1,410,000円
  - 現役Ⅰ 670,000円
- 一般（1割・2割） 560,000円
- 区分Ⅱ 310,000円
- 区分Ⅰ 190,000円

※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う。

◆葬祭費の支給

令和6年度予算額：368,971千円	令和5年度支出額：343,354千円
--------------------	--------------------

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に70,000円の葬祭費を支給する。

<令和5年度実績>

葬祭費 4,893件

◆長寿健康診査

令和6年度予算額：467,988千円	令和5年度支出額：408,282千円
--------------------	--------------------

生活習慣病の早期発見、後期高齢者の健康保持・増進、介護予防などを目的の健康診査を行う。

<内容>

- 健診項目  
診察（問診・計測・血圧等）、血液検査、尿検査、大田区追加項目（心電図・胸部X線等）

<令和5年度実績>

健康診査 34,453件 健診率 39.07%

## ◆健康保持推進事業

令和6年度予算額：9,083千円      令和5年度支出額：6,862千円

被保険者の健康保持・増進のため、はり・きゅう・マッサージ等の割引券の支給等を行う。

<令和5年度実績>

○ はり・きゅう・マッサージ割引券      1,425件

## VIII 後期高齢者医療収納事務

### ◆令和6年度後期高齢者医療保険料予算

区分	調定額：千円	収入額：千円	収納率%
現年度分	10,882,056	10,773,145	98.99
滞納繰越分	180,577	75,798	41.98
合計	11,062,633	10,848,943	98.07

### ◆後期高齢者医療保険料調定・収納状況

年度	区分	調定額：千円	収入額：千円	収納率%
元	現年分	8,543,558	8,452,701	98.94
	滞納繰越分	291,134	75,906	26.07
	合計	8,834,692	8,528,608	96.54
2	現年分	8,722,128	8,663,772	99.33
	滞納繰越分	244,787	86,188	35.21
	合計	8,966,916	8,749,960	97.58
3	現年分	8,693,717	8,639,940	99.38
	滞納繰越分	140,530	61,057	43.45
	合計	8,834,247	8,700,997	98.49
4	現年分	9,759,097	9,677,576	99.16
	滞納繰越分	119,503	59,341	49.66
	合計	9,878,601	9,736,918	98.57
5	現年分	9,917,562	9,847,904	99.30
	滞納繰越分	135,494	72,163	53.26
	合計	10,053,057	9,920,067	98.68

\*表示金額は区分ごとに単位未満切捨てのため、合計が合わない場合がある。

### ◆収納対策

- ・後期高齢者医療保険料の収納計画を策定し、効率的な収納対策を実施する。また、計画の進捗状況により、必要に応じて適切な対応策を講じていく。
- ・現年度分の収納管理を重点的に取り組み、特に新たな加入者へは、丁寧な制度の案内に努め、滞納に陥らないよう努めていく。
- ・普通徴収対象者へは、口座振替の勧奨を行っていく。
- ・金融機関、郵便局、区役所本庁舎、特別出張所窓口、コンビニ収納に加え、モバイルレジアプリを活用したネットバンキング・クレジット決済などの納付機会を提供している。また、令和6年4月から新たにバーコード決済を開始し、周知を進めている。
- ・納付案内センターを活用しながら、現年を中心とした未納者を対象に、年間を通じて、電話による納付勧奨を実施する。
- ・督促や催告によっても滞納状態が改善しない被保険者に対して、財産調査を行う。
- ・滞納状況により、悪質なケースと判断した者については、滞納処分（差押等）を行う。

## IX 国民年金事務

### ◆国民年金事務

令和6年度予算額：30,380千円      令和5年度支出額：13,288千円

国民年金は、全ての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な保険給付を行い、国民の共同連帯によって被保険者またはその遺族の生活の安定を図り、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としている。

＜基礎年金の財源＞ 保険料、国庫負担金及び厚生年金保険

＜令和6年度国民年金保険料＞ 月額 16,980円    付加年金保険料 月額 400円

＜令和6年度老齢基礎年金額（満額の場合）＞ 年額 816,000円

＜内容＞

#### （1）法定受託事務（区市町村事務）

- ① 1号被保険者の資格に係る各種届出等の受理、高齢任意加入、特例高齢任意加入の受理
- ② 保険料免除、学生納付特例、産前産後期間免除、付加保険料等の保険料に関する申し出の受理
- ③ 老齢基礎年金（第1号被保険者期間のみの受給権者）、障害基礎年金、遺族基礎年金その他の給付に関する裁定請求等の受理
- ④ 老齢福祉年金・特別障害給付金に係る各種届出等の受理

注）第1号被保険者：日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の者で、第2号被保険者（厚生年金の被保険者）、第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）を除く人

#### （2）協力・連携事務（自治事務）

- ① 国からの依頼に基づく被保険者情報の提供
- ② 資格取得時の納付督促
- ③ 広報等

＜令和5年度実績＞

- 歳入（国民年金事務費交付金）      収入額 154,645,590円      収入率 87.29%
- 歳出（国民年金事務費等）          執行額 13,288,496円      執行率 87.16%
- 加入被保険者数（令和5年度末）  
第1号被保険者数 81,906人    任意加入者数 1,625人    計 83,531人
- 第1号被保険者異動状況（令和5年度末）  
取得等 35,934件    転入 7,940件    転出 5,058件    喪失 36,285件
- 保険料免除等（令和5年度末）  
法定免除 6,327件    申請免除等 23,976件    計 30,303件（免除率36.99%）
- 老齢福祉年金受給権者数（令和5年度末）  
9件（支給停止者を含む）

#### トピックス

#### 国民年金手続きの電子申請（LoGoフォーム）を開始

～ 区民の利便性向上：スマートフォンなどで24時間、365日簡単に申請 ～

令和5年12月から国民年金に関する手続きについて、LoGoフォームによる申請をスタート  
対象手続き及び令和5年度実績（令和5年12月15日～令和6年3月31日受付分）

（1）国民年金（第1号被保険者）加入の届出	24件
（2）国民年金付加保険料納付申出・辞退手続き	10件
（3）基礎年金番号通知書再交付申請	10件
（4）国民年金保険料 産前産後期間の免除手続き	9件
<b>合 計</b>	<b>53件</b>

## 7 区民部におけるマイナンバー法への対応

### 平成25年度までの取り組み

#### 平成24年度

内閣官房が「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン（中間取りまとめ）」発表  
⇒部内で内閣官房・総務省のHP及びベンダーから情報収集開始

#### 平成25年度

- 1 特別区住民基本台帳実務研究会代表者会にて「番号制度研究部会」の発足検討
- 2 ベンダーによる情報交換会実施（戸籍住民課、課税課、後期高齢）
- 3 特別区戸籍・住民基本台帳主管課長会による「番号制度説明会」開催（戸籍住民課2名出席）
- 4 内閣官房が「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」発表
- 5 住基システム、税務システム改修にかかる要件定義・影響度調査（戸籍住民課、課税課）
- 6 P I A（特定個人情報保護評価）体制・役割の検討、準備（戸籍住民課、課税課）
- 7 住登外者データへの対応検討（戸籍住民課、課税課）
- 8 他所属の住基ネット端末利用の可否検討（戸籍住民課）

### 【戸籍住民課】平成26年度以降の取り組み

#### 平成26年度

- 1 P I A作業（全項目評価書の作成、パブリックコメントの実施、評価、報告、公表）
- 2 住基システム基本設計（ベンダーへの委託）
- 3 番号制度に関する関係法令改正への対応
- 4 庁内における住基ネットデータの利用体制の検討・方針決定
- 5 住基カードの更新のあり方検討・方針決定
- 6 カード交付検討部会立ち上げ、個人番号カードの交付のあり方検討（交付場所等）・方針決定
- 7 窓口検討部会立ち上げ、戸籍住民窓口における業務内容の確認、対応検討（新規作業発生の有無、本人確認、様式変更対応等）
- 8 住基システム改修完了

#### 平成27年度

- 1 住基システム改修（番号利用対応、H27.4～H27.9）
- 2 個人番号付番、番号利用準備開始（H27.10～）
- 3 通知カード交付対応（H27.10～）
- 4 証明書コンビニ交付サービスに係るシステム構築、住基システム改修（H27.9～H28.3）
- 5 住基システム改修（情報連携対応、H27.11～H28.3）
- 6 個人番号データ庁内連携開始（H28.1～）
- 7 個人番号カード交付開始（H28.1～）

#### 平成28年度

- 1 証明書コンビニ交付サービス開始（住民票、印鑑登録証明書 H28.5～）

#### 平成29年度

- 1 本庁舎でマイナンバーカード対応証明書交付機サービス開始（住民票、印鑑登録証明書 H29.5～）
- 2 証明書コンビニ交付サービス開始（戸籍証明書、税証明書 H30.2～）

#### 平成30年度

- 1 本庁舎でマイナンバーカード申請補助事業開始（H30.5～）
- 2 大田区マイナンバーカードセンター開設（H30.7～）

#### 令和元年度

- 1 マイナンバーカードセンターでマイナンバーカード対応証明書交付機サービス開始（R1.7～）

#### 令和2年度

- 1 通知カード廃止（R2.5）
- 2 特別定額給付金オンライン申請の受付
- 3 マイナポイント設定支援ブース設置（R2.7～）、マイナポイント開始への対応（R2.9～）

#### 令和3年度

- 1 戸籍附票連携準備開始（R3.9～）
- 2 住民票の除票、戸籍の附票の除票の保存年限を150年間に延長（住民票R3.6～、戸籍の附票R4.1～）
- 3 証明書コンビニ交付サービス拡大（住所が大田区以外の者の戸籍証明書 R3.10～）

#### 令和4年度

- 1 マイナポータルを利用した住民異動の受付開始（R5.2～）

## 【課税課】 平成26年度以降の取り組み

### 平成26年度

- 1 要件定義（運用検討）
- 2 P I A作業（全項目評価書の作成、パブリックコメントの実施、評価、報告、公表）
- 3 税務システム基本設計（ベンダーへの委託）
- 4 番号制度に関する関係法令改正対応
- 5 税務システムで保有する情報の整理  
（住基ネットを利用した情報の収集及び検索の検討など）
- 6 税務事務窓口における業務内容の確認、対応検討  
（新規作業発生の有無、様式変更対応等）

### 平成27年度

- 1 税務システム改修完了（～H27.10）、運用テスト（H27.10～H27.12）
- 2 番号利用開始（H28.1～）

### 平成28年度

- 1 国等との情報連携開始（H29.1～）

### 平成29年度

- 1 自治体間での情報連携開始（H29.11～）
- 2 税証明書コンビニ交付サービス開始（H30.2～）

### 平成30年度

- 1 特定個人情報所得情報一括照会開始（H30.10～）

### 令和3年度

- 1 当初特別徴収税額通知書データの正本対応（R3.5～）

### 令和6年度

- 1 月例特別徴収税額通知書データの正本対応（R6.5～）

## 【国保年金課】 平成26年度以降の取り組み

### 平成26年度

- 1 業務別詳細影響影響調査の実施
- 2 関係法令改正に関する調査
- 3 業務フローの検討、データベース項目定義書
- 4 マイナンバー法導入に伴う全庁調査の実施

### 平成27年度

- 1 P I A作業（国保・年金業務評価書の作成、評価、報告、公表）
- 2 特定個人情報利用条例策定対応（H27.4～12）
- 3 個人番号の利用開始（H28.1～）

### 平成28年度

- 1 自治体間総合運用テスト開始（H29.1～）
- 2 国保制度改革に伴うP I A作業（国保業務評価書の修正、再評価、報告、公表）

### 平成29年度

- 1 国保年金システム改修（三次※）（H29.4～）  
※三次：特定個人情報連携照会機能のシステム改修（28年度未完了分）
- 2 情報提供ネットワークを活用した情報の照会・提供開始（H29.7～）

### 平成30年度

- 1 特定個人情報所得情報照会連携テスト（H30.5～6）
- 2 特定個人情報所得情報照会連携開始（H30.7～）
- 3 年金機構への個人番号提供に伴うP I A作業（年金業務評価書の修正、再評価、報告、公表）

### 令和2年度

- 1 オンライン資格確認等の運用開始に伴うP I A作業（国保業務評価書の修正、再評価、報告、公表）

### 令和3年度

- 1 マイナンバーカードの健康保険証利用開始（R3.10～）

### 令和5年度

- 1 特定個人情報保護評価書運用適正性確認事業対応

## 【後期高齢医療担当】平成26年度以降の取り組み

### 平成26年度

- 1 業務別詳細影響影響調査の実施
- 2 関係法令改正に関する調査
- 3 業務フローの検討、データベース項目定義書
- 4 マイナンバー法導入に伴う全庁調査の実施
- 5 東京都後期高齢者医療広域連合との連絡調整
- 6 東京都後期高齢者医療広域連合におけるシステム改修説明会への出席

### 平成27年度

- 1 P I A作業(重点項目評価書の作成、評価、報告、公表)
- 2 後期高齢者医療システム改修対応  
・住記システムとの連携に伴うシステム改修 (H27. 9～)
- 3 広域連合標準システム改修(一次※) (H27. 7～)
- 4 特定個人情報利用条例策定対応 (H27. 4～12)
- 5 個人番号の利用開始 (H28. 1～)

### 平成28年度

- 1 広域連合標準システム改修対応(二次※) (H28. 4～)  
※システム改修概要  
一次：個人番号をシステム画面に表示する機能等、比較的簡便なシステム改修  
個人番号をシステム内に保持するためのシステム改修  
二次：特定個人情報データ連携、バッチ処理等、重要な機能・処理に関わるシステム改修  
市区町村システム(国保システム等)との連携に関わるシステム改修

### 平成29年度

- 1 自治体間での情報連携開始 (H29. 7～)

### 令和元年度

- 1 窓口等業務委託拡大に伴う P I A作業(重点項目評価書の修正、再評価、報告、公表)

### 令和3年度

- 1 マイナンバーカードの健康保険証利用開始(R3. 10～)

### 令和4年度

- 1 公金受取口座の情報連携開始に伴う P I A作業(重点項目評価書の修正、再評価、報告、公表)
- 2 特定個人情報保護評価書運用適正性確認事業対応



©大田区

2024（令和6年度）区民部事業概要

発行：令和6年7月

大田区区民部 戸籍住民課

〒144-8621

所在地：大田区蒲田 5-13-14

電話：03-5744-1182



総務財政委員会
令和6年7月12日
企画経営部 資料2番
所管 企画課

## 令和6年度 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査の実施について

### 1 目的

本調査は、さまざまな区の課題やまちづくりの方向性について、区民の皆様のご意見を幅広く伺い、現在策定作業中の大田区基本計画・実施計画への反映をはじめ、各種計画に掲げる施策の検証及び効果的な施策立案に向けて、区民意識を把握することを目的とする。

### 2 調査対象

大田区内に居住する満18歳以上の男女個人6,000人（外国人を含む）

### 3 抽出方法

層化無作為抽出法

### 4 調査方法

郵送調査

（回収方法は郵送回収に加えパソコン、スマートフォンによる電子申請も実施）

### 5 調査期間

令和6年8月上旬から20日間程度を予定

### 6 その他

- ・令和6年7月21日号区報にて区民向けに実施を周知
- ・令和7年1月区ホームページにて調査結果の公表

# 令和6年10月1日付け 組織改正

## 健康政策部・こども家庭部

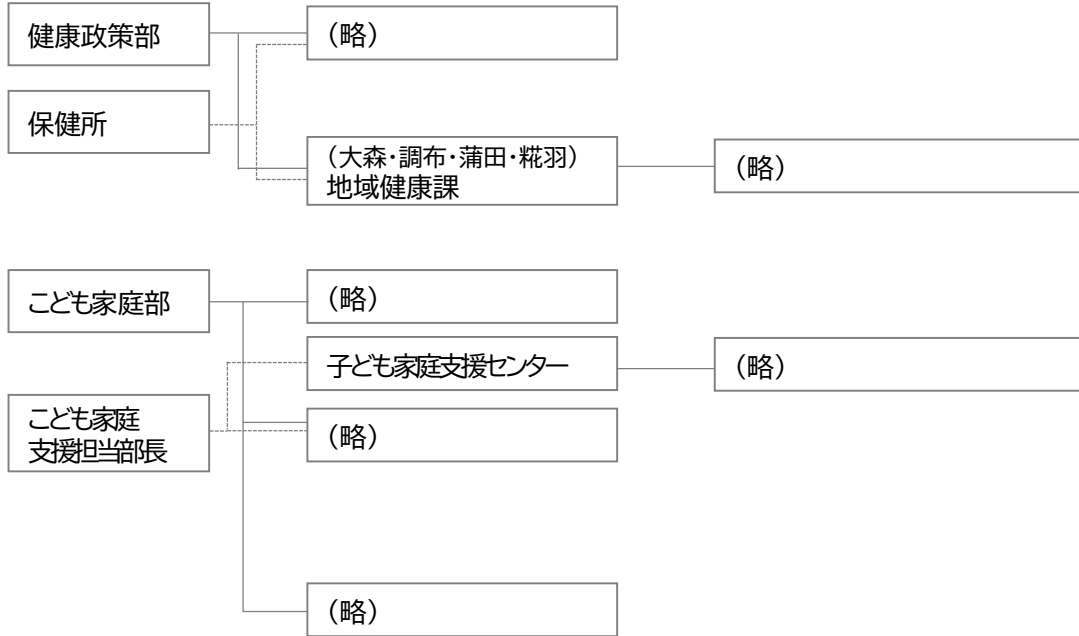
▶ 組織改正の見方

  = 新設

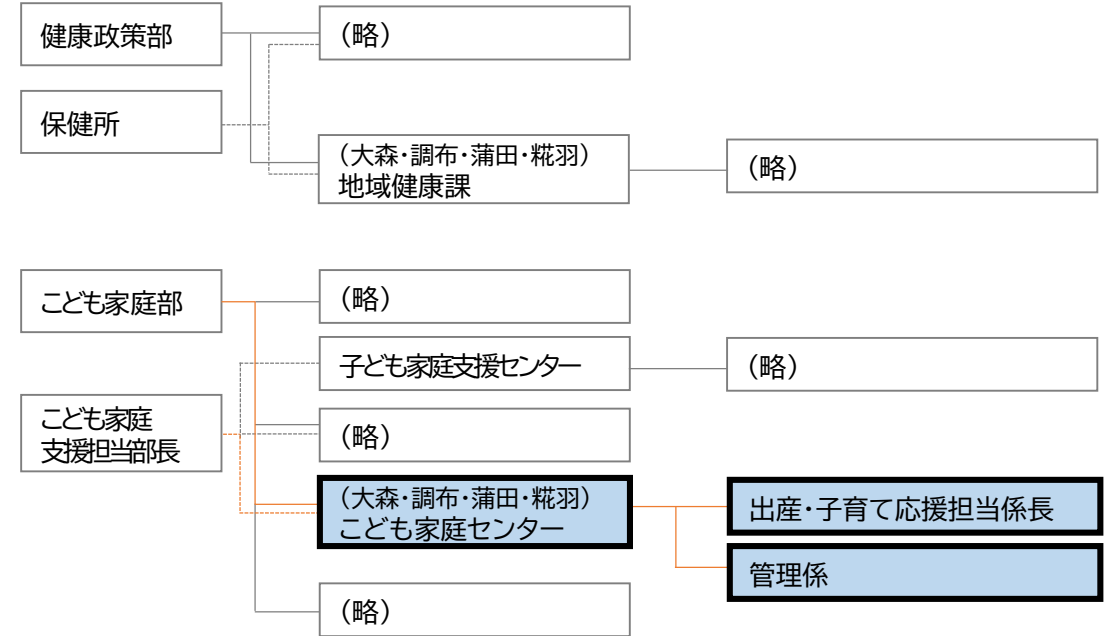
※ 記載のない組織については改正を行わない。  
 ※ 組織改正の概要を下部で説明し、  
 該当組織及び指揮命令系統は上部の図で示す。

総務財政委員会 令和6年7月12日
企画経営部 資料3番
所管 企画課

### ▶ 現行



### ▶ 改正後



#### (1) 4地域庁舎に「子ども家庭センター」を新設

- ◆ 母子保健と児童福祉の一体的な予防的支援による虐待の未然防止強化及び子育て支援に取り組み、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへの切れ目ない包括的な相談支援等を展開し、地域の子どもを守り支える体制を整備するため、4地域庁舎に「子ども家庭センター」を新設する。
- ◆ 「子ども家庭センター」は、“母子保健及び児童福祉の内、予防的支援に関する事務及び子育て支援に関する利用者支援事務”を分担する。
- ◆ 「子ども家庭センター」の新設に伴い、「出産・子育て応援担当係長」及び「管理係」を新設する。「管理係」はセンターの庶務を分担し、このほかの事務を「出産・子育て応援担当係長」が分担する。

#### (2) 子ども家庭センター設置に伴う一部事務移管

- ◆ 「健康政策部地域健康課」の事務のうち、“母子保健に関する事務”の一部を「子ども家庭部子ども家庭センター」に移管する。
- ◆ 「子ども家庭部子ども家庭支援センター」の事務のうち、“児童福祉に関する事務”の一部を「子ども家庭部子ども家庭センター」に移管する。

## こどもと家庭の相談窓口機能（こども家庭センター）の設置について

母子保健と児童福祉が連携して一体的に妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、以下のとおりこどもと家庭の相談窓口機能（こども家庭センター）を設置する。

### 1 大田区のめざす姿

全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの切れ目ない包括的な相談支援等を展開し、地域のこどもを守り支える。

### 2 こどもと家庭の相談窓口機能（こども家庭センター）整備に関する大田区の取り組み方針

- (1) 妊娠期からつながるこどもと家庭の相談窓口を地域庁舎に設置することで、区民の身近な場所で相談や情報提供を行うとともに、母子保健と児童福祉が連携して一体的に支援する。
- (2) 地域庁舎内において、母子保健、児童福祉、地域福祉、生活福祉の各部門が相互連携を深め、包括的支援が実施しやすい体制とする。
- (3) 特に予防的支援を軸に相談支援を充実し「虐待の未然防止」強化に取り組む。
- (4) 児童虐待等の要支援ケースは「子ども家庭支援センター」と連携して対応する。

### 3 こどもと家庭の相談窓口機能（こども家庭センター）の設置

#### (1) 設置場所

4 地域庁舎に設置する（地域健康課に隣接して設置）。

#### (2) 設置時期

令和6年10月

(3) 業務内容

- ① 妊産婦・子育て世帯・こどもの相談支援等
- ② 状況把握、情報提供、必要な調査・指導
- ③ 支援が必要な妊産婦・こども等へのサポートプランの作成
- ④ 関係機関との連絡調整

(4) 主な配置職員

- ・センター長

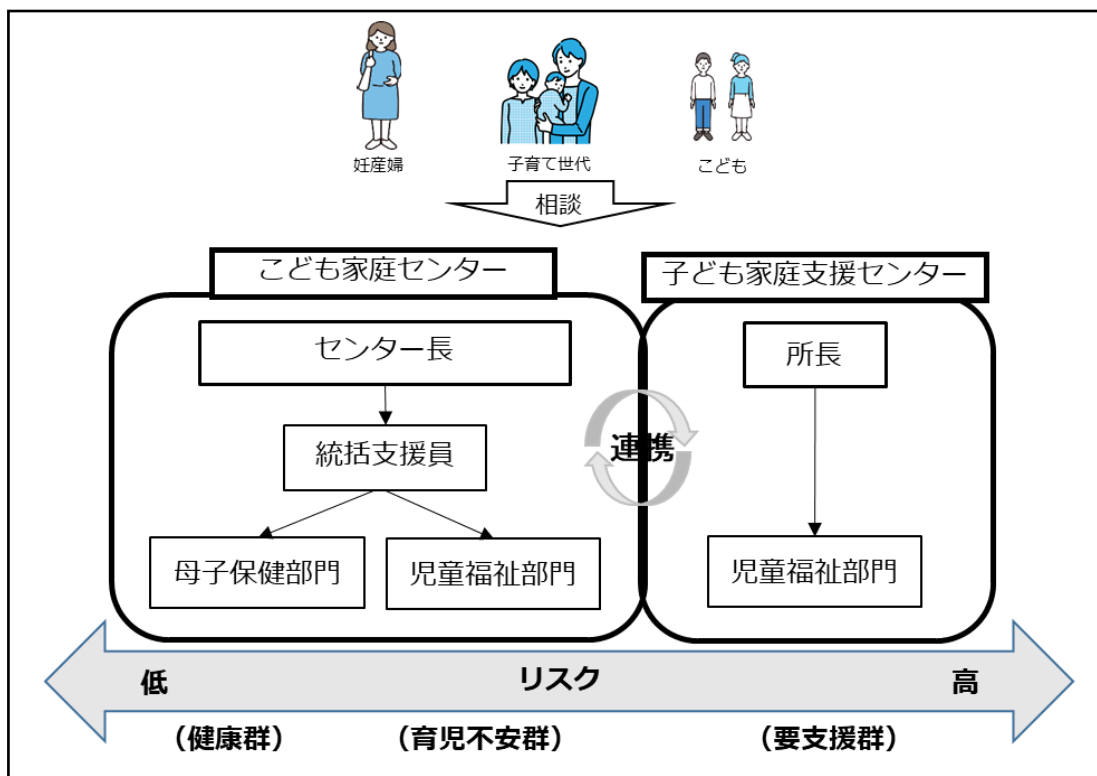
妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、母子保健機能と児童福祉機能について一元的な指揮命令を行う。

- ・統括支援員

センター長の下で、母子保健・児童福祉の両面から包括的な支援ができるようマネジメントを行う。

- ・保健師
- ・こども家庭支援員

4 こどもと家庭に関する相談支援イメージ



総務財政委員会
令和6年7月12日
総務部 資料2番
所管 総務課

## 令和6年度 第1回大田区総合教育会議の開催について

### 1 総合教育会議について

区長と教育委員会が、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整を行うことにより、相互の連携をさらに強化し、よりいっそう民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としています。

### 2 日 時

令和6年9月9日（月） 午後4時開会

### 3 場 所

大田区役所本庁舎5階 庁議室

### 4 内 容

- (1) 国際教育の推進
- (2) 自分らしく生きるための学びの支援

## 大田区を離職した管理職員の再就職状況について

### 1 概要

地方公務員法では、区の職員が退職し、その後営利企業等に再就職した場合に、現職の職員に対して、売買、請負などの契約に関して、職務上の行為をするように、またはしないように要求し、または依頼することを禁ずると規定しています。

この規定の適正を確保するため、大田区では、区を離職した管理職員が離職後2年以内に営利企業等に再就職した場合には、その旨を区に報告させることとし、その報告に基づいて、これを公表することとしています。

### 2 再就職の状況

氏名	離職時役職	離職年月日	再就職先名称	再就職先役職	再就職年月日
須川 孝芳	総務部危機管理室長	令和5年 3月31日	協和産業株式会社	—	令和5年 9月1日
町田 達彦	スポーツ・文化・国際都市部副参事<公益財団法人大田区スポーツ協会派遣>	令和6年 3月31日	公益財団法人 大田区スポーツ協会	事務局長	令和6年 4月1日
鴨志田 隆	スポーツ・文化・国際都市部副参事<公益財団法人大田区文化振興協会派遣>	令和6年 3月31日	公益財団法人 大田区文化振興協会	事務局長	令和6年 4月1日
白鳥 信也	スポーツ・文化・国際都市部副参事<公益財団法人大田区文化振興協会派遣>	令和6年 3月31日	公益財団法人 大田区文化振興協会	龍子記念館館長	令和6年 4月1日
中村 純子	スポーツ・文化・国際都市部副参事<一般財団法人国際都市おおた協会派遣>	令和6年 3月31日	一般財団法人 国際都市おおた協会	事務局長	令和6年 4月1日
浜口 和彦	産業経済部副参事<公益財団法人大田区産業振興協会>	令和6年 3月31日	公益財団法人 大田区産業振興協会	産業者支援部長	令和6年 4月1日
久保 輝幸	福祉部副参事<公益社団法人大田区シルバー人材センター派遣>	令和6年 3月31日	株式会社 大田まちづくり公社	事業部長	令和6年 4月1日

氏名	離職時役職	離職年月日	再就職先名称	再就職先役職	再就職年月日
青木 重樹	上池台障害者福祉会館長	令和6年 3月31日	公益社団法人 大田区シルバー 人材センター	事務局長	令和6年 4月1日
長谷川 浩二	健康政策部糶谷・羽田地域健康課長	令和6年 3月31日	多摩川緑地広場 管理公社	—	令和6年 4月1日
北村 操	こども家庭部副参事 (子育て施設基盤整備担当)	令和6年 3月31日	一般社団法人 大田区環境公社	総務部長	令和6年 4月1日

### 3 公表方法

本委員会終了後、区ホームページで公表

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、15,000 万円未満のもの

報 告 番 号	1
工 事 件 名	道路舗装改良工事（美原通り）
契 約 金 額	¥101,200,000-
契約の相手方	大田区大森北三丁目 13 番 5 号 株式会社興陽開発 代表取締役 井上 繁昭
契 約 年 月 日	令和 6 年 7 月 1 日
工 期	令和 7 年 2 月 26 日
工 事 概 要	
<p>(1) 工事場所 大田区大森東一丁目 6 番から大森東一丁目 17 番先</p> <p>(2) 工事内容 ア 舗装工 一式 イ 排水施設工 一式 ウ 街築工 一式 エ 交通安全施設工 一式</p> <p>(3) 案内図</p>	





工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、15,000 万円未満のもの

報 告 番 号	2
工 事 件 名	大田区大森本町一、二丁目付近管路耐震化工事
契 約 金 額	¥ 9 6 , 8 0 0 , 0 0 0 -
契 約 の 相 手 方	大田区西糀谷三丁目 22 番 13 号 村石建工株式会社 代表取締役 村石 玲王奈
契 約 年 月 日	令 和 6 年 7 月 1 日
工 期	令 和 7 年 3 月 1 4 日

工 事 概 要

- (1) 工事場所  
大田区大森本町一丁目外 3 か所
- (2) 工事内容
  - ア 既設人孔改造 (耐震化) 58 か所
  - イ 既設人孔改造 (人孔浮上抑制) 24 か所
- (3) 案内図





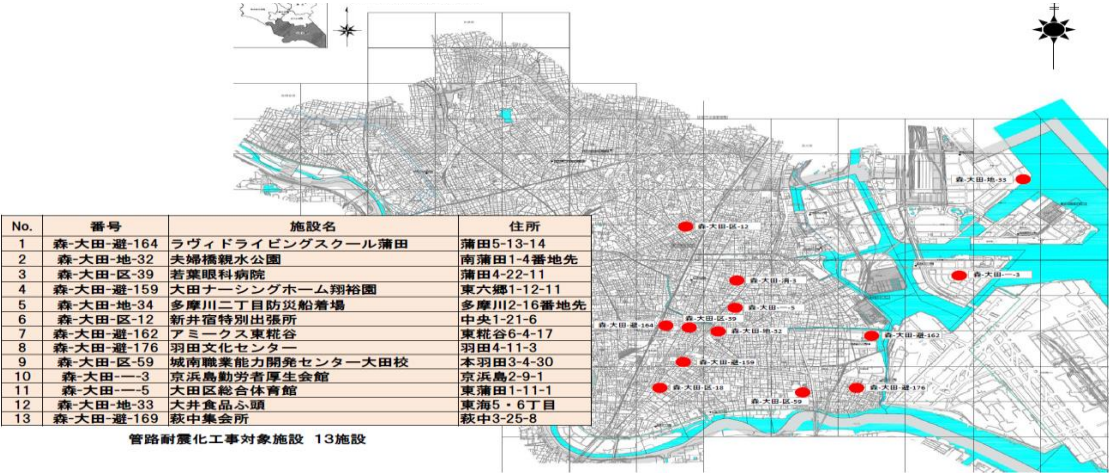
工事請負契約の報告について

※ 契約金額 6,000 万円以上、15,000 万円未満のもの

報告番号	3
工事件名	大田区中央一丁目、羽田四丁目付近管路耐震化工事
契約金額	¥66,847,000-
契約の相手方	足立区青井三丁目12番10号 東信工業株式会社 代表取締役 山口 裕央
契約年月日	令和6年6月17日
工期	令和7年1月24日

工事概要

- (1) 工事場所  
大田区中央一丁目、羽田四丁目外 11 箇所
- (2) 工事内容
  - ア 既設人孔改造（耐震化） 26 箇所
  - イ 既設人孔改造（人孔浮上抑制） 28 箇所
  - ウ 汚水ます 14 箇所
  - エ 汚水ます取付管 4.24m
- (3) 案内図





工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、15,000 万円未満のもの

報 告 番 号	4
工 事 件 名	大田区立高畑小学校給食室改修工事
契 約 金 額	¥ 8 2 , 9 4 0 , 0 0 0 -
契 約 の 相 手 方	大田区中央二丁目 17 番 1 号 株式会社鏑谷工務店 代表取締役 鏑谷 勉
契 約 年 月 日	令 和 6 年 6 月 1 7 日
工 期	令 和 7 年 2 月 2 8 日

工 事 概 要

- (1) 工事場所  
大田区西六郷三丁目 28 番 23 号
- (2) 工事内容  
給食室及びワゴンプールの全面改修工事 一式
- (3) 案内図



# 入札経過調書

入札年月日	件名	大田区立高畑小学校給食室改修工事		
令和6年6月17日				
入札参加者		第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)	
1	株式会社鐺谷工務店	ㄥ¥75,400,000		
2	株式会社河津建設	¥79,400,000		
3	拓栄建設株式会社	¥83,200,000		
4				
5				
6				
7				
8				

契約の相手方	名称	株式会社鐺谷工務店		
	所在地	大田区中央二丁目17番1号		
契約金額(税込)	¥82,940,000	(落札率98.73%)		
	(税抜)	¥75,400,000		
予定価格(税込)	¥84,008,100			
	(税抜)	¥76,371,000		

総務財政委員会 令和6年7月12日
総務部 資料4番
所管 経理管財課

## 工事請負契約の報告について

※ 契約金額6,000万円以上、15,000万円未満のもの

報告番号	5
工事件名	中富小学校ほか12校及び大森第一中学校ほか8校便所洋式化工事
契約金額	¥108,900,000-
契約の相手方	大田区仲六郷三丁目26番9号 株式会社興伸商会 代表取締役社長 佐藤 明男
契約年月日	令和6年6月24日
工期	令和7年2月14日
工事概要	
(1) 工事場所 大田区大森東五丁目6番24号 ほか21校	
(2) 工事内容 便所洋式化工事 一式	
(3) 工事場所 別紙のとおり	



小中	学校名	住所
小学校	中富小学校	大森東5-6-24
	大森第一小学校	大森東3-1-18
	開桜小学校	大森西2-26-3
	大森第三小学校	大森西5-22-18
	大森第五小学校	大森本町1-10-5
	入新井第五小学校	大森北6-4-8
	山王小学校	山王1-26-33
	馬込小学校	南馬込1-34-1
	梅田小学校	南馬込6-6-1
	池上小学校	池上1-33-8
	池上第二小学校	中央8-9-1
	徳持小学校	池上7-18-1
	入新井第四小学校	中央3-5-8
中学校	大森第一中学校	大森南5-6-5
	大森東中学校	大森東4-1-1
	大森第二中学校	大森北6-18-1
	大森第八中学校	大森西2-21-1
	馬込中学校	西馬込2-35-6
	馬込東中学校	南馬込2-26-30
	貝塚中学校	中馬込3-13-1
	大森第四中学校	池上1-15-1
	大森第三中学校	中央4-12-8



総務財政委員会 令和6年7月12日
総務部 資料4番
所管 経理管財課

## 工事請負契約の報告について

※ 契約金額6,000万円以上、15,000万円未満のもの

報告番号	6
工事件名	六郷小学校ほか10校及び六郷中学校ほか6校便所洋式化工事
契約金額	¥83,600,000-
契約の相手方	大田区北千束一丁目66番11号 株式会社清香園 代表取締役 福田 健二
契約年月日	令和6年6月24日
工期	令和7年2月14日
工事概要	
(1) 工事場所 大田区東六郷三丁目7番1号 ほか17校	
(2) 工事内容 便所洋式化工事 一式	
(3) 工事場所 別紙のとおり	

## 別紙

小中	学校名	住所
小学校	六郷小学校	東六郷3-7-1
	西六郷小学校	西六郷2-3-1
	高畑小学校	西六郷3-28-23
	仲六郷小学校	仲六郷1-26-1
	南六郷小学校	南六郷3-7-1
	多摩川小学校	矢口3-26-25
	相生小学校	西蒲田6-19-1
	道塚小学校	新蒲田3-3-18
	蒲田小学校	蒲田1-30-1
	南蒲小学校	南蒲田1-12-11
	新宿小学校	蒲田本町1-5-1
中学校	六郷中学校	仲六郷3-11-11
	南六郷中学校	南六郷3-2-1
	矢口中学校	下丸子2-23-1
	御園中学校	西蒲田8-5-1
	蓮沼中学校	西蒲田2-3-1
	東蒲中学校	東蒲田2-38-1
	蒲田中学校	蒲田1-12-5



工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、15,000 万円未満のもの

報 告 番 号	7
工 事 件 名	本庁舎地下4階消火用始動盤更新工事
契 約 金 額	¥83,710,000－ 随意契約
契 約 の 相 手 方	大田区大森北二丁目3番15号 大田空調衛生協同組合 代表理事 小國 博明
契 約 年 月 日	令和 6 年 6 月 10 日
工 期	令和 7 年 3 月 14 日

工 事 概 要

- (1) 工事場所  
大田区蒲田五丁目13番14号
- (2) 工事内容  
地下4階消火用始動盤更新工事 一式
- (3) 案内図



工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、15,000 万円未満のもの

報 告 番 号	8
工 事 件 名	大森第四中学校給食室全面改修その他機械設備工事
契 約 金 額	¥ 6 9 , 3 0 0 , 0 0 0 -
契 約 の 相 手 方	大田区北嶺町 34 番 4 号 富田工業株式会社 代表取締役 富田 哲行
契 約 年 月 日	令 和 6 年 7 月 1 日
工 期	令 和 7 年 2 月 2 8 日

工 事 概 要

- (1) 工事場所  
大田区池上一丁目 15 番 1 号
- (2) 工事内容  
給食室全面改修その他工事に伴う機械設備工事 一式
- (3) 案内図







総務財政委員会 令和6年7月12日
総務部 資料4番
所管 経理管財課

## 工事請負契約の報告について

※ 契約金額6,000万円以上、15,000万円未満のもの

報告番号	9
工事件名	東調布第一小学校ほか9校及び田園調布中学校ほか3校便所洋式化工事
契約金額	¥69,300,000-
契約の相手方	大田区北千束一丁目66番11号 株式会社清香園 代表取締役 福田 健二
契約年月日	令和 6 年 6 月 24日
工期	令和 7 年 2 月 14日
工事概要	
(1) 工事場所 大田区田園調布南28番7号 ほか13校	
(2) 工事内容 便所洋式化工事 一式	
(3) 工事場所 別紙のとおり	

## 別紙

小中	学校名	住所
小学校	東調布第一小学校	田園調布南28-7
	調布大塚小学校	雪谷大塚町12-1
	嶺町小学校	田園調布南6-10
	千鳥小学校	千鳥2-5-1
	久原小学校	久が原4-12-10
	池雪小学校	東雪谷5-7-1
	小池小学校	上池台2-22-7
	雪谷小学校	南雪谷3-9-23
	洗足池小学校	南千束3-35-2
	清水窪小学校	北千束1-20-15
中学校	田園調布中学校	田園調布2-60-1
	雪谷中学校	南雪谷5-1-1
	大森第十中学校	仲池上2-13-1
	大森第六中学校	南千束1-33-1

# 入札経過調書

入札年月日		件名	東調布第一小学校ほか9校及び田園調布中学校ほか3校便所洋式化工事		
令和6年6月24日					
入札参加者		第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)		
1	株式会社興伸商会	¥67,000,000			
2	株式会社清香園	レ¥63,000,000			
3	中央電機設備株式会社	¥77,000,000			
4					
5					
6					
7					
8					

契約の相手方 名称 株式会社清香園  
 所在地 大田区北千束一丁目66番11号

契約金額(税込) ¥69,300,000 (落札率98.65%)  
 (税抜) ¥63,000,000

予定価格(税込) ¥70,249,850  
 (税抜) ¥63,863,500

総務財政委員会 令和6年7月12日
総務部 資料4番
所管 経理管財課

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、15,000 万円未満のもの

報 告 番 号	10
工 事 件 名	大田区立東調布第三小学校校舎（棟番号①-4ほか）取壊し工事
契 約 金 額	¥ 1 3 0 , 9 0 0 , 0 0 0 -
契 約 の 相 手 方	大田区北馬込二丁目 32 番 4 号 第一解体工事株式会社 代表取締役 森 悦子
契 約 年 月 日	令 和 6 年 7 月 1 日
工 期	令 和 7 年 3 月 7 日
工 事 概 要	
<p>(1) 工事場所 大田区南久が原二丁目 17 番 1 号</p> <p>(2) 工事内容 ア 取壊し工事 一式 イ 外構撤去工事 一式 ウ ア及びイに伴う電気・機械設備工事 一式</p> <p>(3) 案内図</p>	

# 入札経過調書

入札年月日		件名			
令和6年7月1日					
入札参加者		第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)		
1	板原工業株式会社	¥130,000,000 総合点19.1点 価格点6.1点 技術点13点		/	
2	カイトイ工業株式会社	¥131,000,000 総合点17.9点 価格点4.9点 技術点13点			
3	門倉工業株式会社 東京営業所	¥125,100,000 総合点23.2点 価格点11.2点 技術点12点			
4	金沢商店株式会社	¥102,000,000 総合点19.0点 価格点0点 技術点19点			
5	酒井建設工業株式会社	¥130,000,000 総合点21.1点 価格点6.1点 技術点15点			
6	第一解体工事株式会社	<del>¥</del> ¥119,000,000 総合点35.9点 価格点15.9点 技術点20点			
7					
8					

契約の相手方	名称	第一解体工事株式会社
	所在地	大田区北馬込二丁目32番4号
契約金額(税込)	¥130,900,000	(落札率89.21%)
	(税抜)	¥119,000,000
予定価格(税込)	¥146,729,000	
	(税抜)	¥133,390,000

総務財政委員会 令和6年7月12日
総務部 資料4番
所管 経理管財課

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、15,000 万円未満のもの

報 告 番 号	11
工 事 件 名	大森第一中学校校舎棟外壁改修その他工事（I期）
契 約 金 額	¥ 1 3 5 , 8 5 0 , 0 0 0 -
契 約 の 相 手 方	大田区蒲田四丁目 45 番 9 号 小川建設株式会社 代表取締役 小川 健
契 約 年 月 日	令 和 6 年 7 月 2 日
工 期	令 和 7 年 2 月 2 8 日

工 事 概 要

(1) 工事場所

大田区大森南五丁目 6 番 5 号

(2) 工事内容

- ア 外壁改修工事 一式
- イ 防水改修工事 一式
- ウ 石綿撤去工事 一式
- エ 鉄部塗装改修工事 一式
- オ E x p . J 改修工事 一式

(3) 案内図



# 入札経過調書

入札年月日 令和6年7月2日	件名	大森第一中学校校舎棟外壁改修その他工事（I期）		
入札参加者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）	
1	小川建設株式会社	¥127,500,000	レ ¥123,500,000	
2	株式会社鶴谷工務店	辞退		
3	株式会社河津建設	辞退		
4	株式会社蔵王建設	¥130,200,000	不参	
5	サンユー建設株式会社	辞退		
6	醍醐建設株式会社	辞退		
7	拓栄建設株式会社	辞退		
8	三ツ木建設工業株式会社	辞退		
9	山田建設株式会社	辞退		
10	幸建設株式会社	辞退		
11	株式会社湯建工務店	¥133,000,000	不参	
12	横山建設株式会社	辞退		
13	リノ・ハピア株式会社	辞退		

契約の相手方	名称	小川建設株式会社	
	所在地	大田区蒲田四丁目45番9号	
契約金額（税込）	¥135,850,000	（落札率98.10%）	
（税抜）	¥123,500,000		
予定価格（税込）	¥138,479,000		
（税抜）	¥125,890,000		

総務財政委員会

令和6年7月12日

区民部 資料2番

所管 納税課・国保年金課

## 令和5年度 収納状況報告

### 特別区民税

(単位:千円、%)

	令和5年度					令和4年度				
	予算額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	予算 収納率 (C/A)	調定 収納率 (C/B)	予算額 (D)	調定額 (E)	収入済額 (F)	予算 収納率 (F/D)	調定 収納率 (F/E)
現年分	74,730,390	76,082,733	75,530,393	101.07	99.27	72,792,116	74,134,990	73,609,953	101.12	99.29
滞納繰越分	517,851	766,631	438,681	84.71	57.22	468,591	749,915	453,674	96.82	60.50
合計	75,248,241	76,849,364	75,969,074	100.96	98.85	73,260,707	74,884,905	74,063,628	101.10	98.90

### 国民健康保険料

(単位:千円、%)

	令和5年度					令和4年度				
	予算額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	予算 収納率 (C/A)	調定 収納率 (C/B)	予算額 (D)	調定額 (E)	収入済額 (F)	予算 収納率 (F/D)	調定 収納率 (F/E)
現年分	14,503,198	15,888,188	14,343,949	98.90	90.28	14,283,664	16,573,994	14,888,189	104.23	89.83
滞納繰越分	908,168	3,066,476	903,866	99.53	29.48	923,872	3,093,204	911,158	98.62	29.46
合計	15,411,366	18,954,665	15,247,815	98.94	80.44	15,207,536	19,667,199	15,799,348	103.89	80.33

### 後期高齢者医療保険料

(単位:千円、%)

	令和5年度					令和4年度				
	予算額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	予算 収納率 (C/A)	調定 収納率 (C/B)	予算額 (D)	調定額 (E)	収入済額 (F)	予算 収納率 (F/D)	調定 収納率 (F/E)
現年分	9,770,462	9,917,562	9,847,904	100.79	99.30	9,559,537	9,759,097	9,677,576	101.23	99.16
滞納繰越分	59,525	135,494	72,163	121.23	53.26	52,330	119,503	59,341	113.40	49.66
合計	9,829,987	10,053,057	9,920,067	100.92	98.68	9,611,867	9,878,601	9,736,918	101.30	98.57